

を千葉縣師範學校に於て開設し、又資格向上の目的に依り大正十五年七月尋常小學校本科正教員文科理科講習を三箇月間男女兩師範學校に於て開設した。昭和三年十月より尋常小學校本科正教員長期講習を、昭和六年七月下旬より九月上旬迄の間に縣下新任校長及次席訓導に對し各三週間共に千葉縣師範學校に講習會を開設した。昭和三年四月以來修業年限一箇年を以て幼稚園保母養成所を千葉縣女子師範學校に開設して居る。

師範學校一覽 (昭和八年度)

學 校 名	位 置	創 立	生 徒 定 員	卒 業 者 數
千葉縣師範學校	千葉市 猪ノ鼻	明治七年五月十五日	本科第一部三二〇 專攻科 二〇〇	五、三六七
千葉縣女子師範學校	千葉市 千葉	明治三十七年四月一日	本科第一部二〇〇 專攻科 二〇〇	二、七八一

(昭和八年同九年發行千葉縣學事要覽に據る)

二、師範學校規程の改正

昭和六年一月文部省令第一號を以て師範學校規程に改正を加へた。大正十四年四月改正に漏れたると思はれる修業年限學科課程等につきて改正が行はれた。これまで二部の修業年限については問題視されてゐたのを、今回これを男女共二年に延長され、二部の教育を充實されたのである。又學科課程を改正し従來の法制經濟を公民科に、農業、商業を實業に、博物、物理、化學を理科に改め尙本

科第一部の四學年以上及本科二部に選修學科を増課してこれを修めしむることとした。要するに十四年四月の改正は豫備科を廢止し本科第一部の修業年限を男女共五年に延長し、專攻科を設置したるが主なるもので、今回の改正は、本科第二部の修業年限を二箇年に延長し學科課程の改正を行つたことが主眼である。左に學科課程の配列につきて左の如く規定した。

第五條 本科第一部ノ男生徒ニ課スヘキ學科目ハ修身、公民科、教育、國語漢文、歴史、地理、英語、數學、理科

實業、圖畫、手工、音樂、體操トス

前項ノ學科目ヲ必修セシムルノ外第四學年以上ニ在リテハ國語漢文、歴史、地理、英語、數學、理科、實業、圖畫、手工、音樂ノ中ニ就キ其ノ數科目ヲ増課選修セシム

第六條 本科第一部ノ女生徒ニ課スヘキ學科目ハ修身、公民科、教育、國語漢文、歴史、地理、英語、數學、理科、家事、裁縫、圖畫、手工、音樂、體操トス

前項ノ學科目ヲ必修セシムルノ外第四學年以上ニ在リテハ國語漢文、歴史、地理、英語、數學、理科、家事、裁縫、實業、圖畫、手工、音樂ノ中ニ就キ其ノ數科目ヲ増課選修セシム

第七條 本科第二部ノ男生徒ニ課スヘキ學科目ハ修身、公民科、教育、國語漢文、歴史、地理、數學、理科、實業、圖畫、手工、音樂、體操トス

前項ノ學科目ヲ必修セシムルノ外外國語漢文、歴史、地理、英語、數學、理科、實業、圖畫、手工、音樂ノ中ニ就キ其ノ數科目ヲ増課選修セシム

實業學校 尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五箇年ノ實業學校及之ト同等以上ノ實業學校但シ實業補習學校ヲ除ク
ル實業ヲ課セサルコトヲ得サルコトヲ得

第八條 本科第二部ノ女生徒ニ課スヘキ學科目ハ修身、公民科、教育、國語漢文、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫、圖畫、手工、音樂、體操トス

前項ノ學科目ヲ必修セシムルノ外國語漢文、歴史、地理、英語、數學、理科、家事、裁縫、實業、圖畫、手工、音樂ノ中ニ就キ其ノ數科目ヲ增課選修セシム

又各學科ノ教授内容に關して幾多の變更を加へた左に修身、公民科、教育等一二の學科目につきこれを掲げ其の他の學科目は省略す。

第九條 修身ハ教育ニ關スル 勅語ノ旨趣ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ鞏固ナル意志ヲ鍛鍊シ殊ニ我カ國體ニ關スル信念ヲ養ヒ教育者タルノ人格ヲ陶冶シ實踐躬行ニ導キ且小學校ニ於ケル修身教授ノ方法ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス

修身ハ道德ノ要領ヲ授ケ就中我カ國民道德ノ由來ト特質トヲ悟ラシメ建國ノ體制及國體ノ本義ヲ明ニシ國家社會及家ニ對スル責務並人格修養ニ關シ必要ナル事項ヲ知ラシメ更ニ倫理學ノ概要ト社會生活ノ理論ノ一斑ヲ理解セシムルト共ニ時代思想ニ對スル正シキ批判力ヲ養ヒ道德的の信念ヲ確立セシムルニ力メ且作法及教授法ヲ授クヘシ

第十條 公民科ハ國民ノ政治生活、經濟生活、並社會生活ヲ完ウスルニ足ルヘキ知徳ヲ涵養シ殊ニ憲法ノ精神ト共存共榮ノ本義トヲ會得セシメ公共ノ爲ニ奉仕シ協同シテ事ニ當ルノ氣風ヲ養ヒ以テ善良ナル立憲自治ノ民タルノ素地ヲ育成シ且小學校ニ於ケル公民教育ノ方法ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス

公民科ハ憲政自治ノ本義ヲ明ニシ日常生活ニ適切ナル法制上經濟上並社會上ノ事項ヲ授クヘシ

第十一條 教育ハ教育ニ關スル一般ノ智識ヲ得シメ特ニ小學校教育ノ理論及方法ヲ詳ニシ教育者タルノ精神ヲ養ヒ教育ヲ樂シムノ念ヲ培養スルヲ以テ要旨トス

教育ハ心理學、論理學、教育學、教授法及保育法ノ概説、近世教育史ノ概要、教育制度、學校ノ經營及管理、學校衛生等ヲ授ケ又教育實習ヲ課スヘシ尙女生徒ニ就テハ便宜保育實習ヲ課スヘシ

第二十七條 專攻科ノ男生徒ニ課スヘキ學科目ハ修身、哲學、教育、國語漢文、實業、體操トス

前項ノ學科目ヲ必修セシムルノ外公民科、心理及論理、國語漢文、歴史、地理、英語、數學、理科、實業、圖畫、手工、音樂、體操ノ中ニ就キ其ノ數科目ヲ增課選修セシム

專攻科ノ女生徒ニ課スヘキ學科目ハ修身、哲學、教育、國語漢文、家事裁縫、體操トス

前項ノ學科目ヲ必修セシムルノ外公民科、心理及論理、國語漢文、歴史、地理、英語、數學、理科、家事、裁縫、實業、圖畫、手工、音樂、體操ノ中ニ就キ其ノ數科目ヲ增課選修セシム

師範學校專攻科派員方 大正十四年四月文部省令第八號を以て師範學校規程を改正し小學校教員の素質向上の目的を以て始めて專攻科を設置し一層優良なる教員を養成せんが爲在學中の給費を多くし且卒業後の待遇をもよくして多數入學せしめ得る方法を講せられ度旨文部省より左の通牒を發した。

師範學校專攻科振興方 昭和二年二月十九日 各地方廳へ普通學務局通牒

師範學校專攻科ハ御承知ノ通小學校教員ノ素質向上ヲ目的トスルモノニシテ這般ノ師範學校規程改正ノ一眼目ニ屬シ其ノ施設ノ良否ハ將來師範教育ノ振否ニ關スル所大ナリト思料セララルルニ付此際貴管内一般小學校教員ニ對シ專攻科設置ノ趣旨ヲ周知セシメ進ンテ之ニ入學シテ研究スノ風ヲ興シナルヘク在學中ノ給費額ヲ増加シテ優良ナルモノヲ多數入學セシメ得ルノ方法ヲ講シ且卒業者ノ就職並俸給額ニ就テハ地方ノ情況ニ應シ努メテ優遇セララルル様特ニ御配慮相煩度 (文部省例規類纂)

生徒募集中止の處置方 昭和六年一月改正の師範學校規程第二條に「本科ハ之ヲ第一部及第二部トス但シ文部大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ一ヲ置カサルコトヲ得」とあるを以て別に訓令を以て其の施行上の注意を與へても府縣に於ては地方財政上の都合成るべく經費を緊縮せしめんとする事情より一部生を廢止して二部生のみを置かんとする場合が少くないのでかくては改正の旨趣に反するので文部次官より地方長官へ宛左の通牒を發した。

師範學校本科第一部及第二部生徒募集中止ノ場合ノ處置方 昭和六年五月十一日 各地方長官へ文部次官通牒 發 普 二 八 號

師範學校ニ於テハ本科第一部及第二部ハ之ヲ併セ置クヲ本體トシ何レカ其ノ一ヲ置カサルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘキ規定（師範學校規程第二條）ナルニ付テハ右ノ内何レカ其ノ一ヲ廢止セントスルトキハ勿論假令生徒募集ノ一時中止ニ因ルモ其ノ結果カ第一部又ハ第二部ノ學級ヲ全然缺クニ至ルヘキ場合ニ於テハ同規程ニ依リ認可ヲ要スル義ニ付其ノ理由並師範學校ノ現在及將來ニ於ケル學級編制計畫等ヲ具シ申請相成度尙第一部又ハ第二部ノ學級ヲ全然缺クニ至ラサルモ右兩學科ノ内何レカノ生徒募集ヲ中止セントスルトキハ前記事項ヲ具シ豫メ本省ニ稟議ノ上實施相成度依命此段通牒ス（文部省例規類纂）

三、學則の改正

昭和五年一月本縣令第一號を以て學則中に改正を加へた。これは祝祭日の改正、女子師範學校本科第二部の修業年限延長、入學手續及入學試験に關する事項及附屬小學校の教科目中尋常小學校に手工を加へ、高等小學校男兒の爲に外國語を加へたのであつた。

昭和六年の改正 昭和六年三月本縣令第二號を以て學則に改正を行つた。その主なる點は生

徒をして選修せしむべき増課科目は學校長の裁量に任せたること、卒業生の服務年限を規定したること、附屬小學校の授業料及幼稚園の保育料を増加したること、卒業證書の裏書を改正したること、並第四條第十七條、第二號書式及第三號書式を削除したのである。

千葉縣令第十二號 昭和六年三月三十一日

千葉縣師範學則中左ノ通改正シ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四條 削除

第五條 生徒ヲシテ選修セシム増課科目ハ學校長之ヲ定ム

第十七條 削除

第三十條 第一項ノ各號ヲ次ノ如ク改ム

- 一 第一部公費男子卒業生ニ在リテハ四年半
- 二 第一部公費女子卒業生ニ在リテハ四年
- 三 第一部私費卒業生ニ在リテハ二年半
- 四 第二部公費卒業生ニ在リテハ一年半
- 五 第二部私費卒業生ニ在リテハ一年

第六十條 尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ノ授業料ハ第一學期第二學期ヲ夫々八拾錢第三學期ヲ六拾錢トシ高等小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ノ授業料ハ第一學期第二學期ヲ夫々貳圓第三學期ヲ壹圓五拾錢トス

第六十二條 保育料ハ毎月、授業料ハ毎學期指定ノ期日ニ保護者ヨリ之ヲ徴收ス

幼稚園ノ休業若ハ幼兒ノ缺席全月ニ亘ルトキハ其ノ月ノ保育料ヲ徴收セス小學校兒童ノ缺席全學期ニ亘ルトキ亦

同シ

第一號書式中「裏面」ヲ左ノ如ク改ム

選修シタル實業科目及増課
科目ハ左ノ通
一、何々
一、何々
一、何々

第二號書式及第三號書式削除

四 教授要目の改正

昭和六年一月師範學校規程改正の結果學科目中に或は分合が行はれ、或は法制及經濟が廢せられて新に公民科が設けられ、或は從來の「博物、物理、化學」を總括して「理科」となし、「農業又は商業」を改めて實業の名の下に工業も加へられ、その教授内容にも種々改正が行はれた。文部省は昭和六年三月文部省訓令第七號を以て師範學校教授要目を改正し、各學科目の教授内容の充實を期し以て師範教育を貫徹せしむるやう訓令した。左の通り

文部省訓令第七號 (昭和六年三月三十一日)

北海道廳

府

縣

大正十四年文部省訓令第七號師範學校教授要目左ノ通改正ス。地方長官ハ各學校長ヲシテ本改正要目ニ準據シ地方ノ

情況ニ適切ナル教授細目ヲ定メシメ以テ各科目教授ノ内容ヲ充實シ克ク師範教育ノ本旨ヲ貫徹センメンコトヲ期セラレヘシ

師範學校教授要目

本要目實施上ノ注意

修身、公民科、哲學、教育、國語漢文、歷史、地理、英語、數學、理科、家事、裁縫、實業(農業、工業、商業) 圖畫、手工、音樂

本要目實施上ノ注意

一 各學科目ヲ教授スルニハ其ノ固有ノ目的ヲ達スルコトニカムルト共ニ互ニ聯絡補益シテ統一ヲ保タンコトヲ要ス

二 本要目ニ掲ケタル事項及順序ハ斟酌ヲ加フルモ妨ナシ

三 教授用具ハ教授上差支ナキ限り成ルヘク日用品ヲ利用シ又ハ教員若ハ生徒ノ製作ニ係ルモノヲ以テ之ヲ充テン

コトニカムヘシ又諸學科目ニ通スル用具ハ成ルヘク之ヲ兼用スヘシ

四 教授ノ際小學校ニ於ケル教授ヲ顧慮シ生徒ヲシテ常ニ之ニ留意セシムルヤウ便宜指導スヘシ特ニ本科第二部ニ在リテハ小學校ニ於ケル教材ノ研究ニ重キヲ置キ且既修知識ノ整理補充ヲ爲サンコトニカムヘシ

本縣に於てもこの訓令に基き、同年七月二十四日本縣訓令第二十七號を以て縣下の情況に鑑み適切なる教授細目を編製し、以て各學科目の教授内容を充實し師範教育の本旨を徹底せしむるやう訓令した。

千葉縣訓令第二十二號 (昭和六年七月二十四日)

師範學校

今般文部省訓令第七號ヲ以テ師範學校教授要目ヲ改正セラレタリ學校長ハ宜シク之ニ準據シ縣下ノ情況ニ鑑ミ適切ナル教授細目ヲ定メ以テ各學科目教授ノ内容ヲ充實シ克ク師範教育本旨ノ徹底ヲ期スヘシ
明治四十三年六月千葉縣訓令甲第三十六號ハ之ヲ廢止ス

教練教授要目改正 大正十四年文部省訓令第六號を以て規定せられたものであるが昭和六年四月二十三日文部省訓令第十二號を以て左の如く一部を改正せられた。

文部省訓令第十二號（昭和六年四月二十三日）

大正十四年文部省訓令第六號教練教授要目中左ノ通改正ス

(一) 二教材ノ配當中師範學校(本科第一部)中學校、實業學校(修業年限五年以上)ノ表ノ備考中一ヲ左ノ通改ム

一 師範學校ニ在リテハ第三學年ヨリ執銃教練ヲ課スヘシ其ノ他ノ學校ニ在リテハ學校ノ狀況ニ依リ第三學年ノ後期ヨリ初歩ノ執銃教練ヲ課スルコトヲ得

(三) 三每週教授時數並毎年野外演習日數ノ表及備考中

師範學校	第一部	各學年	三
	第二部	各學年	一・五

備考 一ヲ左ノ通改ム

一 師範學校ニ在リテハ本科第一部第二部共最終學年ニ於テ三週間ノ軍事講習ヲ兵營又ハ野營地ニ於テ行フ但シ其ノ一週間以內ヲ前學年ニ繰上ケテ行フコトヲ得

この改正に伴ひ、本縣に於ても昭和六年七月二十四日日本縣訓令第二十四號を以て左記の通り土地の情況と生徒心身の發達とに鑑み、適切なる教程を定め教練を實施し、以て其の貫徹を期せしめるやう訓令した。

千葉縣訓令第二十四號（昭和六年七月二十四日）

師範學校、公私立中學校、公私立實業學校

學校ニ於ケル教練ノ實施ニ關シテハ大正十四年四月文部省訓令第六號ヲ以テ教練教授要目ヲ定メ今般更ニ文部省訓令第十二號ヲ以テ改正ヲ加ヘラレタリ陸軍現役將校ノ配屬ヲ受ケテ教練ヲ行フ學校ニ在リテハ宜シク本教練要目ノ示ス所ニ依リ土地ノ情況ト生徒心身ノ發達トニ鑑ミ適切ナル教程ヲ定メ以テ教練ヲ實施シ本旨ノ貫徹上遺憾ナキヲ期スヘシ

五 教 職 員

職員の待遇 師範學校長は奏任文官として從來高等官四等が止りであつたのを昭和六年八月三等迄陞叙されることに改正した。従つて引續き五年以上高等官三等に在つて功績顯著なる者は勅任待遇に進み得る途が開けたのである。俸給は官吏減俸令の結果同年七月より千四百七拾圓以上三千四百圓と改正した。

教諭は公立學校職員待遇官等等級令及公立學校職員俸給令に依るもので從來官等は五等まで、あつたのを同年八月四等迄陞すことが出来るやうになり且奏任待遇者の數を増すことが出来ることになつた。即ち

勅令第二百五號（昭和六年八月六日）

公立學校職員制中左ノ通改正ス
第七條第一項ヲ左ノ如ク改ム

師範學校、中學校、高等女學校、實業學校並盲學校及聾啞學校ノ中等部ノ教諭ニシテ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得ル者ノ員數ハ師範學校ニ在リテハ學級數五學級以下ナルトキハ五人以内トシ五學級ヲ超ユルトキハ二學級ヲ増ス毎ニ一人ヲ加ヘ中學校高等女學校實業學校並盲學校及聾啞學校ノ中等部ニ在リテハ學級數五學級以下ナルトキハ三人以内トシ五學級ヲ超ユルトキハ三學級ノ増ス毎ニ一人ヲ加フルコトヲ得但シ學級數三學級以下ノ學校ニ在リテハ二人ヲ超ユルコトヲ得ス

師範學校長勤績加俸令改正 官吏並學校職員ノ減俸に伴ひ師範學校長勤績加俸令改正せられ昭和六年勅令第百二十二號を左の通り改正せられ即日施行せらる。

別表

勤績年數	勤績加俸年額
五年以上十年未満	九十六圓乃至百二十圓
十年以上十五年未満	百四十四圓乃至百六十八圓
十五年以上	百九十二圓乃至二百五十二圓

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ勤績加俸ヲ受クル者別ニ辭令ヲ發セラレサルトキハ其ノ百分ノ九十一ノ額ヲ受

ク但シ所定ノ最高限ヲ超ニルコトヲ得ス

前項ノ起定ニ依リ計算スル金額圓位未満ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

教諭以下教職員ノ年功加俸は公立學校職員年功加俸令に包含さるゝを以て中等教育の部に其の改正を掲載してある。

公立學校職員旅費支給規則改正 公立學校職員旅費支給規則中師範學校長が勅任待遇に進められたる爲今迄勅任待遇者に給する旅費額がなかつたので昭和七年三月縣令第十三號を左の通り改正した。

千葉縣令第十三號 (昭和七年三月三十一日)

公立學校職員旅費支給規則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表各號ヲ左ノ如ク改ム

第一號表中「奏任官奏任待遇者及同上ノ官職アル囑託員」欄ノ前ニ次ノ欄ヲ加フ

種別	普通		旅費		日額旅費	
	鐵道賃	船賃 一海里ニ付	車馬賃 一里ニ付	日當 一夜ニ付		宿泊料 一夜ニ付
勅任待遇者	縣内	七十錢	四圓二十五錢	五圓九十五錢	二圓五十錢	四圓
	縣外	八十錢	五圓十錢	六圓八十錢	二圓五十錢	五圓
長	學					

第二號表中「奏任官奏任待遇者及同上ノ官職アル囑託員」欄ノ前ニ次ノ欄ヲ加フ

種類	十	里未滿	二十	里未滿	二十	里以上
勤任待遇者	六	十	三	四	九	十
計	八	四	一	一	一	一

六 卒業生

服務義務 男子卒業生中の一年現役又は五ヶ月短期現役に服したる者の服役期間を服務義務期間に算入方疑義につき和歌山縣より照會に對し右服役期間は服務義務期間に算入せらるゝ旨文部省普通學務局より左の通り回答した。

師範學校卒業生ニシテ一年現役又ハ五箇月現役ニ服シタル期間ヲ服務義務期間ニ算入方疑義
昭和二年九月十三日 和歌山縣照會
學發第六六九五號

師範學校卒業生ニシテ一年現役ニ服シタル場合ノ期間ハ元師範學校規程第六十二條ノ二ヲ以テ服務義務期間ニ算入セラルコトニ定メラレ居候處現行規定ニハ之ヲ削除シ且經過規定トシテモ何等之ニ及フ所無之ハ現行規定ニ依リ元認メラレサリシ一年現役服役中ノ期間ヲ初メ五箇月現役ニ服シタル期間ハ共ニ有効期間ニ算入セラルコトナリタルモノト解シ可然哉差迫リ必要有之候條折返シ何分ノ御教示相成度候

右普通學務局回答 昭和二年九月二十一日 和普三〇號

九月十三日學第六六九五號ヲ以テ標記ノ件ニ關シ御照會ノ處右ハ御見解ノ通ニ付御了知相成度 (文部省例規類纂)

七 本縣師範學校狀況

教員資格者調 昭和八年六月十五日現在に據る本縣兩師範學校教員の資格は左の如くである。

學校名	教員總數	資格者		備考
		有資格者	無資格者	
千葉縣師範學校	二八	二二	六	
千葉縣女子師範學校	一九	一五	四	
計	四七	三七	一〇	

生徒兒童幼兒數調

昭和八年四月末日現在に據る本縣男女師範學校の生徒兒童幼兒數調

は左の如くである。

學校名	第一部					本科第二部		專攻科	計
	一年	二年	三年	四年	五年	一年	二年		
千葉縣師範學校	四〇	四二	七六	六〇	七四	八〇	四一	四三	四五六
千葉縣女子師範學校	四〇	四一	四一	三四	三九	四〇	三八	一五	二八八
計	八〇	八三	一一七	九四	一一三	一二〇	七九	五八	七四四

學校名	尋常科		計	高等科		計	學級數	
	男	女		男	女		尋常科	高等科
千葉縣師範學校	二六八	二四二	五一〇	七〇	一八	八八	一二	三
千葉縣女子師範學校	一六六	一七〇	三三六	五	六〇	六五	八	二
計	四三四	四一二	八四六	七五	七八	一五三	二〇	五

幼稚園	組數	保母	幼兒		計
			男	女	
三	三	三	四九	四二	九一

備考 女子師範學校ハ千葉縣幕張町ニ農村幼稚園ヲ設置ス。保母一人、幼兒男七〇、女七五、計一四五、組數三組
午後一時始午後三時終了、經費ハ主トシテ俸給手當月額四圓ニシテ他ハ一切幕張町ノ負擔ニ依ル

1 千葉縣師範學校

修業七則 將來社會の本鐸として立つべき生徒の自戒として定めた修業七則は左の如くである。これに據つて本校の學風を偲ぶに足らん。

- 一 國恩の厚きを思ひ、修業に専念し報國を期すること。
- 二 良心を養ひ、自律的修養に努め人格の向上を期すること。
- 三 一言一行は人格の素材にして且其の姿態なるを思ひ、平素の言行を慎むこと。
- 四 長上の訓誨に従ひ朋友の忠告に聽き、缺點短所の矯正に努むること。

五 秩序を重んじ禮儀作法を守り、社會生活の圓滿を期すること。

六 學習は教授のみに憑らず、自ら學識を進め技藝を研くの習慣を養ふこと。

七 規律節制を守り適度の運動を行ひ、體位の向上を期すること。

本校は、明治七年五月十五日の創立に係り最初千葉師範學校と稱し明治九年七月附屬小學校を附設し、明治十七年七月女子部を設置した。明治十九年師範學校令の發布により千葉縣尋常師範學校と改稱し、明治三十年師範教育令により千葉縣師範學校と改め爾來今日に及んで居る。明治四十一年四月本科を一部二部に分ち從來の生徒を一部とし始めて二部を置く大正十三年十一月本校創立五十周年祝賀式を舉行す。大正十四年四月豫備科及講習科を廢止す。同年四月本科一部修業年限五箇年となりこの月より配屬將校を配置せらる。大正十五年四月專攻科を置いた。昭和六年四月本科二部の修業年限を二箇年に延長し、翌七年四月生徒の募集を本年度より本科第一部は一學級に減じ二部を三學級に増した。

校舎は大震災の爲大破損を爲したるを以て漸次復舊につとめ、昭和二年三月先づ寄宿舎の修理を完了し、同三年、本校舎の大修繕を終る。同年十一月御大典記念事業として郷土研究室を創設し、翌四年一月音楽練習室を増築した。同五年十月附屬小學校校舎の改築成り、同年十二月同小學校の手工教室の新築工事を竣功した。同七年七月附屬小學校の雨天體操場兼集合場の新築落成し、同年十月郷土研究室の増築をなした。

昭和二年十月三日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を拜戴し、同六年一月二十一日兼に拜戴したる
天皇 皇后兩陛下の御眞影を奉還し、同月二十三日更に 兩陛下の御眞影を奉戴した。

學校長 根岸福彌大正十五年三月茨城縣師範學校長より本校々長に轉じた。赴任匆々數回に亘つて師範教育制度の改正があり、師範教育史上明治十九年以來の改革に直面したるが永年に得たる豊富なる體驗と卓越せる教育上の識見抱負に基いて此等新制度の精神に即して本縣の實情に適切妥當なる施設を完了した。又郷土教育の必要を叫ぶるゝや地方文化の資料を豊富に蒐集してこれを調査し、昭和五年には大震災の爲に受けたる校舎の大被害を修理復舊さるゝと共に新に、郷土室を設けて郷土教育の經營に其の指針を與へた。陸軍現役將校配屬令の公布さるゝや本校生徒の教練上面目を一新し一層の充實を見るに至つた。附屬小學校々舎の改築は多年の懸案であつたが昭和六年八月漸く其の竣功を見、十一月落成式を舉行するに至つた。其の翌年更に同校講堂兼雨天體操場の新築を成就しかく形式整備し内容充實した觀がある。

世界大戰後のインタナショナルリズムの潮流に累された我が一部少數者の間には國體觀念に著しく動搖を來し延て教育界にも不祥事件を惹起し甚しきは師範學校生徒にまで累を及ぼしたことは千載の痛恨事であるが本縣ではかゝる危険に迷ふ者一人もなきは、氏が平素穩健中正の意見を持して確固不拔の國體觀念を植ゑ付けることが師範教育本來の使命である國民教育の眞髓であるとして熱烈に生徒の腦裏に印象を深からしめ、無限の人格的感化を與へたる爲である。

學校體育の發達に伴ひ、無統制なる競技運動、極端なる選手制度の弊害を改善して運動の普遍化を圖り生徒をして運動に關する理解と關心を持たしめんとして居るので統制ある體育運動と化し各種の運動競技いづれも齊正統一を保ち成績頗る良好となつた。

之を要するに氏は本校長就任以來、校長としてよく師範教育本來の使命に立脚してこれを充實

し顯著なる功績を挙げられたのである。

入學者の志願者調

年次	本 部		第 二 科		專 攻 科		計
	募集人員	志願者	募集人員	志願者	募集人員	志願者	
昭和二年	八〇	二二六	八〇	一七六	六〇	五四	四八
昭和三年	八〇	二二三	八〇	二二七	六〇	四二	四五
昭和四年	八〇	三一	八〇	三五二	六〇	七五	四五
昭和五年	八〇	二六三	八〇	三五九	六〇	三八	三一
昭和六年	八〇	二二〇	七〇	三八一	六〇	四八	三一
昭和七年	四〇	二〇〇	四〇	二一九	六〇	四八	三一
昭和八年	四〇	一九七	八〇	二八三	六〇	七三	四一
昭和九年	四〇	二二一	八〇	二九二	六〇	七二	四〇

卒業生調

年次	本 部		專 攻 科		講 習 科	計
	募集人員	志願者	募集人員	志願者		
昭和二年	六七	三七	二六	三		一三三
同 三年	六〇	六二	四六	一		一六八
同 四年	四七	八一	三六	一		一六四

年次	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	計
俸給	五五	五六	六〇	六三	四〇八
雑給	七二	七七	一	七一	四〇一
生徒諸費	四五	三一	三〇	三〇	二四四
校費	一七二	一六四	九一	一六四	一、〇五六
修繕費	一七二	一六四	九一	一六四	一、〇五六
臨時費	—	—	—	—	—
國庫納金	—	—	—	—	—
合計	一、〇五六	一、〇五六	一、〇五六	一、〇五六	一、〇五六

七八二

經費

年次	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
俸給	五七、四八三	五七、八〇一	五八、九八〇	五九、八二三	五四、六四四	五二、八一三	五一、三九八
雑給	九、四二二	八、九一五	七、三一八	六、二九七	七、二五八	七、〇二七	七、三四九
生徒諸費	五五、三四六	五一、五七五	五六、五九一	四八、二七二	四三、九二九	二八、九一三	二四、四四一
校費	一三、九二二	八、八二〇	九、八八〇	七、九七六	七、一九八	六、九三二	六、六一二
修繕費	二、一七〇	一、二三四	二、〇九八	二、三三三	一、七一七	一、三三八	一、二〇四
臨時費	—	—	—	—	—	一、七九〇	五〇〇
國庫納金	五四三	五三八	五四三	五五一	五三三	四九六	五〇〇
合計	一三八、八八六	一二八、八八三	一三五、四一〇	一二五、二五二	一一六、二七九	九九、三〇五	九一、五〇四

2 千葉縣女子師範學校

本校は明治十年九月十八日の創立で千葉女子師範學校と稱した。明治十七年七月縣財政の都合

により之を廢止し、千葉縣師範學校に女子部を置き女教員養成に支障なからしめた。其の間二十年に及び時勢は進展して再び女子師範學校の獨立を要求し明治三十七年四月千葉縣師範學校よりこれを分離し今日の千葉縣女子師範學校の設立を見るに至つた。當時生徒は僅に三學級定員百二十名に過ぎなかつた。其の後二部生が置かれ、専攻科の設置幼稚園保母の養成等漸次擴張せられこれを獨立當時に比すれば八學級三百名餘を算し生徒數に於て三倍の人員を收容するに至つた。近時社會の情勢は益々女教員の必要を認めると同時に其の増加は當然來るべき趨勢で近き將來に於て男子と殆ど同數に至ることは明かなる事實である。本校が過去に於ける縣下女子教育の爲に貢献したる功績の偉大なるを思へば今後益々女子師範學校の任務の重且大なるを感ぜざるを得ない。

校舎は昭和二年十月寄宿舎第一寮に二階二室と同寮西側に理髮室を増築し、同四年二月専攻科の設置に依り寄宿舎一棟を新築し食堂の改築を行つた。同六年四月十四日本校敷地内に幼稚園舎を新築し、従來縣教育會より借入した建物から移轉した。同七年十二月本校舎の西側に二階建一棟を増築して郷土室を設け、又更衣室を新築し、裁縫室及生徒昇降口を改築した。同八年講堂を改造して音楽練習室を設けた。

學校長 大正十五年三月學校長平田華藏依願退官し、後任に愛知縣岡崎師範學校長小松原伊十郎任ぜられた。大正の末より昭和に至る約八年間に於ける師範教育制度の改正は専攻科の設置及本科第一部及第二部の修業年限延長と學科課程、教授内容に亘る大改正である。氏は赴任以來この制度の改正實施に直面してよく新制度の精神に即して本縣の實情に鑑み適切有効なる施設を完

第五章 師範教育
 入學者及志願者調

七八四

年次	第一部		第二部		專攻科		保姆科	
	募集人員	志願者	入學者	募集人員	志願者	入學者	募集人員	志願者
昭和二年	四〇	一三六	四〇	八〇	二二六	三〇	二七	一〇
昭和三年	四〇	二〇一	四〇	八〇	三三四	三〇	一五	一〇
昭和四年	四〇	二二三	四〇	八〇	三六二	三〇	一七	一〇
昭和五年	四〇	一九二	三九	四〇	二〇二	一一	一七	一〇
昭和六年	四〇	一八八	四〇	四〇	二七五	四一	一〇	一〇
昭和七年	四〇	一五二	四〇	四〇	一八〇	二〇	一〇	一〇
昭和八年	四〇	一四二	四〇	四〇	二〇七	一〇	一〇	一〇
昭和九年	四〇	一九九	四〇	四〇	二五六	一四	一五	一〇
計	四〇〇	一三六〇	四〇〇	三二〇	二二〇〇	一四〇	一四〇	一〇〇

卒業生數調

年次	本科第一部	本科第二部	專正講習科	專攻科	保姆科	計
昭和二年	四一	七一	一	二七	一	一四〇
同三年	三一	七六	二	一四	九	一三二
同四年	三三	七八	三	一七	〇	一四一

經費

年次	俸給	雜給	生徒諸費	校費	修繕費	臨時費	國庫納金	合計
同五年	四〇	四五	四〇	一一	一〇	九	七	六〇
同六年	三五	三五	二五	一	六	八	七	九二
同七年	三三	三三	二五	一	一五	六	八	七二
同八年	三九	三九	三八	一	一三	六	六	九八
同九年	三四	三四	三九	一	一一	一	五	九二
計	二八六	二八六	三六八	八	一一	一一	五五	七二七

年次	俸給	雜給	生徒諸費	校費	修繕費	臨時費	國庫納金	合計
昭和二年	三七、三二六	五、八二〇	二六、八二一	九、六三七	一、六四六	一	三一三	八一、五六三
同三年	三七、二七八	五、六四五	二四、八八八	五、六四六	一、九四四	一	三四三	七五、七四四
同四年	三八、〇七三	四、八三五	二五、七〇〇	六、三〇一	三、六八六	一	三五二	七八、九四六
同五年	三八、〇三二	四、七五四	二〇、三七三	三、九〇〇	一、一一八	一	三四四	六八、五二一
同六年	三六、〇九六	四、九〇五	一七、一二六	三、四六四	一、〇三一	一	三三三	六二、九五四
同七年	三四、五五一	四、七〇〇	一一、二五二	三、三〇九	九二八	一	三〇八	五五、〇四九
同八年	三三、九一二	四、八〇四	一〇、一〇二	三、一三七	八三五	一	二九八	五三、〇八八

第六章 實業教育

一、概 説

實業學校規程の改正 明治の末年より大正の半まで二十餘年間殆ど沈滞の姿であつた教育制度は、世界大戦以來國運の勃興と社會事情の推移に伴ひ初等教育をはじめ中等教育、師範教育、實業教育等諸般の教育制度が大正九年以降大正末年迄に大改正を加へられ、我が國に於ける教育制度上に一時期を劃するに至つた。其の後昭和の御代となり時勢は更に進展し、制度上一層其の整備充實を必要とするに至り、大正年間に改正したる中等諸學校の諸規程に再検討を施した。中にも實業教育の制度は大正九年乃至十二年に改正せられ、今日まで約十年を経過したるが、從來施行せる制度の成績に徴し地方の實情に鑑み、更に改善刷新の要あるを認め、昭和五年四月八日、文部省令第五號乃至第九號を以て工業學校、農業學校、商業學校、商船學校、水産學校の規程中に夫々改正を施すこととなつた。文部省はこれ等規程の施行に關し訓令第十號を以て其の要旨と施行上特に注意すべき事項の概要を舉示した。左に其の要項を擧ぐれば

一、修業年限二年の實業學校を認めたること

從來實業學校の修業年限は尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする場合に於ては三年乃至

五年高等小學校卒業程度を入學資格とする場合には二年乃至三年を原則とし、學科の種類土地の情況等に應じて適宜これを定め得ることとして斟酌の餘地を廣くし、努めて社會の要求に適切ならしめんことを期したるが、今回は更に其の精神を擴張して尋常小學校卒業程度を入學資格とする修業年限二年の實業學校を認めることとした。近時實業學校は年と共に整備し發達の途にあるは喜ぶべきことなれども、未だ之を以て満足すべきではない殊に我が國の現状に鑑み、商工徒弟教育並簡易で實際的な農村子弟教育は今日の急務であるから、從來の乙種程度の學校の最低修業年限三年であつたのを更に二年のものに認め、從來の制度に依る學校と共に所謂乙種程度の實業教育の普及發達を圖らんとするにある。

二、學科目中改正を施したること

實業學校の卒業者は卒業後直に實務に従事するを原則とするを以て國民、公民としての教養を與ふるの必要を認め、前回に於て法制經濟を必須科目中に加へたるが、今回之を廢止して公民科を特設したことである。蓋し普通選舉制度の實施さるゝ今日、立憲自治民としての教養を與ふるは最も緊要と認めたるに依るならん。剣道及柔道等の武道は質實剛健なる國民精神を涵養し、心身を鍊磨するに極めて適切で、其の設備等に於ても實施し易いので、今回體操中に加へ成るべく必須科目として獎勵することになつた。

從來商業學校に於て商業實踐は商業に關する學科目中に含めたるが、今回は之を抽出して獨立の地位を與へ、商業に關する學科目及實踐として商業學校の總てに必修せしむることにした。蓋し實踐は工業學校、農業學校等に於ける實習に相當し、生徒をして事務的獨創力を養はしめ、既に修得し

たる断片的知識を自主的に綜合統一して一層確實にし且經濟交通の組織を會得させるに極めて有効であるからである。

經濟現象の錯綜した今日單に一實業に關する知識技能を授くるのみでは其の實業を理解するに十分でない。之と關聯した他の産業上の知識を必要とする。従來加設學科目中の實業科目に關しては僅に工業學校規程中商業大意を、商業學校及商船學校規程中工業大意を明示するに過ぎなかつたが今回の改正で、工業學校に商業、農業學校に工業、商業、水産、商業學校に工業、農業、水産學校に農業、工業、商業の科目を特に掲げて一層實業の相關的理解に力めしめんとする。

中等實業教育は、各種實業に従事する中堅人物を目的とするものなれば單に實業上の知識技能を授けるを以て足れりとせず常に人格の陶冶、常識の涵養に留意して堅實なる國民善良なる公民たるに必要な教養を與ふることに努めねばならぬ。この點に關しては前回の規程改正に於て最も意を注ぎたる所で普通科目に付改善せられた所が少くない。實業學校中には普通學の素養は大體小學校卒業程度とし主として實業に關する學科目及實習を課する學校もあり得る。彼の商工徒弟教育並簡易で實際的なる農村子弟教育に於て特に然りである。斯る社會の要求に應ずるが今回の改正に於ては必須科目と雖修身、公民科實業に關する學科目及實習を除き特別の必要あるときは文部大臣の認可を受けて之を缺くことを得るとした。

三 毎週教授時數を減少したること

毎週教授時數は學校の種類に依り多少の差はあるが大體實習を除き三十時以内とし特別の必要ある場合は三十三時まで増加するを認めたるを以て毎週教授時數は實習を加ふるときは各學

校三十九時乃至四十二時にも及ぶものすらありて動もすれば知識の注入に流れ生徒の獨創的氣魄を表はしめ、負擔過重で却て心身の發達を害する虞がある。今回は實業學校の毎週教授時數は大體實習を除き二十四時以内とし特別の必要ある場合には三十時まで増加し得ることとし體操武道を含む場合はより此の制限外とした。之に依つて教室内の講義は大體午前中位に止め午後は體育實習、實驗に充つると共に自學自習家事手傳等の餘裕あらしむるやうにした。毎週教授時數は減少しても教育の程度を低下せしめざるは勿論一層教育的效果を擧げんとする旨趣に出でたるものなれば教材の整理、學科目の分合、教授の方法等に付て考究を重ねて一層教育内容の改善に力めしむるを要す。

四 長期に亘る實習教授を低學年に於ても認めたること

實習は毎週學科教授と併行して之を課するを常例とすれども學科の種類、土地の狀況等により一定の期間實習のみを課することが適當で教育上の效果大なる場合がある。此の點に鑑み前回の實業學校規程の改正に於て工業學業及水産學校の高學年に在りては一學年に付三月以内實習のみを課することを得しめ、特別の必要ある場合には尙一月以内其の延長を認め、農業學校にては高學年低學年を問はず一學年に付二月以内實習のみを課することを得しめ、高學年に在りては尙一月以内延長を認めた。又商業學業の高學年に在りては三月以内實地練習のみを課する途を開き實業教育をして益々實際的ならしめんとし居る。今回更にこの精神を擴張して工業學校及水産學校の低學年にも一學年に付二月以内實習のみを課することを得しめ、高學年に於て特別の必要あるときは二月以内之を延長することを認めることとした。

五 農業學校に夜間教授を認めたること

實業學校の振興は我が國目下の急務であるので一面には實業學校の増設擴張を圖り他面には設備の利用に力めて其の收容力を大ならしむると共に晝間勞務に服する者に對し修學の便を與へ教育の機會を均等ならしむる爲、前回の改正には工業學校、商業學校には既に夜間教授を認めたるが、この制度は農業學校に於ても土地の情況に依り之を認めることとした。而して夜間に亘る農業學校の實習の時間方法は特に留意を要す。

六 卒業者に對する研究指導の施設を爲さしめたること

實業教育の効果を一層顯著ならしめ、地方産業に寄與せしめるには學校卒業者に對する研究指導に留意することは學校經營上最も急務を認める所である。之を實際に徴するも所謂乙種程度の實業學校に於て其の成績最も優秀なるもの多きはこの點に主力を注ぎたることを見る。今回の改正に於て工業學校、商業學校、商船學校及水産學校に於ては必要に應じて卒業生に對する研究指導の施設をなさしめることとし、農業學校にては他の實業學校と異り卒業者の大部分は其の土地に留まりて産業に従事する者であるから必ず之が施設を爲さしめることとした。

卒業者の研究指導施設の組織内容等に關しては別に之を指導せず學校の種類、修業年限、土地の情況等に應じて適切なるものを選ばしむることとしたるが、學校卒業後引續き主として二年又は三年間少くとも一年に付一月乃至三月時の繁閑を稽へて時期を選定し卒業者の實地の體驗を發せしめ、之を批判し又は質疑に答へ更に進んで新なる教養指導を與へて教育の効果を實際に即せしむることに力むるは最も適當なることである。

要するに卒業者其の他に對する研究指導の施設を爲さしめることは學校教育の効果を全からしめ、地方産業に寄與せしめんが爲、學校經營上の方針を示せるもので、今回改正事項中最も重要なものである。之に依て眞に學校をして實際生活に於ける教化の中心たらしめんとするに在る。

七 工業學校、農業學校及び水産學校に第二部の制度を認めたること

中學校高等女學校を卒へ直に實社會に出づる者多數ある現狀に鑑み、是等の者に對して主として實業に關する知識技能を授くる施設を爲すことは我が國今日の狀況より必要を認め、前回改正の際には商業學校にのみ第二部の制度を認めたるが、今回は更に工業學校、農業學校及水産學校にもこれを認めることにした。修業年限は一年を原則とすれども學科の種類、土地の情況に應じて之を伸縮せしむることを得せしめ、組織を自由ならしめた。

八 特殊組織に依る農村又は漁村教育機關を認めたること

特殊組織に依る學校としては従來農業學校規程に於て農業に關する事項を専修する者の爲に、商船學校規程に於て海軍に關する事項を専修する者の爲に、修業年限二年以内の學校を認めたるが、今回は更に水産學校にもこれを認めると同時に農業、水産等の専門事項のみならず農村、漁村に關する事項をも授くる趣旨に改め、修業年限、入學資格、教授日數及時數、學科目等は適宜定むることとした。蓋、農業教育及水産教育は廣汎なる農漁村問題の解決に關聯すべきものであるから所謂普通の農業學校、水産學校等の從來の型に捉はれないで特殊の組織に依る學校を認むることも亦、斯教育の發達上必要とする場合であるからである。

實業學校改正の要旨は右に述べたる如くなるが、其の實績を擧ぐるには克く規程の精神を理解

し運用其の宜しきを得なければならぬ。之が爲には教員に其の人を得又學事の指導監督に最善の力を致さねばならぬ。教員其の人を得るには、適任者を選び優遇の途を講ずべきは勿論なれども各學校に於ける教員の定數に於ても特別の考慮を拂ひ研究見學に餘裕あらしめ人格の修養と知識技能の練磨に力めしめ常に教育教授に清新の意氣があることが肝要である。従來動もすれば實業學校には教員定數の定なきより之を減せんとする嫌ないとはいへない。本來實業學校は其の性質上組織編制複雑で學級數に依りて一律には規定し難いので教員定數を定めないので専ら地方當局をして周密なる考慮を拂はしめんとする趣旨に出でたものである。又學事の監督に關しては道府縣に於ける實業教育に關する視學制度の整備は目下の急務とする所で、視學定員數の多寡に應じ相當員數の實業及實科に關する專任者又は分擔者を定め道府縣内の實業及實科に關する教育を統一的に調査研究し之が指導監督に當らしむるは頗る望ましきことである」と述べて居る。

二 教授要目

公民科教授要目

實業學校諸規程の改正に伴つて公民科教授要目及修身教授要目を定め文部省訓令を以て各地方長官に對し學校長をして本要目に準據して適切なる教授細目を定めしめ以て公民教育又は修身教育の徹底を期せらるべしと訓示した。

本縣に於ても同年四月一日縣訓令第十六號を以て各學校長に對し縣下の情況に顧みて適切なる教授細目を編成し教授上工夫を凝し以て公民教育の徹底を期せしむるやう訓令した。

修身科教授要目

昭和六年四月文部省訓令第十三號を以て明治四十四年文部省訓令第十六

號を以て甲種程度の實業學校修身教授要目を廢止し、新に實業學校修身教授要目を定めた。

實業學校修身教授要目

修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ鞏固ナル意志ヲ鍛鍊シ殊ニ我が國體ニ關スル信念ヲ養ヒ以テ健全有爲ナル國民タラシメンコトヲ期シ實踐躬行ニ導クヲ以テ要旨トス

低學年ニ於テハ主トシテ個人、家生活、社會生活、國家生活、國際生活ニ關スル道德ノ要領ヲ授ケ其ノ歸趨ヲ教育ニ關スル勅語ヲ始メ戊申 詔書國民精神作興ニ關スル 詔書ニ求メテ特ニ我が國體ノ尊嚴ナル所以ヲ會得セシメ忠君愛國ノ大義ヲ明ニシ國民道德ニ對スル信念ヲ鞏固ナラシメ且我が國ノ世界的地位ヲ自覺セシムルコトニ力ムルモノトス

高學年ニ於テハ道德ノ原理、社會ノ原理ヲ授ケテ特ニ國民道德ノ根據ニ對シテ確信ヲ與ヘンコトヲ旨トシ又國民道德ノ特質ヲ十分明確ニ悟ラシムルト共ニ現代思想ニ對シテ正シキ批判力ヲ養ハンコトニ力ムルモノトス

低 學 年

生徒心得

教育ニ關スル 勅語

戊申詔書

國民精神作興ニ關スル 詔書

道德ノ要領

個 人

鍛鍊、攝生、常識、創造 快活、敬虔、勇氣、忍耐、自律、忠實、節操、勤勞、儉素等

家庭生活

家、祖先、親子、夫婦、兄弟姊妹、親族、雇人等

社會生活

協同、職業、信用、責任、正義、秩序、禮讓、公益、感恩、同情等

國家生活

國體、天皇、皇室、忠君愛國、忠孝一致、國憲國法等

國際生活

親善、協力、信義、禮節等

作法

起居動作、服裝、訪問應接、食事及饗應、集會、通信及交通、慶弔等

高 學 年

道德ノ原理

行爲、品性、良心、人格、至善、本務、德

社會ノ原理

社會ノ發生及發達、社會意識、風俗慣習、社會制度、社會連帶、輿論、社會福祉

國民道德

我が國道德ノ由來

我が國民性

教育ニ關スル 勅語ノ精神

國民道德ノ特質

我が國民ノ使命

現代思想ノ批判

作法

起居動作、服裝、訪問應接、食事及饗應、集會、通信及交通、慶弔等

注意

一 修身ノ教授ハ單ナル知識ノ授受ニ終始セズ生徒ノ自覺ヲ喚起シ道德的信念ヲ養成スルコトニ力メ特ニ訓練ニ依リテ生徒ヲ實行ニ導クコトヲ要ス

二 修身ノ教授ハ生徒ノ思想、年齢、生活經驗等ニ適應セシメ實業ニ從事スル者ニ適切ナラシメンコトヲ要ス

三 修身ノ教授ハ常ニ教師ト生徒トノ人格的接觸ニ依リテ其ノ效果ヲ舉グルコトニ留意スベシ

四 女生徒ニ對シテハ貞淑、謙讓、溫情、純潔、優雅等女子ニ必要ナル諸德ヲ養フコトニ注意スベシ

五 作法ヲ教授スルニハ克ク其ノ精神ノ存スル所ヲ知ラシメ應用宜シキヲ得シメンコトヲ要ス但シ之ヲ授クルニハ

特ニ時間ヲ設ケズシテ各教材ヲ授クル際便宜併セ課スルモ可ナリ

六 教訓ニ資スベキ事件ノ偶發シタル時又ハ國民ノ記念スベキ日及忠良賢哲ノ記念日等ニ於テハ適宜教訓スベシ

七 本要目ハ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノ實業學校ニ於テ各學年毎週一時以上教授ス

ルヲ標準トシテ編纂セリ隨ツテ學校ノ種類、修業年限、學級ノ編制、土地ノ情况等ニ應ジ適宜之ヲ斟酌運用スベシ

この改正に従ひ本縣に於ても同年七月本縣訓令第二十三號を以て各學校長に對し該要目に準據して適切なる教授細目を定め、以て生徒の品性を陶冶し本科教授の効果を完うせしむるやう訓令し、同時に明治四十四年九月發布の本縣訓令甲第三十一號を廢止した。

三 教 員

實業學校教員養成規程の改正 昭和四年四月一日文部省令第十九號を以て「實業學校教員養成規程」中改正を加へ其の第一條中「東京高等工業學校附設工業教員養成所」及「大阪高等工業學校附屬工業教員養成所」を「東京工業大學附屬工業教員養成所」「大阪工業大學附屬工業教員養成所」名古屋高等工業學校附設工業教員養成所」及「横濱高等工業學校附設工業教員養成所」に改め、又同年十一月十九日文部省令第四十九號を以て「實業學校教員養成規程」第六條を左の如く改めた。

「地方長官ニ於テ文部大臣ノ指定ニ依リ教職ニ從事スル者ニ其ノ義務期間内ニ轉任、退職若ハ休職ヲ命シ又ハ休職期間中復職ヲ命シタルトキハ事由ヲ具シ其ノ旨直ニ文部大臣ニ報告スヘシ。」文部大臣ノ指定ニ依リ教職ニ從事スル者ニシテ其ノ義務期間内ニ陸海軍現役ニ服シ若ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル爲當然休職トナリタルモノアルトキ又ハ休職期間満了ノ爲退職トナリタルモノアルトキハ其ノ旨直ニ文部大臣ニ報告スヘシ」
これは今まで認可事項となつて居たのを單に「報告」に改めたものである。

公立私立實業學校教員資格に關する規程改正 昭和四年十一月十五日文部省令第四十八號を以て「公立私立實業學校教員資格」ニ關スル規程第五條を左の如く改正した。

第五條 職業學校及實業補習學校以外ノ實業學校ニ於テハ第一條ノ資格ヲ有セサル教員ノ數之ヲ有スル教員ノ二分

ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

職業學校ニ於テハ第一條ノ資格ヲ有セサル教員ノ數之ヲ有スル教員ヲ超過スルコトヲ得ス

實業補習學校ニ於テハ第四條第一項ニ依リ採用スル教員數ノ制限ニ關シテハ地方長官ノ定ムル所ニ依ルヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ於テ第一條ノ資格ヲ有セサル教員數ノ制限ニ關シ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル學校ニ付テハ昭和五年三月三十一日迄仍從前ノ例ニ依ル

第一節 實業學校

概 說

本縣は所謂關東平野の東南部に位し、土地概ね平坦にして沃野遠く開け、地味肥沃にして農耕樹藝に適せる農産縣であり、また北には利根川、西には江戸川を繞らし、東京灣に沿ひ東南は太平洋に面し、内には印旛、手賀、長沼の三大湖沼を湛へ、殊に九十九里濱は古來漁場を以て名高く全國有數の水産縣でもあり、且つ野田、銚子、流山、佐原等の如き醬油、味淋、酒等の醸造地を有するを以て、これまた全國に聞えたる醸造縣でもある。而して本縣は帝都に近く、また水陸交通の便は四通八達せるを以て、これ等の製産品は東京を始め全国各地へ販賣せられてゐる。従つてこれ等に從事する産業戰士を養成することは本縣實業教育の眼目とするところである。然れども本縣の主産業は農業に在るを以て、農學校が最も多く十三校を算し、商業學校三校、農林學校三校、實業學校二校、農商學校一校、水産學校一校、合計二十三の實業學校を有して居る。

設備は各校夫々その規模に應じ、校舍、校具、農業實習地等略々平素の教授に支障なきも、未だこれを以て充分なりと認め難きものがある。更に一層これが充實を圖るの要あり。その他圖書、標本等にありても、漸次これが補充の道を講じて其の完成を期して居る。

生徒訓育の状況は學校によりて多少其の趣を異にするも、何れも國家の要求に鑑み、地方の實情に即して適切なる施設をなし、殊に質素、勤勉、誠實、忍耐等人格の陶冶に努めると共に實業の趣味を助長せしめ、以て實業學校本來の目的達成に努めつゝある。

千葉縣實業學校表

(昭和九年十月一日現在)

學校名	設立別	位置	生徒定員	現在生徒數	學級數	教員數	豫算總額
茂原農學校	縣立	長生郡茂原町	三〇〇	二七八	六	一四	二三、四〇六
山武農學校	同	山武郡大網町	三五〇	三二四	七	一六	二三、四一八
旭農學校	同	海上郡旭町	二五〇	二四一	五	一五	一八、七四一
安房農學校	同	安房郡南三原村	二八〇	二四〇	五	一六	二〇、三五九
多古農學校	同	香取郡多古町	二五〇	二四八	五	一四	一九、〇二五
君津農林學校	同	君津郡小櫃村	一五〇	一二六	三	一一	一二、一九七
野田農學校	同	東葛飾野田町	一五〇	一二四	三	七	一二、一五六
印旛實業學校男子部	同	印旛郡木下町	一八〇	一五三	七	一五	一七、七八四
八生農學校	同	印旛郡八生村	一八〇	一九一	三	七	八、一二四
小御門農學校	同	香取郡小御門村	一五〇	一四一	三	七	九、四二四

學校名	設立別	位置	生徒定員	現在生徒數	學級數	教員數	豫算總額
望陀農學校	同	君津郡中郷村	一五〇	一五〇	三	九	九、四七五
天羽農學校	同	同郡湊町	一五〇	九九	三	八	九、二九五
周准農學校	同	君津郡中村	一五〇	一一五	三	七	九、七三六
小見川農學校	同	香取郡小見川町	一八〇	一二六	三	七	一〇、二七七
大須賀農學校	村立	香取郡大須賀村	一五〇	一二二	三	五	四、八三六
埴岡農林學校	私立	山武郡陸岡村	一〇〇	三五	三	七	四、七七〇
八街農林學校	同	印旛郡八街町	一五〇	一三七	三	七	七、五二二
銚子商業學校	縣立	銚子市	五〇〇	四八四	一〇	二一	三〇、二四〇
千葉商業學校	市立	千葉市	五〇〇	三五三	七	一四	一八、六六三
一宮實業學校	組合立	長生郡一宮町	二五〇	一一一	五	一六	一〇、七七八
安房水産學校	縣立	安房郡館山北條町	二二〇	一一八	九	二一	一七、九五六
東葛農商學校	組合立	東葛飾郡松戸町	一五〇	一四七	六	八	八、二九四
千葉關東商業學校	私立	千葉市	二〇〇	八一	四	一一	五、五五六

備考 印旛實業學校ノ教員數諸經費ハ二部ヲ合併シタルモノヲ掲グ(△印)

實業學校沿革一覽 (昭和九年十月一日現在)

學校名	設立別	創立年月日	卒業生數	組織	變更
茂原農學校	縣立	明治三十年七月一日	一、八四〇	明治三十年七月一日千葉縣簡易農學校トシテ創立 明治三十二年四月一日甲種程度トシテ千葉縣農學校ト改稱ス 明治三十四年五月二十日千葉縣立茂原農學校ト改稱ス	

山武農學校	縣立	大正九年十二月一日	五三六	大正九年十二月一日山武郡立農學校
旭農學校	縣立	明治四十三年九月二十八日	七四〇	明治四十二年四月一日千葉縣立旭農學校
安房農學校	縣立	大正十一年四月一日	男三八三 女八六	大正十一年四月十五日千葉縣立安房農學校 大正十二年四月二十七日千葉縣立安房農學校 昭和六年四月一日女子部ヲ新設ス
多古農學校	縣立	明治四十年四月十二日	八九六	明治四十年四月十二日多古郡立農學校 大正十二年四月一日千葉縣立多古農學校
君津農林學校	縣立	大正六年四月十日	四〇七	大正六年四月十日君津郡立小槻農學校認可 昭和四年三月三十日千葉縣立君津農林學校ト改稱ス
野田農學校	縣立	大正八年四月十五日	四八四	大正八年四月二日千葉縣立野田農學校認可 大正十二年四月一日千葉縣立野田農學校ト改稱ス
印旛實業學校 男子部	縣立	明治三十四年五月一日	九五五	明治三十四年五月一日木下町外五箇村組合設立千葉縣印旛郡立印旛實業學校 昭和五年三月三十一日組織ヲ變更シテ印旛實業學校男子部ト改稱ス
八生農學校	縣立	明治三十九年四月二日	一、一五四	明治三十九年四月二日八生實業補習學校設立大正三年二月一日八生農學校ト改稱ス 昭和五年三月三十一日組織ヲ變更シテ印旛實業學校男子部ト改稱ス

小御門農學校	縣立	明治三十三年九月六日	九五八	明治三十三年九月六日小御門村立小御門農學校 大正十二年四月一日千葉縣立小御門農學校
望陀農學校	縣立	明治三十二年二月二十日	一、〇三六	明治三十二年二月二十日望陀農學校ト改稱ス 昭和四年四月一日千葉縣立望陀農學校ト改稱ス
天羽農學校	縣立	明治三十五年九月三十日	九七〇	明治三十五年九月三十日天羽農學校ト改稱ス 昭和三年四月一日千葉縣立天羽農學校ト改稱ス
周准農學校	縣立	明治四十三年九月三十日	八三二	明治四十三年九月三十日周准農學校ト改稱ス 昭和三年四月一日千葉縣立周准農學校ト改稱ス
小見川農學校	縣立	大正十一年六月三十日	五七七	大正十一年六月三十日小見川町立農學校 昭和三年四月一日千葉縣立小見川農學校
大須賀農學校	村立	大正三年三月三十一日	四七九	大正三年三月三十一日大須賀村立大須賀農學校認可 大正十三年九月一日千葉縣立大須賀農學校ト改稱ス
埴岡農林學校	私立	明治四十四年四月十日	二五七	明治四十四年四月十日埴岡農林學校創立 大正四年四月一日埴岡農林學校ト改稱ス
八街農林學園	私立	大正十二年三月二十三日	二八四	大正十二年三月二十三日八街農林學園認可
銚子商業學校	縣立	明治四十二年三月十五日	九九五	明治四十二年三月十五日縣立トシテ設立

千葉商業學校	市立	大正十二年四月一日	三五八	大正七年四月千葉町立千葉商業補習學校設立昭和四年四月他業年限五箇年ノ甲種程度ニ組織ヲ變更千葉縣千葉商業學校ト改稱ス
一宮實業學校	町立	大正十四年五月四日	一六五	昭和二年四月六月二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程ニ依リ設立シ私立トス昭和三年六月二十七日町立ニ移管ス
安房水産學校	縣立	大正十一年二月十五日	三二九	大正十一年二月十五日千葉縣安房農學水産學校トシテ創立シ南三原村安房農學校ノ分校トナス 大正十二年四月二十五日千葉縣立安房水産學校トナル
東葛飾農商學校	組合立	昭和六年四月一日	一〇八	昭和六年一月二十一日乙種實業學校トシテ認可セラレ同年四月一日開校
千葉關東商業學校	私立	昭和六年四月二十二日	三〇	昭和六年四月十七日甲種商業學校トシテ認可セラレ同年四月二十二日開校ス

本縣實業學校狀況

甲 農業・學校

1 千葉縣立茂原農學校

本校は本縣實業學校中其の創立最も古く明治三十年二月十五日千葉縣簡易農學校と稱し文部大臣より其の設立を認可せられ明治三十二年文部省令第九號農業學校規則發布により同年四月一日より組織を更めて修業年限三箇年甲種農學校となし千葉縣農學校と稱し同三十四年五月二十日更に校名を千葉縣立茂原農學校と改稱し爾來今日に及んで居る。
大正九年度より設備を擴張し從來三學級定員百五十名を六學級三百名とし別に農業教員養成

科を新設し修業年限を一箇年定員を三十名となし四月一日より開始した。大正十年三月同科を廢し千葉縣實業補習學校教員養成所として分立せしめ本校内に併置した。

昭和三年十月三日 天皇 皇后兩陛下の御眞影拜戴同年十二月十五日第三學年生徒全部一府四縣學生青年團青年訓練所生徒の御親閲に参加し記念綬を拜受した。同六年一月二十一日

天皇 皇后兩陛下の御眞影を奉還し同月二十三日新に 天皇 皇后兩陛下の御眞影を拜戴した同年十一月三日始めて商議員を置いた。

校 訓 昭和五年校訓を制定し之が服膺に力め全人的教育に資することとした。

- 一 心情ヲ忠孝ニ
- 一 頭腦ヲ明確ニ
- 一 兩手ヲ奉仕ニ
- 一 身體ヲ強健ニ
- 一 母校ノ爲農村ノ爲

校友會購買部 昭和六年度より本校々友會内に模擬販賣購買組合を設置し從來組織されてあつた鶏友會花友會の事業を統一し更に教務部、實習部等にて取扱ひ來たりし諸物品の購入、販賣に關する事業を引継ぎ爾來之が經營に意を注ぎ産業組合的精神の涵養に資しつつある。

生徒運動競技の狀況 昭和元年四月生徒有志數名發起し校長承認の下に剣道柔道の同好生一團となり發會式を挙げ漸次隆昌に赴き昭和五年本校正科に編入し今日に至りたるものにて運動部に庭球、野球、競技のみの本校には生徒の希望に合致したるものが逐年發展し其の間三段を劈頭

に有段者を出すこと二十五人創立以來六箇年日尙淺きに拘らず異常の成績を現した。野球は明治三十九年以後同四十二年頃最も隆盛で縣下に其の名を轟かしたるが其の後衰微し大正六年乃至十年頃復興したるが再び振はず昭和七年諸種の都合上遂に中止するに至つた。庭球は昭和二年始て東部六校大會に優勝し漸く縣下に雄名を輝かしたるも其の弱を握り得なかつた。其の後同大會に連続優勝して其の優勝杯を永久に獲得した。昭和六年全關東中等學校軟球聯盟大會に於て春秋二回に亘りて連続優勝して未曾有の成績を挙げた。陸上競技も昭和六年石井茂主將となるに及び大に振ひ其の雄名を轟かした。

四 學校長 小川良五郎は明治四十四年本校教頭として十有餘年克く校長を補佐して功績あり、大正十五年七月前校長病歿するや校長に榮進し銳意校紀の刷新を圖り諸規程の制定、設備の改善、内容の充實に努め、校運の隆盛を計つた。在職二十有餘年一日の如く其の献身的努力は健全なる後繼國民の養成に貢献せし所頗る大なるものがある。在職中新に施設したる重なる事項を擧ぐれば(一)校舎の増築(二)校訓の制定(三)朝禮の開始(四)通學團の組織(五)週番制度の開始(六)卒業生指導雜誌の發刊(七)服装検査等である。昭和六年三月病の爲退職し、同年四月富樫秀雄代りて校長を命ぜられ今日に至る。

生徒學費の概算

名稱	細目	金額	名稱	細目	金額
入學料		三圓	夏服二着 冬服同		一六・〇〇 一二・〇〇

授業料	教科書	學用品其他 雜費	校友會費	被服費	
				合計	同 錄
一ヶ月 三・三〇 三箇年 一〇八・九〇	第一學年 九・九〇 第二學年 一二・二〇 第三學年 八・四七	月平均 一・五〇	會費 月・五〇 入會費 一八・〇〇 維持會費 六・〇〇	外套一着 實習兼教練服一着 靴 二足 帽子 一ケ 襪 二足 體操用脚絆一足 修繕費	約 一・〇〇 二・五〇 七・〇〇 三・〇〇 三・〇〇 三・〇〇
				合計 二四・六〇	同 錄 一・六〇
				合計 二六四・八〇	同 錄 三・三〇

卒業生總數及出身郡別表

郡市名	卒業生數	郡市名	卒業生數	郡市名	卒業生數
千葉市	二	香取郡	一五六	夷隅郡	一三四
千葉郡	一一八	匝瑳郡	四〇	君津郡	一二七
市原郡	一〇九	海上郡	二七	安房郡	九三
東葛飾郡	九七	山武郡	二二六	他府縣	一五
印旛郡	一三二	長生郡	四二一	合計	一、六九七

入學志願者數及入學者數累年調

年 度	募集人員	入學志願者數	入學者數	年 度	募集人員	入學志願者數	入學者數
昭和二年	一〇〇	一六三	九四	昭和六年	一〇〇	七五	六九
同 三年	一〇〇	一六七	九五	同 七年	一〇〇	一〇〇	九七
同 四年	一〇〇	一二九	九七	同 八年	一〇〇	九四	九〇
同 五年	一〇二	一〇一	九三	同 九年	一〇〇	一〇四	九八

2 千葉縣立山武農學校

本校は大正九年十二月の創立に係り山武郡立農學校と稱し、大正十二年四月一日郡制廢止と共に縣立に移管せられ千葉縣立山武農學校と改稱した。昭和三年十月三日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を下賜せられた。同年十二月十五日一府四縣の生徒の御親閲に際し、本校生徒も参加して記念綬を授けられた。同四年三月三十一日學級増加の件認可せられ定員四百名となつた。翌五年三月十五日新築校舎一棟落成し、同年十一月二十五日銃器室更衣室を新築し、其の他増改築工事落成した。同年十二月一日創立十周年記念式舉行、同六年一月二十一日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を奉還し、同月二十三日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を拜戴した。翌七年三月二十八日入學資格を第一種尋常小學校卒業程度第二種を高等小學校卒業程度とし修業年限を第一種五箇年第二種を三年に變更の件認可せられた。

學校長 昭和三年二月十六日學校長田口春吉千葉縣立安房農學校長に轉補せられ、同日縣立長狹中學校教諭渡邊忠吾本校々長に補せられ、昭和五年五月十六日京都府立京都農林學校長に轉補

せられ同月二十二日縣立旭農學校長植田義一其の後任を襲ひ現在に至つてゐる。

入學志願者及入學者累年調

年 度	募集人員	志願者數	入學者數	年 度	募集人員	志願者數	入學者數
昭和五年	一〇〇	八九	八二	昭和八年	一〇〇	九三	八九
同 六年	一〇〇	九〇	八五	同 九年	一〇〇	一一〇	九七
同 七年	五〇	六四	六三				

卒業生年度別就職者調

年 度	上級學校師範二部入學	農 業	工 業	商 業	漁 業	教 員	官 吏	會 社 員	銀 行 員	其 他	未就職者	合 計
昭和五年	一五	六一					二			一		七九
同 六年	二〇	六五										七五
同 七年	一六	七八		一							一	九七
同 八年	九	六五						一		二	二	七九

3 千葉縣立旭農學校

本校は明治四十四年四月一日郡立として設置せられ、其の後大正十二年四月一日郡制廢止の爲縣立に移管され千葉縣立旭農學校と改稱した。昭和三年十月三日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を拜戴、同六年一月二十一日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を奉還し、同月二十三日新に 天皇 皇后

入學志願者數及入學者累年調

年 度	募集人員	入學志願者數	入學者數	年 度	募集人員	入學志願者數	入學者數
昭和五年	六五	五〇	四九	昭和八年	女男 四〇〇 五〇〇	女男 三一四 五三	女男 三三〇 五〇
同 六年	一八七	一三八	一三八	同 九年	女男 四五〇 四〇〇	女男 三四一 四一	女男 四三〇 五一
同 七年	四五〇	二二九	二三八				

5 千葉縣立多古農學校

本校は明治四十年四月町立の經營として多古農學校を設置し、大正八年三月香取郡立の經營に移し、同十二年四月一日郡制廢止の結果縣に移管し、千葉縣立多古農學校となつたのである。昭和二年四月一日五年制度に変更し、同時に校舎の増築並敷地、實習地を擴張した。同三年十二月二十二日御親閲に参加記念綬を拜受す。同五年校舎の改築、加工室の設備を擴張し、圖書室、自轉車置場の新築成り、同七年四月購買部を新設し、又保護者會を設立した。其の目的は(一)家庭と學校との連絡融和(二)教育的施設(三)學術研究(四)父兄懇談會(五)職員表彰及謝恩(六)基本金造成(七)其の他教育上必要と認むる事項である。

學校長 は大正八年五月より校長であつた河野一平は昭和五年四月十五日退職した氏は師範學校教諭より轉任し内容の充實と設備の完整に盡力し、はじめ入學資格を高等小學校一學年修了程度に定めて三箇年の修了となしたるが其の後入學資格を尋常小學校卒業程度とし五箇年卒業の甲種程度に昇格した。同日縣立印旛實業學校校長眞田實義其の後を襲ひ、昭和八年三月三十一日野

田農學校長に轉じ、栃木縣立栃木中學校教諭嶋原篤二代りて校長となつた。

入學志願者數及入學者累年調

年 度	募集人員	入學志願者數	入學者數	年 度	募集人員	入學志願者數	入學者數
昭和二年	五〇	一三一	六二	昭和六年	五〇	五八	四九
同 三年	五〇	一一八	六一	同 七年	五〇	六八	六一
同 四年	五〇	七〇	五八	同 八年	五〇	五九	五六
同 五年	五〇	六二	五七	同 九年	五〇	六三	五五

6 千葉縣立君津農林學校

本校は、最初郡立小櫃農學校として大正六年四月十日設立を認可せられ、大正十二年四月郡制廢止後は小櫃村外三ヶ町村組合立に変更し、昭和二年三月卅一日君津實業中等學校として學則及入學資格變更の件認可せられ、同四年三月三十日縣に移管し、甲種程度に昇格し、同時に千葉縣立君津農林學校と改稱せられた。同五年九月一日新校舎工事落成して移轉し、同年十一月一日銃器庫、内務當番室及便所新築工事竣功、翌六年二月十一日校園に太神宮を建立し、鎮座祭を行ふ。同年三月十日新築落成縣に移管、創立十五周年記念式舉行、同月三十一日學則の一部を變更し、専修科を設置し、同日鷄舎、豚舎一棟を新築し、同年八月一日農産製造舎が新築落成した。同年十月二十日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を下賜せられ奉戴式を行つた。同年十一月本校商議員が任命せられた。同七年宮崎庄之助寄附の育雛舎が新築せられ、同八年七月十八日校旗を制定し、同月二十六日鐵道不要地を拂

定學校に指定せられ、又同年水田借地五段歩を返還し、新に二段六畝十五歩を借入れた。同五年甲種程度の昇格に伴ひ、講堂、銃器室、農場監理室、農業博物館、温室の増築工事を起し、同年三月二十六日學則を改正し、入學資格を年齢十四歳以上として、高等小學校卒業者若はこれと同等以上の學力あるものと改め、修業年限を三年とし、生徒定員を百五十名とした。又學科課程をも變更し、體育の向上を企畫し、毎週體育日を設定し、合同體操、フイジカルテストを課した。同六年桑園、水田の經營を校友會に移すこととした。校長山本忠榮神宮奉遷に奔走し、寄附金四百三十五圓を得、社殿、神苑を設定し、天照太神、豊受太神の御二柱を奉齋し、同年九月十日遷宮式を舉行し、又昭和御大典記念として神饌田を經營し、職員、生徒これを奉耕し、神饌を伊勢太廟明治神宮、縣社等に進獻し來りしも、本校内に神宮奉齋後は初穂を奉ることとした。

學校長 は創立以來荒卷京三が學校長であつたが、昭和二年八月二十五日印旛實業學校校長高槻直治これに代り、同五年三月三十一日退職し、同年四月十六日山本忠榮其の後を襲ひ、同七年三月三十一日旭農學校長に補せられ、旭農學校長高橋榮二これと更代した。翌八年三月三十一日栃木縣農學校長に轉じ、印旛實業學校長眞田實義本校長に任ぜられた。

入學志願者數及入學者數累年調

年 度	昭和 五 年		昭和 六 年		昭和 七 年		昭和 八 年		昭和 九 年	
	募集人員	入學志願者數	募集人員	入學志願者數	募集人員	入學志願者數	募集人員	入學志願者數	募集人員	入學志願者數
同 年	六〇	五九	五〇	四六	五〇	四三	四三	四三	四三	四三
同 年	五〇	四六	四三	三七	四三	三七	四九	四九	四九	四九
同 年	五〇	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七

8 千葉縣立印旛實業學校

本校は其の創立は實業學校中相當古く、明治三十四年五月一日木下町外五箇村組合で印旛農學校を設置したが、始めて其の後幾多の變遷を経て或は郡立として繼續し、大正十二年郡制廢止により縣立に移管となり更に昭和五年三月三十一日組織を變更して印旛實業學校男子部と改稱した。昭和三年四月より補習科を設置した。同年十月三日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を拜戴し、同年十月二十三日御親閱參加記念綬を拜受した。同四年二月御大典記念温室を建設した。同五年三月十日青年訓練所の課程と同等以上たるの件を認可せられ、同月二十五日文部省告示第八十二號を以て二種以上の實業學校の學科を置く學校に關する規程に依る學校となし、同日付文部省告示第八十一號を以て千葉縣立八生農學校を本校分校八生農學校と變更の件認可せられた。昭和六年一月二十一日 天皇 皇后兩陛下の御眞影奉還同月二十三日、新に 天皇 皇后兩陛下の御眞影を拜戴した。同年七月二十五日蠶室外附屬舎の移轉改増築工事を完了した。同七年二月二十五日教育者に下賜せられたる 勅語謄本を交付せられた。同年七月三十一日經濟農場として山林千四百九十坪の開墾が竣工した。翌八年三月三日分校八生農學校を同年四月一日より獨立し縣立八生農學校と改稱の件認可せられた。同月男子部講堂、銃器室、農場監理室、加工室、女子部講堂の新築工事を完了した。

學校長 昭和二年八月二十五日、學校長高槻直治縣立野田農學校長に轉じ、後任として縣立天羽農學校長眞田實義代りて校長となり、同五年四月十四日眞田校長縣立多古農學校長に轉補せられ、後任に君津農林學校長山崎常四郎任ぜられた。

年 度	男 子		女 子		分校八生農學校		摘 要
	志願者數	入學者數	志願者數	入學者數	志願者數	入學者數	
昭和二年	六五	五九	四九	四四	六七	六六	男子部ハ組織變更ノ爲 昭和五、六年度生徒ヲ 募集セシメ 本年四月一日分校八生 農學校獨立ス
同 三 年	六七	六二	四四	四四	七〇	六八	
同 四 年	五七	五三	三三	三三	六八	五四	
同 五 年			四四	四四	五六	五三	
同 六 年			三二	三一	四二	四〇	
同 七 年	六一	五八	四一	三一	六四	六一	
同 八 年	六五	五六	四五	四三			
同 九 年	五四	五三	三八	三六			

9 千葉縣立八生農學校

本校の沿革は複雑で最初村立八生實業補習學校として明治三十九年四月一日設立し、後村立八生農學校に組織を改め、更に經營を郡立に移し、印旛郡立八生農學校と稱し、大正十二年四月十日縣立に移管し、縣立八生農學校と改稱、昭和五年三月三十一日再組織を改め、印旛實業學校分校八生農學校と稱し、同八年三月三十一日更に復舊して縣立八生農學校となつた。昭和二年四月修業年限一箇年の研究生を置き、同三年十一月十五日本校同窓生より隣接地六段四畝歩を校地として寄附し

た。同八年十月十九日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を拜戴した。

學校長 高野豊治郎前期より引續き學校長の職に在り、昭和四年四月依願退職し、小櫃農學校長 柏掃部本校長に轉じ、同五年三月印旛實業學校に併合するや望陀農學校長に轉出し、昭和八年三月再獨立するや教諭横山茂男學校長事務取扱となり尋で校長となつた。

10 千葉縣立小御門農學校

本校は、明治三十三年九月の設立で本縣農業學校中縣立茂原農學校を除きては最も古き歴史を有す。設立當初の學則によれば

乙種農學校ノ規定ニ從ヒ實務ニ堪能ナル地方農民ヲ養成スルヲ目的トシ修業年限ヲ二箇年トス

とあり、其の後大正八年三月二十九日組織を變更して香取郡立小御門農學校と改稱し、同十二年四月一日更に縣に移管し、縣立小御門農學校となつたのである。昭和三年十月三日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を拜戴した。同年十二月十五日御親閱記念綬を拜受した。同四年三月校旗を制定し、同年五月養蠶室の新築工事落成し、翌五年三月堆肥舍並農産製造室を新設した。同八年三月二十九日文部省特別補助金七百圓(加工設備)を交付せられ、同年四月一日一町六段七畝十三歩を開墾し、新實習地を完成した。

實習地には夫々特別の名稱を附し、實習と道德とを關聯せしめて居るは一特徴と稱すべきである。

- 第一農家 (進取の家) 六段七畝十二歩 (借地)
- 第二農家 (信義の家) 六、一〇〇

年四月一日郡立に經營を移し、君津郡立天羽農學校と改稱し、大正十二年四月一日縣下各郡立學校と共に縣に移管され縣立となつた。昭和三年十月三日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を拜戴、同四年學則の一部を變更し、同五年三月十日青年訓練所規程第八條に依る認可を受けた。同六年一月二十一日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を奉還、同月二十三日新に 天皇 皇后兩陛下の御眞影を拜戴した。同年三月三十一日再學則の一部を變更した。

學校長 昭和二年八月二十五日學校長眞田實義は印西農學校長に轉補せられ同日伊藤士平本校長に補せらる。

卒業生の狀況

名 稱	回 數	卒業生徒	卒業後ノ狀況
組合立天羽實業補習學校	六	八二	農 業 八 商 業 二 官 吏 二 軍 人 一 教 員 一 會 社 一 上 級 學 校 在 學 一 死 亡 者 一 其 計 一
組合立天羽農學校	二	四二	農 業 三 商 業 一 官 吏 一 軍 人 一 教 員 一 會 社 一 上 級 學 校 在 學 一 死 亡 者 一 其 計 一
君津郡立天羽農學校	二	四一三	農 業 二 商 業 一 官 吏 一 軍 人 一 教 員 一 會 社 一 上 級 學 校 在 學 一 死 亡 者 一 其 計 一
千葉縣立天羽農學校	二	四六八	農 業 五 商 業 一 官 吏 一 軍 人 一 教 員 一 會 社 一 上 級 學 校 在 學 一 死 亡 者 一 其 計 一
計	三二	一、〇〇五	農 業 三 商 業 一 官 吏 一 軍 人 一 教 員 一 會 社 一 上 級 學 校 在 學 一 死 亡 者 一 其 計 一

入學志願者數及入學者數累年調

年 度	募集人員	志願者數	入學者數	年 度	募集人員	志願者數	入學者數
昭和五年	六五	三八	三八	昭和八年	五〇	三七	三七

同 六 年	六五	四六	四四	同 九 年	五〇	二〇	一八
同 七 年	五〇	三五	三五				

13 千葉縣立周准農學校

本校は、明治四十三年九月三十日中村外五箇村組合立として設立し同四十四年郡に經營を移し君津郡立周准農學校と稱した。大正十二年四月一日郡制廢止の結果縣の移管に漏れ、再中村外六箇村の組合立として存続した。昭和三年四月一日縣立に移管され千葉縣立周准農學校となつた。昭和五年三月十日青年訓練所規定第八條に當り認定せられ同年六月二十五日講堂、實驗室、準備室、應接室、事務室が落成した。同六年一月二十二日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を拜戴、同年五月二十日、温室一棟を建設し、同七年三月十日鶏舎、豚舎各一棟を新築し、同年十一月十四日堆肥舎一棟を建設し、同八年七月二十日葉煙草乾燥所一棟の増築工事を完了した。

學校長 前期より引き続き影山喜市學校長の職に在り、昭和五年四月十四日轉任、同日旭農學校教諭四宮喬これに代り現在に至る。

入學志願者數入學者數累年調

年 度	募集人員	志願者數	入學者數	年 度	募集人員	志願者數	入學者數
昭和五年	八〇	三〇	三〇	昭和八年	五六	四三	四二
同 六 年	五〇	五一	五〇	同 九 年	五〇	三一	三一

同	五〇	三八	三八
七年			

14 千葉縣立小見川農學校

本校は始め町立として大正十一年六月三十日認可を受け、昭和三年四月一日縣に移管せられ千葉縣立小見川農學校となり生徒定員を百八十名とした。同年十月三日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を拜戴、同年十二月十五日一府四縣の大禮奉祝御親閲に参加し、同月二十二日参加記念綬を拜受した。翌四年七月二十三日講堂兼武道場の新築及校舎一部の模様替を竣工した。同五年三月十日青年訓練所規定第八條に依る學校と認定せられ同六年一月二十一日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を奉還同月二十三日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を拜戴した。

學校長 前期より引續き小堀晃三學校長として在任し、昭和三年五月十八日依願退職となり同日縣立天羽農學校教諭杉田進學校長に昇任した。同七年四月十六日縣立君津農林學校長に轉任後任に旭農學校教諭島山廉其の後を襲つた。

入學志願者數及入學者數累年調

年 度	募集人員	志願者數	入學者數	年 度	募集人員	志願者數	入學者數
昭和五年	六〇	四三	三九	昭和八年	六〇	四九	四七
同 六年	六〇	五二	五〇	同 九年	六〇	三五	三五
同 七年	六〇	二八	二六				

15 村立大須賀農學校

本校は、村立大須賀實業補習學校として明治四十二年六月九日認可を受けて設立し、大正三年三月十四日乙種程度の組織に改め千葉縣香取郡大須賀村立大須賀農學校と稱し同十三年九月一日千葉縣香取郡大須賀農學校と改稱した。

學校長 は安田格、前期より引續き學校長であつたが、昭和五年四月三十日依願退職し、昭和七年三月三十一日柏掃部望陀農學校長より本校長になつた。

入學志願者數及入學者數累年調

年 度	募集人員	志願者數	入學者數	年 度	募集人員	志願者數	入學者數
昭和五年	五六	六〇	五四	昭和八年	五〇	四六	四一
同 六年	五五	四一	三六	同 九年	五〇	四九	四五
同 七年	五〇	四〇	三八				

16 私立八街農林學園

本校は、大正十二年三月二十三日八街農林學園認可せられ、昭和六年度より學則の一部を改正し同年五月二十日文部大臣より認可せらる。

學校長 設立者西村繁創立以來園長として現在に至つて居る。

入學志願者數及志願者數累年調

第六章 實業教育

年 度	募集人員	志願者數	入學者數	年 度	募集人員	志願者數	入學者數
昭和五年	五〇	三〇	二八	昭和八年	五〇	五〇	四六
同 六年	五〇	四〇	三三	同 九年	五〇	六〇	六〇
同 七年	五〇	五〇	四二				

17 私立埴岡農林學校

本校は藤眞一郎の經營に成り明治四十四年五月四日千葉縣知事より埴岡農林補習學校設立を認可せられ大正四年四月一日乙種程度の實業學校に組織を變更し埴岡農林學校と改稱し文部大臣より認可を受く。

學校長 昭和四年三月藤倫治校長に就任同九年十二月より藤直次郎就任した。

入學志願者數及入學者數累年調

年 度	募集人員	志願者數	入學者數	年 度	募集人員	志願者數	入學者數
昭和五年	四五	二〇	二〇	昭和八年	四〇	一一	九
同 六年	不詳	不詳	不詳	同 九年	四〇	二四	二四
同 七年	四〇	一九	一九				

18 町立一宮實業學校

本校は昭和二年四月六日二種以上の實業學校の學科を置く學校に關する規程に依り私立とし

て設立したるが昭和三年六月二十七日町立に移管した。管理者は宮重謙輔である。昭和二年五月十日雨天體操場の新設工事を落成しこの日を開校記念日と定めた。同五年八月一日陸軍現役將校配屬令に依り配屬將校の配屬を受けた。同年九月一日法學博士山口弘一、森蟲昶本校顧問として就任した。同月二十九日教育に關する勅語謄本を下賜せられた。同七年十二月二十日校舍新築工を竣へた。

學校長 創立以來法學博士志田御太郎學校長として就任現在に至る。

入學志願者數及入學者數累年調

年 度	募集人員	志願者數	入學者數	年 度	募集人員	志願者數	入學者數
昭和五年	五〇	六一	五二	昭和八年	五〇	六四	五六
同 六年	五〇	六五	五四	同 九年	五〇	八〇	六八
同 七年	五〇	六六	五九				

19 東葛飾農商學校

本校は昭和四年四月五日日本縣知事より町村組合規約設定の件認可せられ同年五月一日實業補習學校規程に依る千葉縣東葛飾農商學校として設立開校した。同五年十一月三日御親閱記念綬を拜受した。同月後援會が組織せられ會長に川井重次郎就任。同六年一月二十日日本縣知事より青年訓練所課程以上の學校たることを認可せられ同月二十一日文部大臣より乙種實業學校として認可を受く。同年三月三十一日補習學校規程に依る千葉縣東葛飾農商學校を廢止した。同年四月一日千葉

縣東葛飾農商學校 實業學校令に據る を開校した。同年七月二十四日組合町村數並同規約變更の件を認可せられ同年九月十六日學校後援會より講堂兼雨天體操場を寄附せられた。同年十月二十日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を拜受した。同八年十月四日、組合町村數並規約變更の件 松戸町明村合併 を認可せられ、松戸町長小林善作管理者として就任した。

學校長 昭和四年五月一日陸軍中將古賀啓太郎名譽校長とし就任せられ、同年六月三十日松戸尋常高等小學校長山越諦治學校長を兼任した。同六年九月九日千葉縣實業教育主事河野一平校長事務取扱となり、同七年一月二十一日石川縣立松任高等女學校教諭山崎修一學校長として就職した。

入學志願者數及入學者數累年調

年 度	募集人員	志願者數	入學者數	年 度	募集人員	志願者數	入學者數
昭和六年	六〇	六五	四二	昭和八年	六五	五〇	四八
同 七年	六七	五四	五四	同 九年	五〇	三九	三八

乙 商業 學校

1 千葉縣立銚子商業學校

本校は、明治四十二年三月十五日甲種商業學校程度に依り縣立を以て設立せられた。昭和三年十月十五日本校第五學年生徒宮城前に於て御視閲を仰いた。同四年五月講堂及寄宿舍の新築工事

完了、同年六月二日本校創立二十周年記念式を舉行、同六年一月二十三日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を拜戴、同年二月新校舎二棟の工事完了、同七年十月實踐教室新築竣工、同八年九月倉庫、小使室の工事落成した。

學校長 昭和三年三月三十一日學校長羽生久安依願退職し、同日大阪府立富田林高等女學校長久保田勝彌本校々長として轉任せられた。

入學志願者數及入學者數累年調

年 度	募集人員	志願者數	入學者數	年 度	募集人員	志願者數	入學者數
昭和五年	一〇〇	一七三	一一二	昭和八年	一〇〇	一八二	一一三
同 六年	一〇〇	一六六	一一〇	同 九年	一〇〇	一八四	一一〇
同 七年	一〇〇	一四一	一一〇				

2 市立千葉商業學校

本校は、大正七年四月千葉町千葉商業學校を設立、同十二年三月三十一日千葉縣千葉商業補習學校と改稱した。昭和四年三月増築校舎落成、同年四月修業年限を五箇年の甲種程度に組織を變更した。同年五月二十一日 勅語謄本並戊申 詔書の謄本を下賜せらる、同年十二月十八日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を拜戴、昭和八年一月本校後援會事業として第二運動場の修理をなした。同八年二月學級數及生徒定員を増加した。

學校長 昭和三年五月學校長三山春次退職し、同年六月中村儀平學校長事務取扱を命ぜられ、翌

四年甲種程度に組織改まり其の年五月、松戸高等女學校教諭伊藤友作學校長に任ぜられ就任以來、銳意其の發展擴張に盡瘁し基礎漸く確立した。同八年四月依願退職藤原力雄其の後を襲うた。
 入學志願者數及入學者數累年調

年 度	募集人員	志願者數	入學者數	年 度	募集人員	志願者數	入學者數
昭和五年	七〇	一五六	六三	昭和八年	一〇〇	一六六	一〇六
同 六年	五〇	一二五	五四	同 九年	一〇〇	二三八	一〇八
同 七年	五〇	一四〇	五四				

3 私立千葉關東商業學校

本校は辯護士長戸路政司の經營に係り昭和六年四月十七日甲種商業學校として認可せられ同年四月二十二日開校す。

入學志願者數及入學者數累年調

年 度	募集人員	志願者數	入學者數	年 度	募集人員	志願者數	入學者數
昭和六年	一〇〇	七一	六二	昭和八年	若干	三二	二七
同 七年	五〇	三〇	二八	同 九年	五〇	一六	一五

丙 水 産 學 校

千葉縣立安房水産學校

本校は大正十一年二月十五日千葉縣安房農業水産學校として創立し、大正十二年四月一日郡制廢止に依り同月二十五日千葉縣立安房水産學校を設置した。昭和二年十一月三十日勅令第三百三十號を以て本校卒業生は陸軍幹部候補生志願の資格者たることを認められた。同三年十一月十日校旗を制定し、同年十二月十五日校長以下職員四名及第五學年生徒二十七名は宮城前廣場に於て新校旗と共に御親閲を受くるの光榮に浴した。尋で校旗に附すべき記念綬を拜受した。同五年五月十日逡信省告示第千二百八十四號を以て本校遠洋漁業及漁撈科卒業者は船舶職員法第五條第二項に依り學術試験に合格したる者と認定せられ體格検査に合格したる者は乗船履歴に従ひ無試験にて所定の海技免狀を授與せられることになつた。

- 一 遠洋漁業科卒業者ハ漁船乙種一等運轉士免狀又ハ沿岸丙種運轉士免狀
 - 二 漁撈科卒業者ハ沿岸乙種二等運轉士免狀又ハ沿岸丙種運轉士免狀
 - 三 船舶職員試験規程ニ依ル特典次ノ如シ
- 遠洋漁業科卒業者ハ普通乙種二等運轉士以下、漁撈科卒業者ハ普通乙種二等運轉士以下ノ試験ヲ乗船履歴ニ從ヒ受クル事ヲ得、尙筆記試験ヲ免除セラル

同年九月一日館山町宇濱通に新築寄宿舎成り此處に生徒を收容し、同年十二月二十四日校舎建築の爲舊安房高等女學校々舎を假教場として移轉した。同六年六月四日新築校舎落成し同月六日落成式を舉行した。同年九月三十日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を拜戴同七年四月十四日教育者に賜はりたる 勅語謄本を拜受した。

本校の卒業生は其の就職率百パーセントで就職口なきものは一人もない。又生徒中學術優等品行方正なるものに對しては夫々獎學費の寄附あり。即ち本縣水産會及安房水産會は獎學費の寄附を規定せられ水産教育の振興と生徒の向上勉學の資に充てらる。現在獎學資金を受くる者縣水産會より五名郡水産會より一名あり。又本縣育英資金給與規定により資金の交付を受くる者八名ある。

學校長 安房水産學校として獨立したる時より本縣水産試驗場長笹子治兼務し現在に及んで居る。笹子氏は夙に本縣師範學校を卒業し農商務省水産講習所に入り出で、各地の水産試驗場長を歴任して本縣水産試驗場長となり學校長を兼ねたのである。昭和七年三月笹子治退職し菅沼九一其の後を襲ふた。

本校施設の特色として見るべきものは、遠洋漁業實習船の完備せると、無線電信電話による通信設備、發動機實習場の設備の完備したることである。

入學志願者數及入學者數累年調

年 度	募集人員	志願者數	入學者數	年 度	募集人員	志願者數	入學者數
昭和五年	五〇	七七	五八	昭和八年	五〇	六二	四九
同 六年	五〇	五四	五〇	同 九年	四八	九六	四五
同 七年	五〇	七六	四八				

生徒出身郡別

學 年	安房郡	君津郡	市原郡	東葛飾郡	夷隅郡	長生郡	山武郡	海上郡	印旛郡	香取郡	他府縣	計
遠洋漁業科	一	二	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一
五 年	二九	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三八

第二節 職業學校

概 說

職業學校は縣立に印旛實業學校女子部、私立に東金女子高等職業學校、長狹高等實踐女學校、佐原淑徳高等裁縫女學校の四校である。

以上の學校は何れも地方の實情に即して學校經營の方針を確立し、適當なる教師を配置して職業教育の徹底を期しつゝある。

職業學校表

學 校 名	設立別	位 置	生徒定員	現在生徒數	學 級 數	教 員 數	諸 經 費
印旛實業學校女子部	縣立	印旛郡木下町	二〇〇	一三七	四△	一五△	一七、七八四圓
東金女子高等職業學校	私立	印旛郡東金町	一五〇	一三八	五	九	五、三二〇
長狹高等實踐女學校	私立	安房郡鴨川町	二〇〇	一〇二	四	一四	七、六一〇
佐原淑徳高等裁縫女學校	私立	香取郡佐原町	八〇	四七	二	六	二、四三八

職業學校沿革調

第六章 實業教育

學校名	設立別	位置	設置年月日	卒業生數	組織變更等
印旛實業學校女子部	私立	山武郡東金町	昭和六年二月二十六日	七〇八	明治三十四年五月一日印旛郡木下町外五箇村組合ニ依リ印旛實業學校ト改稱シ、昭和七年四月一日組織ヲ變更シテ印旛實業學校女子部ト改稱シ、昭和八年三月三十一日職業學校トシテ認可
東金女子高等職業學校	私立	君津郡木更津町	昭和四年五月三十一日	一五一	明治三十六年七月創設、昭和六年二月二十四日職業學校トシテ認可
長狹高等實踐女學校	私立	安房郡鴨川町	昭和六年十一月二十五日	七三	昭和七年四月一日開校
佐原淑徳高等裁縫女學校	私立	香取郡佐原町	昭和八年三月三十一日		昭和八年四月一日開校

設置廢止

本期に於て設置若は廢止したる職業學校は左表の如し。

學校名	設立別	位置	設置年月日	組織變更年月日	廢止年月日
千葉縣印西實科女學校	組合立	印旛郡木下町	昭和五年三月二十八日	昭和五年三月二十八日	
木更津高等技藝女學校	私立	君津郡木更津町	昭和四年五月三十一日		
千葉縣東金裁縫女學校	私立	山武郡東金町	昭和六年二月二十六日		
長狹高等實踐女學校	私立	安房郡鴨川町	昭和六年十一月二十五日		
佐原淑徳高等裁縫女學校	私立	香取郡佐原町	昭和八年三月三十一日		

學校名	設立別	位置	設置年月日	組織變更年月日	廢止年月日
千葉縣東金裁縫女學校	私立	山武郡東金町	昭和六年二月二十六日		
長狹高等實踐女學校	私立	安房郡鴨川町	昭和六年十一月二十五日		
佐原淑徳高等裁縫女學校	私立	香取郡佐原町	昭和八年三月三十一日		
高等千葉女學校	私立	千葉市	昭和八年九月八日		昭和八年九月八日

各職業學校狀況

印旛實業學校女子部 女子の實業學校として其の創立最も古く明治三十四年十月にあり、當時組合立印西女子工業補習學校と稱し木下大杜、永治、布鎌、本郷、埜原、船穂の七箇町村の組合立であつて木下町長を組合長とした。其の後間もなく組織を變更し印西女子染織學校となし徒弟學校規程により設立した。同三十六年校舎の南隣に實習場を設け、同年十二月より印旛郡長の管理に屬した。修業年限本科三年、撰科三年とした。大正十年職業學校規定に依り女子に農業並家政上須要なる知識技能を授け兼て婦徳の涵養に努むるを主眼とし印西實科女學校と稱し長く繼續して經營したが昭和五年三月三十一日限り廢止し印旛實業學校の女子部として設立することとなり入學資

長生郡	夷隅郡	君津郡	安房郡	計
一	一〇	八	九	五一
二二	七	二八	二三	三二三
				四
				九
				七
				二
				二
				一
				三
				二
				一
				二
				四
				二
				一
				三
				四
				五
				六
				一
				二
				三
				四
				五
				六
				七
				八
				九
				一〇

備考 一 學校數ハ通年季節共ニ之ヲ計上シ、通年教授施設學校數ハ學校總數中ヨリ通年施設ノ學校ヲ再記シタリ

二 獨立ノ實業補習學校ハ千葉郡一、東葛飾郡一、匝瑳郡一、山武郡二、長生郡一、夷隅郡二、安房郡一、

計九校アリ其ノ他ハ何レモ小學校ニ併設セラレタルモノナリ(昭和八年十月發行千葉縣學事要覽ニ據ル)

獨立補習學校

本縣下に於ける實業補習學校四百二十七校中、單獨經營せる實業補習學校は左の九校にして、その他は何れも小學校に併設せられて居る。

獨立實業補習學校一覽

(昭和八年四月三十日現在)

學校名	種別	所在地	職員數	生徒數	卒業者數	學校長氏名
家政女學校	私立	千葉郡蘇我町	一六			山崎 時治郎
共立モスリン中山女學校	私立	東葛飾郡中山町	一六			高野 吉太郎
鍼線女學校	私立	匝瑳郡八日市場町	六			鷲塚 平内
東金公民學校	町立	山武郡東金町	七			大橋 主城
東金家政女學校	私立	山武郡東金町	一一			篠原 藏司

學校名	種別	所在地	職員數	生徒數	卒業者數	學校長氏名
中正學校	組合立	長生郡廳南町	八			武田 宗二郎
長者實科學校	組合立	夷隅郡長者町	一一			岡田 鴻三郎
御宿實科學校	組合立	夷隅郡御宿町	一			元吉 亮
鋸南實科學校	組合立	安房郡勝山町	六			伊藤 庄之助

1 家政女學校

本校は千葉縣農會の設立にして、世俗これを花嫁學校と呼び、全國にその名を知られて居る。本縣農會が農村の改良發達を圖る爲めには、農村女子の教養を高めて農村開發の協力者としての農村女子に、農業經營、家政刷新、生活改善に必須なる知識技能を授け徳性を涵養するの必要なるを認め設立したるものにてこれを現行の女子教育機關に見るに、高等女學校は一般階級の女子の教育機關にして特に農村女子の教育を目的とするものにあらず、また農村女子の教養を目的とする實業補習學校の女子部の如きも、主として農閑期に於る極めて短期の經營にして其の目的を十分に達成し得ざる状態にあるので、この農村改良進歩の現實的要求に對する農村女子教育機關の不備に鑑み縣農會が率先して昭和四年一月十日本校を設立するに至つたのである。されば本校は他の女子教育機關と頗る趣を異にし、農村各月の行事を基調として一切の教科内容を抽出し、これが實習體驗を尊重し、農繁期に家庭實習を課して本校の眞使命たる生徒を通じて農村生活の改善、農村振業を圖り、以て現代農村の要求に即應すると共に、一方には新文化をも取り入れ、農村女子に必須なる知識技能を授け、併せて婦徳を涵養して新時代の良妻賢母たらしめんが爲めの教導に努め以て

農村の向上に寄與する中堅女子の教育機關たらんことを期して居る。學科課程を本科、家庭科、專修科の三科に分ち、專任の教師兼舎監を置き、他に専門の教師を聘して教養に當つて居る。その經費は農林省並本縣より補助金を交付せられて居る。其の施設見るべきもの多く、極めて特色ある學校として世の視聽を鍾め參觀者等も頗る多く、長くも各 宮妃殿下の臺臨を忝うして居る。昭和七年度までの卒業者は總數二百十九名である。

學校長 創立以來千葉縣農會幹事山崎時次郎これに當り現在に及んで居る。教諭兼舎監鹽田せつ専ら訓育を掌り兼て寄宿舎の監督に従事して居る。

2 東金公民學校

本校は、昭和二年三月地方色濃厚なる公民教育、實業教育を施し、地方の中堅人物を養成するを目的として設立し、當時町立公民學校と稱し、東金小學校に附設せられたるが同三年三月學則を變更して獨立の學校となし、校名を町立千葉縣東金公民學校と改稱し、工費一萬三千餘圓を以て東金町田間に新校舎を建築し、同年九月より、移轉して現在に至つて居る。同四年二月二十八日青年訓練所第八條に依る認定學校となつた。翌五年十一月三日學校長及生徒宮城前に於ける御親閱の光榮に浴した。本校の教授は本縣農事試驗場、東金町養蠶組合、東金町農會、東金町商工組合、東金蕪市場等と緊密なる連絡を爲し、専ら自學輔導實驗實習に重きを置いて、實務に練達せる實業中堅青年の養成に努めて居るのを特徴として居る。昭和七年度までの卒業生は百七十一名である。

學校長 創立當時は東金小學校長石毛千代松の兼務であつたが、昭和三年六月二十七日退職し、同日志田瞭其の後を承け、同五年九月六日志田瞭は東葛飾農商學校長に轉補せられ、千葉市實業補

習學校教諭大橋主城學校長に任せられ、現在に及んで居る。

3 銚南實科學校

本校は安房郡勝山町外四ヶ村組合立にして同郡勝山町にある。勝山町地方に簡易なる實業學校設置の要望は夙に識者間に唱へられて居たが、時恰も郡制廢止に際し、郡有財産はこれを擧げて郡下の教育費に充當することとなり、安房農業水産學校、長狹中學校及び本校の設置となつた。本校は實に郡費一萬圓外に四百圓の補助を得て組合組織の下に、大正十一年十一月八日銚南高等實業補習學校として設置を認可せられ、翌十二年四月五日開校したが、補習學校としては高程度の科目を課するに依り、實業補習學校規程第十三條に基き、高等の一字を冠した。然るに補習の文字は生徒の喜ばざる所たるのみならず、近く青年學校令の公布せらるべきを見越し、昭和七年二月現校名に改稱した。本校の内容充實に關する施設方針としては、新奇に趨らず舊態に拘はらず穩健中正にして地方の實情に即應せんことを期して居る。普通學は甲種實業學校、中學校の主要學科を採定し、實業科は農業商業を選び、殊に農業科は地方産業の實情と副業獎勵の必要とに鑑み、畜産に重點を置き、特別講師を招聘して養雞畜産に關する知能を練磨し、大いに郷土色の發揮に努めて居ることはその一特色である。即ち昭和二年度に於ては金百四十圓を以て鶏舎一棟を造り、本縣種禽場より白色レグフオンを購入し、種禽として地方品種の改良に努め、また昭和六年度に於ては金四百圓を以て厩舎一棟を新築し、ホルスタイン種雜一頭(牝犢)を金三百圓にて購入し、飼養管理、搾乳、脂肪検査等の技能練習に供して居る。昭和七年度までの卒業生は二百六十九名にして、學校長は創立以來伊藤庄之助が勤続して現在に至つて居る。

優良實業補習學校表彰 昭和八年二月十一日縣下實業補習學校中、其の成績優良なるものと
して左記兩校が表彰せられた。

千葉郡譽田實業補習學校
安房郡吉尾實業補習學校

譽田實業補習學校は大正八年三月設立の認可を受け同年五月開校した。爾來設備並教育内容の
二方面に亘りて年次計畫を樹て、着々之が實現に努め向上進展の蹟著しきものあり、即ち教授方
面に於ては基礎教科實力の向上自學自習の態度樹立實業教育實績の向上に力を注ぎ訓練方面に
於ては協同精神及相互扶助社會奉仕の精神涵養實剛健の思想勤勞愛好の念慮養成に努むると
共に就學出席の充實に留意し何れも優秀なる成績を挙げつゝある。

吉尾實業補習學校は明治三十四年三月設立を認可せられ同年十月開校す。初め吉尾女子實業補
習學校と稱したりしが、大正十二年男子部を新設して吉尾實業補習學校と改稱し、男女共に通年教
授をなすの外季節教授をも實施し、汎く青年大衆を對象として補習教育の眞價發揚に努むるに至
つた。進んで大正十三年には校舎五十八坪を新築すると共に、愈設備の充實を期して今日に至つた
本校教育の方針は克く郷土の實際に即して實業教育、公民教育の徹底を期するにある。即ち實業教
育に於ては農民精神の涵養、農民訓練の陶冶を主眼として、農業者各般の智識技能を練磨し、特に女
子に對しては農村生活を基調とせる家事裁縫を授け、公民教育に於て農村生活の自覺自治的精神
の確立組合精神の理解を期せむが爲各種の施設を講じ何れも克く徹底せられたるを認む。

第四節 實業補習學校教員養成所

千葉縣實業補習學校教員養成所一覽

種別	年度		修業年限	學級數	教員數 有資格者 無資格者 計	生徒數	卒業者數	入學志願者數	入學者數	入學志願者百二付入 學歩合 師範學校卒業者
	昭和二年度	昭和三年度								
實業教育	一	一	一	一	一三	二九	二九	四四	二九	六五・三六
	一	一	一	一	一四	三一	三一	七三	三一	四二・四七
	一	一	一	一	一六	三一	三一	一〇五	三四	三二・三八
	一	一	一	一	一四	二〇	二〇	七七	二〇	三五・九七
	一	一	一	一	一〇	一五	一五	一	一	一
	一	一	一	一	一〇	一五	一五	一	一	一

概説 本所は千葉縣立茂原農學校に併設せられ、小學校本科正教員並中學校甲種農學校卒業者を入所せしめ、一ケ年教養の後實業補習學校教員として採用するものである。左に本所の概況を示す。

從前ノ 教育者 入學者 計	五	一一	三	八四二
其他ノ者	二二	一九	二〇	
計	二九	三一	二〇	

生徒の學費給與

從來實業補習學校教員養成所生徒は志願者少き爲給費人員を減じ一人當りの給與額を増加し特に志望する者に限り私費を以て入所せしめて居つたが給費生、私費生を區分するは教養上面白からざる事情もあり且其の後志望者も漸次増加し昭和三年度に於ては七十三名の志願者を見るに至つたので從來の公費生私費生の區別を廢し定員三十名に對し豫算の範圍内に於て一人月額十五圓宛十一ヶ月分を給與することに定めた。同七年度より本縣の都合に依り一時生徒の募集を中止した。

所長 小川良五郎は昭和六年三月三十一日病氣の爲退職し、同年四月三十日千葉縣立茂原農學校長富樫秀雄兼任となつた。

第七章 高等教育

本縣下に所在する高等教育機關としては、官立千葉醫科大學及文部省直轄の千葉高等園藝學校がある。共に元は本縣に於て創立せられ、後文部省に移管せられて、異常なる發達を遂げ、千葉醫科大學は同種の單科大學中の尤であり、千葉高等園藝學校は本邦唯一の高等園藝學校である。

一、千葉醫科大學

概説

往年第一高等中學校醫學部の設置に當り、時の長尾校長はその設立地争奪戰に於て現在其の人口數に於て日本三大都市の一に數へられて居る中京名古屋と戦ひ、而も相手は名古屋方の主魁後藤新平伯を向ふに嗣はして「名醫のある所名病院あり、名病院ある所病客あり、當今千葉に勝る名病院が日本の何處に在らうぞ」と豪語して遂に文部省をして千葉にその地を撰ばしめてから、逐年異常なる發達を遂げ、千葉醫學專門學校、千葉醫科大學と順次に昇格し、全國の七單科醫科大學中入學志願者も最も多く、名校長長尾氏の豪語した如く今も輝く傳統を學園に誇示して居る。左に本期に於ける各帝國大學醫學部及び各官立醫科大學の入學志願者及入學者數を示さう。

各帝國大學醫學部及各官立醫科大學入學志願者及入學者數調

校 別	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年		昭和八年	
	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者
東京帝大醫學部	三七八一	一五九	四八八	一五八	五四三	一六四	五三〇	一六五	五一八	一六六	五〇一	一三二	四九六	一三一
京都帝大醫學部	三〇四	一一〇	三一三	一二四	三八八	一六八	四〇二	二四四	四〇九	一二三	三一五	一一二	三〇四	一一〇
東北帝大醫學部	一七〇	一〇八	一九六	一〇七	二二九	一一三	二七三	一〇三	二六一	一〇三	二二二	一〇四	二二四	一〇四
九州帝大醫學部	一九四	一〇八	二六九	一〇三	三〇二	一三五	三〇七	一〇七	三六一	一一〇	三一八	一二〇	二八六	一一〇
北海道帝大醫學部	七〇	七〇	六九	六九	八八	七〇	六七	六七	六八	六八	六九	六九	六四	六四

十一月五日 豊田久二學生主事に任ぜらる

昭和四年四月 千葉醫科大學規程及藥學專門部規程中一部改正を行ふ

同月 勅令第七十五號官立千葉醫科大學官制中改正第十三條中「助教」を「助教、學生主事」に改めらる

五月十四日 教授瀨尾貞信附屬醫院長に補せられ教授伊東彌惠治依願附屬醫院長を免せらる

六月 文部省令第三十一號を以て大學規程中一部改正せらる

八月二十三日 教授高橋信美大學長に任ぜられ大學長松本高三郎依願本官を免せられ大學教授に専任せらる

十二月 附屬圖書館規程中一部改正を行ふ

同月 勅令第三百五十七號を以て官立醫科大學官制中職員定員表を改正せらる

昭和五年二月 千葉醫科大學規程中授業時數配當表を改正す

七月十五日 教授松村憲附屬圖書館長に補せられ教授小池敬事依願附屬圖書館長を免せらる

十一月 勅令第二百十三號を以て官立醫科大學官制中改正第二條中「司書」の次に「技手」を加へらる

昭和六年二月五日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を奉還し新に下賜せられたる御眞影を拜戴す

五月十三日 教授佐々貫之附屬醫院長に補せられ教授瀨尾貞信依願附屬醫院長を免せらる

七月十一日 千葉醫科大學規程中一部改正を行ふ

十一月 大學會館移築竣工

昭和七年二月二十九日 教育の任に在る者に對し下し賜はりたる 勅語捧讀式を舉行す

五月十三日 附屬藥學專門部規程中一部改正を行ふ

七月十二日 教授緒方規雄附屬圖書館長に補せられ教授松村憲依願附屬圖書館長を免せらる

十二月 勅令第三百九十二號を以て官立醫科大學官制中改正 助教、書記、助手、藥劑手、看護長の定員を減ぜらる

十二月十六日 附屬醫院改築上棟式を舉行す

昭和八年三月三十一日 教授久保護躬附屬醫院長に補せられ教授佐々貫之依願附屬醫院長を免せらる

十月二十日 松本高三郎千葉醫科大學名譽教授の名稱を授けらる

歴代首長 本期中に於ける大學長附屬醫院長は左の如くである。

大學長 醫學博士松本高三郎が前期より初代學校長醫學博士三輪德寛の後を襲ふて就任したが昭和四年八月二十三日依願本官を免ぜられて教授となり、同日醫學博士高橋信美がこれに代つた。三輪學長は當時外科醫として令名高く、醫學專門學校時代に本學の内容充實に努めたのが、體て大學昇格の因を爲した。松本現名譽教授がこれに代つて基礎確立に努力せられ、高橋現學長がその後を襲ふてその擴充に奮勵せられて居る。

附屬病院長 本期に於ける附屬病院長は左の如くである。

就任	退任	職名	氏名
大正四年五月十六日	昭和二年五月四日	教授	高橋 信美
昭和二年五月四日	昭和三年三月二十六日	同	佐藤 邦雄
昭和三年三月二十六日	昭和四年五月十四日	同	伊藤 彌惠治
昭和四年五月十四日	昭和六年五月十三日	同	瀨尾 貞信
昭和六年五月十三日	昭和八年三月三十一日	同	佐々 貫之

昭和八年三月三十一日 現任

同

久保護躬

八五〇

二、千葉高等園藝學校

概説

本校は明治四十二年三月知事有吉忠一時代に一旦廢止したる銚子中學校、千葉中學校松戸分校を復興、變改を加へ銚子に現在の縣立商業學校、松戸に縣立園藝專門學校を設立し認可を得たのが本校の起源である。同年四月一日東葛飾郡松戸町に開校、爾來本校は我が國唯一の園藝專門學校として全國より生徒を募集し、修業年限三箇年、生徒定員百五十名とした。大正三年二月文部省告示第八號を以て同年四月より千葉縣立高等園藝學校と改稱した。爾來本縣に經營する二十年其の間に本校は逐年良好なる成績を挙げ發展を遂げたるも、惜むらくは縣内生徒の入學希望者少く僅に十名以内なるを以て年々縣會に於て文部省に移管方を決議し、時には其の存廢をさへ論議せられたること一再に止まらなかつたが、容易に其の希望目的を達し得ずして、荏苒歲月を費した其の後昭和四年に至り漸く其の目的を貫徹し其の年五月三十一日文部省告示第二百七十號を以て本縣の經營に成る千葉縣立高等園藝學校を廢止し、同日勅令第四百四十四號を以て新に千葉高等園藝學校が設置せられ、又文部省告示第二百七十一號を以て其の位置を松戸町と定められた。かくの如く経緯を経て文部省の直轄經營に移され、同日勅令第四百四十五號を以て職員定員を定められた。本校創立以來昭和八年度迄卒業生を出すこと二十三回八百七十六名に及んでゐる。

沿革

昭和三年十月三日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を下賜せらる

十一月十日 御即位の大典を行はせらる。御召により學校長儀式に參列す

昭和五年四月二十五日 文部省告示第四百四十五號を以て、中等學校教員無試験檢定に關する指定學校名及び學科目を左の通り改正せらる

千葉縣立高等園藝學校ノ項ヲ左ノ如ク定ム

千葉高等園藝學校 元千葉縣立園藝專門學校及元千葉縣立高等園藝學校ヲ含ム

本科 農業、植物 第三學年ニ於テ植物學特別講義及植物學特別實驗 毎週六時間以上ヲ選擇シ成績優等ナルモノニ限ル

十月三十日 教育に關する 勅語發滿四十年記念式を舉行す

昭和六年四月十六日 天皇 皇后兩陛下の御眞影を下賜せらる

昭和七年九月十二日 閑院宮春仁王殿下臺臨あらせらる

十一月十四日 規則の一部を改正す。同二十六日新穀祭を舉行す

昭和八年五月三日 李王埧殿下臺臨あらせらる 同月十一日文部大臣鳩山一郎來校視察せらる

十月三十日 創立記念式を舉行す

十一月十日 國民精神作興 詔書發滿十周年記念式を舉行す。同二十三日新穀祭を舉行す

學校長 昭和四年六月一日本校の前身たる元千葉縣立高等園藝學校長にして千葉縣技師たる赤星朝暉が改めて學校長に任ぜらる。同六年十一月九日學校長赤星朝暉依願本官を免ぜられ、同日文部省督學官農學博士松井謙吉その後任に補せられた。
千葉縣學事要覽及千葉高等園藝學校一覽に據る

第八章 各種學校

概説 本縣に於ける各種學校は昭和八年度の調査に據れば、中學校に類するもの十校、實業學校に類するもの一校その他の各種學校五十七校、合計六十八校で皆私立學校である。而して其の他の各種學校を細別すれば、主として裁縫を教授するもの四十一校、漢文及普通學を教授するもの十二校、助産婦及看護婦を養成するもの三校、自動車運轉手を養成するもの一校ある。又更に其の生徒を男女に區別して見るに、女生徒の二千六百五十九人に對して男生徒は四百六十六人で約一と六との比になつて居る。各種學校はいづれも其の規模小にして設備概ね不完全なれども、公私立の中學校、高等女學校に入學し得ざる地方青年男女教養に寄與貢獻して居ることは頗る大なるものがある。

勞働學校監督方 昭和二年一月十四日勞働學校其の他監督方に關し文部省普通學務局長より本縣知事に對し通牒があつた。左の通り

官普四一五號

昭和二年一月十四日

千葉縣知事 縣 忍殿

勞働學校其の他ニ關スル件

文部省普通學務局長 關 屋 龍 吉

大正十四年十月二十二日內務省警保局長ヨリ別紙(甲)ノ如キ照會アリタルニ對シ別紙(乙)ノ如ク回答シタルニ付其ノ旨御了知相成度

(甲)

警保局保發乙第四〇二號

大正十四年十二月二十二日

文部省普通學務局長殿

勞働學校其の他ニ關スル件照會

輓近勞働組合水平社其の他ニ於テ組合員社員等ニ社會教育ヲ施ス目的ヲ以テ勞働學校其の他ノ名稱ヲ附シ教育ヲ爲シ居ル者有之候處右ニ付警察取締上ノ參考ノ爲左記ノ點ニ付貴省ノ御意見承知致度此段及照會候也

記

- 一 勞働學校其の他ノ學院、講習會等ノ事業ハ私立學校令ニ謂フ所ノ學校ノ事業ニ該當スルモノナリヤ否
- 一 學校ノ事業ナリトセハ監督官廳ノ認可及コレカ直接ノ監督取締學務當局ニ於テ爲スヘキモノト解セラルルモ警察取締上之ヲ普通私立學校ト同一ニ取扱フコト能ハス學務及警察當局ノ共同シ一定ノ方針ニ依ルヘキモノト存ス
- 一 學校ノ事業ニ非ストセハ單純ニ警察取締ノ目的トナルヘキモ事業ノ性質上之カ取締ニ關シ學務當局ニ於テ爲スヘキモノト認メラル監督取締方針

(乙)

官普四一五號

昭和二年一月十四日

第八章 各種學校

文部省普通學務局長 關 屋 龍 吉

八五三

內務省警保局長 松村義一殿

勞働學校其ノ他ニ關スル件回答

大正十四年十月二十二日警保局保發乙第四〇一號ヲ以テ標記ノ件御照會ノ處右ニ關スル本省ノ意見ハ左記ノ通ニ付其ノ旨御了知相成度

記

一 一定ノ課程ヲ備ヘ之ニ相當時數ヲ配當シ相當ノ期間繼續シテ特定ノ場所ニ於テ授業ヲ行フモノハ私立學校令ニ所謂學校ノ事業ニ該當スルモノト認ム尤其ノ目的カ明カニ安寧秩序ヲ害スルカ如キコトニ在ルモノハ固ヨリ學校ノ事業ト認ムルノ限ニ在ラス

一 御意見ノ通

一 學校ノ事業ニ非スト雖社會教育ノ事業等ヲ目的トスルモノニ對シテハ學務局ニ於テ監督取締ヲ爲スヘキモ情況ニ依リテハ學務當局ト連絡シテ警察當局ニ於テモ取締ヲ爲スヘキモノト認ム (千葉縣例規類纂)

縣内各種學校一覽表

昭和八年度に於ける本縣内各種學校は左の如くである。

1 中學校に類する各種學校 (一〇校)

學校名	種別	所在地	設立年月日	學級數	教員數	生徒數	學校長氏名
明倫中學校	私立	印旛郡白井町	大正十五年四月	五	一五	一四一	山口永隆

中山學校	同	東葛飾郡中山町	大正十一年二月	四	五	六三	伊藤日修
印西學校	同	印旛郡白井村	明治四十一年一月	三	三	三七	山下隆雄
旭敬愛公民中學	同	海上郡旭町	大正十二年四月	四	八	六四	長戸路政司
匝瑳普通學校	同	匝瑳郡八日市場町	明治卅八年四月	三	六	三四	松山英胤
大綱中等學校	同	山武郡大綱町	大正十三年七月	五	一六	一五〇	吉野玄武
南總學校	同	市原郡八幡町	明治三十一年三月	五	七	九一	川上規矩
三省中學校	同	長生郡本納町	大正十三年七月	三	一〇	六三	野老正司
東洋學校	同	長生郡新治村	明治二十六年七月	六	六	一〇二	飯高彌市
修齊中等學校	同	長生郡茂原町	大正十五年四月	四	六	五二	麻生誠一

2 實業學校に類する各種學校 (一校)

學校名	種別	所在地	設立年月日	學級數	教員數	生徒數	學校長氏名
市川實業學校	私立	東葛飾郡市川町	大正十年六月	三	七	一五七	伊東教順

3 其の他の各種學校 (五七校)

學校名	種別	所在地	設立年月日	學級數	教員數	生徒數	學校長氏名
弘文學校	私立	千葉郡津田沼町	大正四年五月	一	三	一五	川島晃阿
公民學校	同	印旛郡六合村	大正十一年三月	三	二	三〇	岩井快順

第八章 各種學校

高松學館	同	同郡富里村	明治三十一年十二月	一	一	一八	平川博
天邊學館	同	同郡和田村	大正五年八月	一	二	三一	楡貝勇吉
公正學院	同	銚子市	大正十五年三月	三	四	四二	鶴澤忠
海上高等普通學校	同	海上郡嚶鳴村	大正三年四月	四	三	五〇	渡邊信庵
清泉學舎	同	君津郡小槻村	明治三十三年十二月	三	三	二二	齋藤仁之助
安房自強學舎	同	安房郡館野村	大正三年一月	三	一	三四	石渡省吾
明倫義塾	同	安房郡館山北條町	大正三年一月	二	一	七〇	庄司德誠
修養學館	同	千葉市	明治四十年六月	三	一	三〇	落合次郎
昭和學院	同	千葉市	昭和三年九月	三	二	三〇	谷中長吉
遠山自動車學校	同	夷隅郡御宿町	昭和五年三月	一	三	三	遠山秀夫
安房女學校	同	安房郡館山北條町	明治三十九年十二月	三	三	一一三	三幣直二
五井家政女學校	同	市原郡五井町	昭和五年四月	五	三	五九	安田格
木更津高等技藝學校	同	君津郡木更津町	未詳	一	四	二五	尾高直二
千葉高等產婆學校	同	千葉市	明治二十年三月	一	一	九	福本喜一
千葉看護婦學校	同	千葉市	大正三年六月	二	一	四五	田村六三郎
加藤助産婦學校	同	千葉市	大正十一年十二月	一	七	四〇	加藤義治
土岐裁縫女學校	同	千葉市	明治三十六年五月	六	九	二〇	土岐きよ
寒川裁縫女學校	同	千葉市	昭和七年四月	二	六	二一	佐久間惣次郎

第八章 各種學校

千葉和洋裁縫女學校	同	千葉市	明治三十九年十一月	七	五	一五二	植草たけ
小倉裁縫女學校	同	君津郡宮岡村	明治卅五年五月	二	一	二六	小倉こう
長生裁縫女學校	同	長生郡廳南町	明治卅三年七月	四	一	五三	永野たけ
藤井裁縫女學校	同	山武郡東金町	大正十五年三月	二	一	二〇	藤井千代
野島裁縫女學校	同	山武郡成東町	大正十四年四月	五	一	七〇	野島いち
白里裁縫女學校	同	山武郡白里村	大正十二年三月	三	一	二〇	市東彌十郎
片貝裁縫女學校	同	山武郡片貝町	大正四年九月	三	一	五四	吉井たけ
成東裁縫女學校	同	山武郡成東町	大正十五年一月	五	四	六九	關さと
小沼裁縫女學校	同	山武郡綠海村	明治卅八年九月	三	二	一〇三	小沼登里
松尾裁縫女學校	同	山武郡松尾町	大正十五年三月	二	二	七三	石橋かつ
二川裁縫女學校	同	山武郡二川村	大正十五年八月	二	一	五八	宇井らめ
靜修裁縫女學校	同	山武郡大網町	昭和六年四月	一	二	一一	土屋いら
清水裁縫女學校	同	山武郡東金町	大正十五年十一月	三	一	三一	清水やす
東金裁縫女學校	同	山武郡東金町	明治卅六年七月	二	四	四四	高橋あ
千脇裁縫女學校	同	千葉郡譽田村	明治四十四年十一月	三	一	二六	千脇はく
山澤裁縫女學校	同	千葉郡都村	明治卅九年九月	一	一	一〇	山澤よし
野田裁縫女學校	同	東葛飾郡野田町	大正十二年七月	一	一	三一	石塚こと
伊藤裁縫女學校	同	印旛郡佐倉町	大正十年二月	六	五	八二	伊藤傳四郎

佐倉裁縫女學校	同	印旛郡佐倉町	明治卅六年十二月	五	六	一八九	大石登久
八街裁縫女學校	同	印旛郡八街町	昭和二年二月	二	二	二〇	原けい
實踐裁縫女學校	同	印旛郡白井町	大正十四年四月	三	一	三五	大谷セン
佐原淑徳裁縫女學校	同	香取郡佐原町	明治卅四年十一月	五	四	三六	井上はな
桃葉裁縫女學校	同	海上郡旭町	昭和五年十一月	二	一	二六	金杉律
旭裁縫女學校	同	海上郡旭町	大正十五年二月	一	三	五三	青柳とみ
武田裁縫女學校	同	匝瑳郡八日市場町	大正二年三月	三	三	一一	武田とみ
庚戌裁縫女學校	同	匝瑳郡八日市場町	明治四十四年四月	三	一	四〇	阿部から
秋葉裁縫女學校	同	千葉市	明治卅四年七月	一	一	四〇	秋葉はつ
本木裁縫女學校	同	千葉市	明治四十二年九月	四	二	九五	竹下よね
淺川裁縫女學校	同	千葉市	明治四十三年七月	三	一	五〇	淺川ひろ子
小柴裁縫女學校	同	千葉市	大正十年十月	二	一	五〇	小柴しげ
川島裁縫女學校	同	千葉市	明治卅七年五月	三	一	五五	川島乙女
千葉裁縫女學校	同	千葉市	明治卅三年八月	三	二	一〇	大和たけ
小川裁縫女學校	同	千葉市	大正十年六月	二	一	二六	小川たま
千葉技藝女學校	同	千葉市	明治四十年六月	二	一	二一	市原千代
大木裁縫女學校	同	千葉郡蘇我町	明治四十一年八月	二	一	三七	大木菊壽
越川裁縫女學校	同	香取郡小見川町	昭和八年七月	三	二	一三	越川清吉

仲田裁縫女學校	同	銚子市	大正十二年七月	一	一	一五	仲田きよ
---------	---	-----	---------	---	---	----	------

1 旭敬愛公民中學

本校は創立當時の中等教育がその本来の旨趣に悖り、唯上級學校入學の準備教育のみに偏し、青年をして國家の構成分子たる社會公衆として有すべき共存共榮の本務に對しては殆ど等閑に附する憾みあるを慨し、敬天愛隣の大道に則り、男子に中學課程の普通學を施し、併せて公民教育並職業に關する知識技能を授け、以て新時代に適應せる中堅青年を養成せんことを企圖して大正十二年四月創立せられたもので、創立以來昭和八年度までの卒業生は百九十四人である。昭和六年一月二十日青年訓練所規程第八條に依り青年訓練所を開設した。

2 匝瑳普通學校

本校は中等教育の普及發達を期し質實剛健なる國民を教養するを目的として、明治三十八年四月松山英胤が匝瑳郡松山に設立したもので、同年九月十三日日本縣知事の認可を受け、翌三十九年九月校舍新築落成式を舉行し、同四十一年四月第一回の卒業者を出すに至つた。創立當時より大正八年三月に至るまでの十五年間は松山英胤の個人經營であつたが、同年四月より財團法人匝瑳普通學校協會を組織し、同郡八日市場町に移轉し、理事長松山英胤の名に依つて經營し、以て今日に至つて居る。學級數六、定員三百名にして時に多少の増減あるも甚だしき變動はない。校舍は明治三十九年間口十二間奥行四間の二階建校舎を新築し、大正八年間口十間奥行五間の二階建校舎並に附屬建物として教員室、小使室、倉庫、便所等を新築し、更に同十二年間口五間奥行五間の二階建校舎を増

築した。學校長は松山英胤が創立當時より現在に至るまで二十九年間勤続して居る。昭和八年度までに卒業生九百八十名、修了生三千餘名を出して居るが、卒業生中特に社會的地位を得て居る者は官吏六十五名、軍人二十名、將校教職員八十五名、議員三十五名、醫師二十一名、内醫學博士二名、辯護士三名がある。

3 修齊中等學校

長生郡茂原町には大成館(現在千葉縣立長生中學校)ありて、郡内青年の教育機關たりしが明治四十四年四月組織を變更して中學校となりし爲め、入學者を百五十名に限定せられ、幾多進學の途を失ひたる少年の多きを見て、元吉伊勢次が長生郡長伊藤政雄及び大成中學校教諭麻生誠一と謀りこれ等進學の道を失ひたる少年及び學資に恵まれざる子弟の爲に教育機關を設け、同地方の中堅人材の養成を目的として、大正四年四月二十日茂原町濱町に私立速成補習學校を創立し、専ら國漢算數習字等を教授せしが、同年十月校長元吉伊勢次が歿せしにより、麻生誠一がこれ繼續經營し翌五年七月小川俊藏と共にその筋の認可を受け、校名を長生補習學校と改稱し、學科課程の改廢を行ひ、修業年限を三ヶ年とし、土地の情況に即應せる教育を施すこととなり、同月二十五日小川俊藏が校長に就任せしが、同七年十月小川俊藏歿せしにより、麻生誠一が校長となり、同八年九月二十一日千葉縣修齊學校と改稱し、同十五年一月八日學則を改め、本科三ヶ年、專修科一ヶ年とし、校名を修齊中等學校と改稱して現在に至つた。卒業生は昭和八年度までに參百七十三名に達して居る。

4 東洋學校

長生郡新治村吉井にあり、校主兼校長飯高彌市の經營に成る。生徒定員は二百七十名、教員は八名

あり何れも中等教員の資格を有す。卒業生は左表の通り

	昭和二年度	同 三年度	同 四年度	同 五年度	同 六年度	同 七年度	同 八年度
卒業生數	四二人	三九人	四〇人	三六人	四一人	四七人	四九人

同校は其の設立古く多數の卒業生を出して地方文化の普及發展に寄與すること頗る多きを以て昭和三年御大禮に際し校長飯高彌市は文部省より多年教育に従事し其の功勞顯著なるを以て表彰の榮譽を受けた。

5 安房自彊學會

本學會ははじめ安房郡南三原村海發自性院内に設立したのであつたが大正十一年四月より同郡館野村大綱大嚴院に移轉した。大正四年四月石渡省吾の創設に係り地方青年に簡易にして適切なる中等教育を施すことを以て目的とし、殊に教養の要旨として、左の四ヶ條を標榜して居る。

- 一 團體の尊嚴なることを知らしめ、忠孝の大義を明かにし、國民たる志操を養成すること。
- 二 浮華を排し、質實剛健なる氣風を養成すること。
- 三 怠惰を戒め、勤勉力行の精神を養成すること。
- 四 私欲を去り、感謝報恩の心を養成すること。

修業年限は三ヶ年にして、高等小學校を卒業したる者及これと同等以上の學力を有する者を入學せしめ、教科は修身、國語、漢文、數學、法制、經濟、憲法、大要、園藝の七科目で職員は設立者兼校長石渡省吾である。氏は夙に千葉縣師範學校を卒業し東京高等師範學校に入り同校文科を卒業出でて岡山

縣師範學校、鳥取縣師範學校教諭等の職に任じ到る處成績を挙げたるが後退職して歸郷し、地方青年教養の爲本校を設置した。惜むべし同氏病歿後閉鎖するに至つた。

6 海上高等普通學校

明治の末年より大正の初年に當り、海上、匪瑤地方の青年の好學心勃興したるも中等學校設立の要求は達せられず、加之中流以下の家庭の子弟で學資に乏しき爲進學の目的を達し得ない者少くないのを見て伊藤龜之助大いにこれを憂慮し、これ等地方教育の缺陷を救済するの目的を以て自ら奮起し、大正三年三月二千餘圓の資財を投じ獨力を以て自宅内に敷地を相し、校舎一棟を設立して自ら校長兼教頭となりて生徒指導の任に當り、その他英語、數學等専門の教師數名を招聘して男子に須要なる高等普通教育を授くることとした。修業年限は三ヶ年にして尋常小學校卒業者を入學せしめ、尙ほ卒業者にして修業を希望せる者の爲めに補習科を設けて主要學科を授け、また師範學校入學志望者の爲めに豫備教授を行つて居るが、これが爲めに師範學校に入學し得たる者四十餘名を算するに至つた。昭和二年七月校長伊藤龜之助病歿し、渡邊信庵その後を襲ふて現在に至つて居る。卒業生を出すこと昭和八年度までに七百餘名に達し、中には高等の學校に進み或は海軍の諸學校に入り夫々榮進して重要な地位に居る者も數名ある。

第九章 特殊教育

第一節 盲聾啞教育

概説 本縣の盲聾啞教育は現在盲學校は縣立一、私立一、聾啞學校は縣立一ですべて三校ある。盲學校は何れも技藝に重きを置き、卒業生は鍼按業に従事する者が多い。

學校名	種別	所在地	設置年月日	教員數		生徒數		學校長氏名
				男	女	男	女	
千葉縣立盲學校	縣立	千葉市	昭和八年三月三十一日	四	—	一六	一一	根岸 福彌
私立成田清葉學院	私立	印旛郡成田町		四	—	一三	二	高津 親義
千葉縣立聾啞學校	縣立	千葉市	昭和六年四月五日	二	—	五	一	根岸 福彌
計				一〇	—	三四	一九	五三

設置廢止 昭和六年四月縣立聾啞學校が設置せられ、尋で同八年四月縣立盲學校が設置せられ同時に千葉縣教育會で經營せる千葉盲學校を廢止した。

學校名	種別	所在地	設置年月日	廢止年月日
千葉縣立聾啞學校	縣立	千葉市	昭和六年三月三十一日 昭示第百二十五號ヲ以テ認可 昭和八年四月五日 昭示第百五十七號ヲ以テ認可	
千葉縣立盲學校	同	同		
私立千葉盲學校	私立	同		昭和八年四月五日 昭示第百五十八號ヲ以テ廢止

各學校狀況

本期に於ける各學校の狀況は次の通りである。

1 千葉縣立聾啞學校 昭和六年三月三十一日日本縣令第十七號を以て千葉縣聾啞學校學則が定められた。この種の特殊學校は本縣に於て始めての施設である。左に其の主要なる箇條を摘録した。

第一條 本校ハ聾啞者ニ普通教育ヲ施シ其ノ生活ニ必須ナル特殊ノ智識技能ヲ授ケ國民道德ノ涵養ニカムルヲ以テ目的トス

第二條 本校ハ千葉師範學校ニ併置ス

第三條 本校ニ初等部中等部ヲ置キ中等部ノ學科ヲ裁縫科トス但シ中等部ハ當分ノ内之ヲ置カス

第四條 修業年限ハ初等部六年中等部五年トス

第八條 初等部ノ學科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、體操及手工トシ女子ニハ裁縫ヲ加フ

中等部裁縫科ノ學科目ハ修身、國語、數學、體操、裁縫及手藝トシ女子ニハ家事ヲ加フ但シ手藝ハ隨意科目トス

本校は前に述べたる如く本縣に於ける最初のまた唯一の聾啞學校である。同年五月十二日師範學校敷地の一部を假校舍に充て、開校式を舉げ、初等部一年生六名と課外生二名を入學せしめた。爾

來この日を以て本校の創立記念日と定めた。本校の教育方針は左記の通りである。

一 國家意識ヲ闡明シテ忠良ナル公民ノ養成ヲハカル

二 體育ヲ重シ實行ニ訴ヘ身體ノ鍛鍊ト實生活ノ訓練トヲハカル

三 語彙ノ擴充ト日常會話ノ習熟トヲ期ス

四 適當ナル職業教育ヲ施シ獨立生活ノ素地ヲ作ル

五 讀書ト直觀トヲ尊重シテ知見ノ開發ト情操ノ陶冶トヲハカル

2 千葉縣立盲學校 昭和八年四月一日日本縣令第十四號を以て千葉縣立盲學校學則が發布せられた。其の主なる箇條を左に抄録する。

第一條 本校ハ盲人ニ普通教育ヲ施シ其ノ生活ニ須要ナル特殊ノ智識技能ヲ授ケ國民道德ノ涵養ニカムルヲ以テ目的トス

第二條 本校ニ初等部及中等部ヲ置キ中等部ノ學科ヲ鍼按科トス

本校ニハ前項ニ掲クルモノノ外ニ中等部豫科、別科及研究科ヲ置ク

第三條 修業年限ハ左ノ如シ

初等部	六年
中等部	四年
中等科豫科	一年
別科	二年
研究科	二年以内

第七條 初等部ノ學科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、唱歌、手工及體操トス

中等部鍼按科ノ學科目ハ修身、國語、數學、英語、理科、唱歌、體操、解剖、生理、病理、衛生、鍼術、灸術、按摩術及マツサージトス

中等部豫科ノ學科目ハ修身、國語、算術、唱歌、體操及按摩術トス

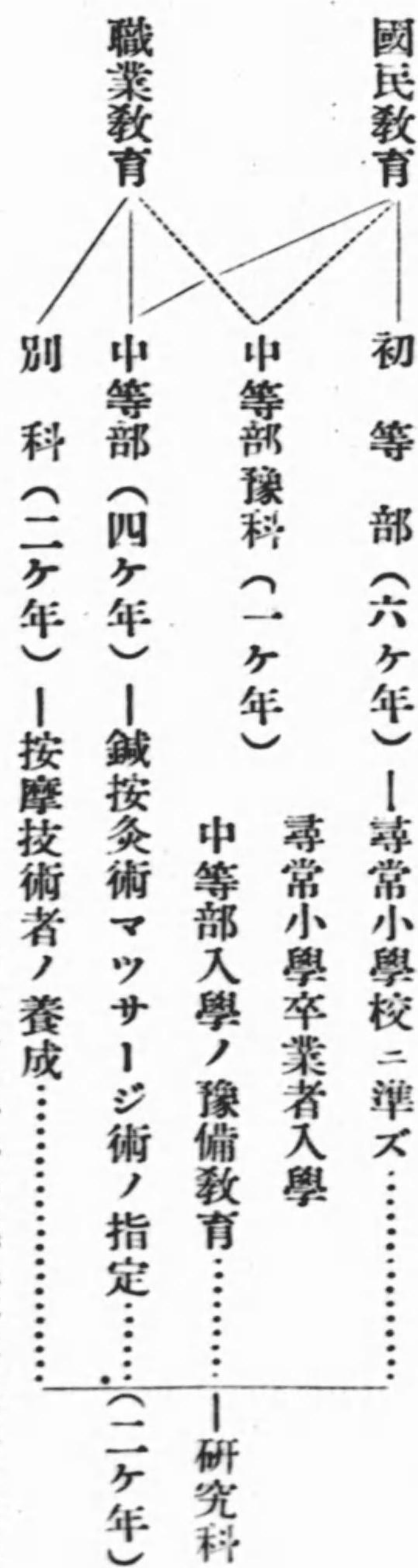
別科ノ學科目ハ修身、國語、算術、唱歌、體操、解剖、生理、病理、衛生及按摩術トス

第二十四條 研究科ハ本校所定ノ學科目一科目又ハ數科目ヲ專攻セントスルモノ、爲ニ設ク

本校は元千葉縣教育會が大正の初年より經營したる千葉盲學校の一切を縣に移管したるもの

にて昭和八年四月一日より縣營となり千葉縣立盲學校と改稱した學校長は盲聾啞兩校共に千葉

縣師範學校長根岸福彌學校長事務取扱を命ぜられた本校の教育組織を左に示す。



昭和八年發行千葉縣學事要覽及盲聾啞兩學校一覽等に據る

3 私立成田清聚學院 本校は明治三十九年の創立にして古き歴史を有し本縣の盲人教育に貢献する所頗る多く其の功績は屢表彰せられたるを以て其の名を知られてゐる。現在生徒十五名あり、院長は佐藤國二設立者は高津親義である。

以上本縣の盲聾啞教育は從來不振の状態で、前期までは僅に千葉縣教育會經營に成る千葉盲學校と成田町高津親義の設置に係る成田清聚學院の二校に過ぎなかつた。而して生徒の收容人員は兩校を合せて三十名以内に止まり聾啞教育の機關は全く備はらなかつたのである。本縣の他の教育機關は夙に完備し他府縣に比して決して遜色はないのであるが獨りこれ等の特殊教育のみは全く不備で遺憾の點が多かつた。本期に入り先づ昭和六年度より縣立聾啞學校が創設され尋て盲學校が縣立に移管されたのでこれ等惠まれざる可憐なる兒童生徒の爲には福音で漸く愁眉を開いた。

盲聾啞教育功勞者 明治の初年盲聾啞教育の黎明期に於て本縣より三人の盲聾啞教育者が出て居る。いづれも東京盲聾啞學校長小西信八の信任を得て其の下に勤務して功績を擧げたのである。即ち

石川倉次 鶴舞藩士族、明治十二年六月千葉師範學校を卒業、千葉郡濱田(今幕張小學校)小學校長兼訓導を勤務し明治十九年三月小西信八に選はれて訓盲啞院雇を申付らる。同二十年十月訓盲啞院を東京盲聾啞學校と改稱し同年十二月東京盲聾啞學校助教諭兼東京盲聾啞學校書記に任せらる。これが盲聾啞教育に一身を委ねた任官の初である。同二十六年八月官制改革に依り助教諭を廢せられ同年九月東京盲聾啞學校訓導に任じ六級俸を給せらる。同二十九年四月臺灣民政務部編輯事務を囑託せられ、同年十二月東京盲聾啞學校長小西信八外國留學不在中校長事務代理を命ぜらる。同三十一年九月校長小西信八歸朝に付校長事務代理を解く。同三十二年十二月高等師範學校教諭に任せられ高等官八等に叙す(これが高等官になつた初である)同三十三年二月正八位に叙せらる。同年八

月佛蘭西共和國商工選信大臣奥書千九百年巴里萬國博覽會褒賞審査委員より日本訓盲點字考案の功績に對し金牌一箇を贈らる。同三十三年十二月十八日當校明治二十三年十一月一日訓盲點字を採用して以來茲に滿十年に及び各地訓盲院の設立を見ること亦既に十餘所而して皆この點字を以て至便と稱しないものはない是獨本校教育の面目を一新したるに止らず、實に亞鉛版を以て日本及世界の地圖其の他拗音の點字を案出し教授上其の功勞著大であるので金百圓を賞與せらる。同三十四年五月東京盲啞學校教諭に任じ高等官八等に叙せらる。同年十二月二十一日訓盲點字發明の功により勳六等に叙し單光旭日章を授けらる。同四十二年六月勳五等瑞寶章を授けらる。同四十三年三月官制改革により東京盲啞學校廢せられ東京盲學校、東京聾啞學校分離獨立し、これより東京聾啞學校教諭專務となり高等官六等に叙せらる。同年六月東京盲學校教諭兼任を命ぜられ高等官六等に叙し、二級俸を下賜、東京聾啞學校より千圓東京盲學校より貳百圓を支給、大正八年一月高等官三等に陞叙、同十二年一月勳四等に叙し瑞寶章を授けらる。同十四年三月正五位に叙せらる。同月三十一日二級俸(年二八〇〇圓)下賜、同日依願免本官、同年四月一日大正十四年勅令第五百十五號に依り退職特別賜金六千參百圓を給す、同年同月十五日特旨を以て位一級進められ從四位に叙せらる。同月二十四日師範部國語科講師を囑託し、年手當六百圓を給與、同十五年二月普通恩給年額金千三百四拾四圓、昭和二年三月三十一日師範部國語科講師囑託を解く、在職年數實に四十一年一ヶ月に至る。

氏の盲聾啞教育に就て特に功績の顯著なるは盲人に對する點字の發明である。今日幾多の盲人がこれによつて恩惠を受け便益を得ることは多大である。この點字發明の動機は明治二十年の末校長小西信八が「フランス」の盲人「ルイブライユ」氏の點字「 \dots 」を示してこれを我が國の假名に適する工夫を勸められたるに依る。同二十三年九月に至り漸く一案を得たので點字選定會を開き數回の審査を経て採用さるゝこととなり、同年十一月一日より實施することとなつた。其の後拗音の點字を同三十二年七月考案しこれも採用さるゝこととなつた。現在全國の盲學校に用ゐる點字は同氏の發明されたものを使用して居るのである。點字發明の際其の功勞を賞する爲文部省は明治二十三年十二月七日賞與した。其の後同三十四年十二月二十一日賞勳局より勳六等に叙し單光旭日章を授けられた。

氏は又聾啞者の爲に讀書初步と名づけた十二冊と外に五冊の會話書を著し小西校長及同僚の遠山邦太郎の校正を得て公にした。當時臺灣學務部長伊澤修二に知られ明治二十九年四月右草稿の内四冊を金參百圓で臺灣總督府に買上げられた。氏は其の金を私有すべきものにあらずとして百圓を盲啞學校に寄附し百圓を銚子に老を養ふ父に贈り五十圓を五人の子女三十圓を妻に與へて子供や妻には何れも貯金せしめたといふことであつた。東京府知事からはこの時學校へ寄附した廉を以て三組木盃を賞與された。

氏の嗣子文平は東京高等師範學校を卒業して聾啞教育に従事し命ぜられて亞米利加に留學し歸朝後父子共に同校に教鞭を執られしが不幸病魔の爲に逝去せられた事はかへすも惜むべし。

石川重幸 江戸の人幼少の頃父に隨つて靜岡藩に屬せしも間もなく千葉縣に移居した。明治十一年四月千葉師範學校を卒業し、縣内大多喜小學校長兼訓導其の他を歴任し、明治三十年六月東

京盲啞學校訓導として就職以來同四十三年六月東京盲學校教諭に榮進し、高等官八等に叙せられ、累進して高等官三等に陞叙し、正五位勳五等に陞叙せらる。大正十四年三月三十一日退官さるゝまで勤務實に二十有八年に及び盲人の教育に一身を捧げられた。其の間寄宿舎の舎監長として終始一貫自ら盲生の訓育を擔當し盲人の性情等を觀察研究して之が指導に盡力せられ、又教務主任として校長を補佐して校務の刷新改善に力を致し、特に教員養成の必要を痛感して師範科の設置を力説して之が實現に努めた。教授方面に就ては點字初步教授の研究、點字盤の工夫改良、點字讀本及盲人教育書の出版等其の成績見るべきものがある。又東京盲學校同窓會の會長として或は會計監督として卒業生の爲に盡力さるゝ等其の功績校の内外に亘りて多大なるものがある。其の履歷の概要を述べれば、

明治十一年四月三十日千葉師範學校を卒業、同年五月千葉縣小學五等訓導申付大綱小學校在勤を命ぜらる。同十五年十一月大多喜小學校五等訓導に任ぜられ、尋で四等訓導三等訓導に累進し、二十二年十二月同尋常高等小學校訓導兼校長に任ぜられ、二十四年三月六日依願免本職兼職、同月東京高等師範學校雇申付、同年十一月高等師範學校訓導に任ぜられ、單級學校擔任を命ぜらる。同二十九年五月依願免本官、山梨縣中巨摩郡視學に任ぜらる。同三十年六月東京盲學校訓導に任ぜられ、七級俸を給せらる。其の後漸次昇級して同四十年六月四級俸に進む。同四十三年東京盲學校教諭に任ぜられ、高等官八等六級俸正八位に叙せらる。爾來官等位階、勳等年と共に累進し、大正九年六月勳五等瑞寶章、同十年三月高等官三等に陞叙、同年五月從五位に叙せらる。同十四年三月三十一日依願免本官五級俸下賜、同四月五日特旨を以て位一級被進正五位に叙せらる。同日逝去した。

遠山邦太郎

土浦藩士族本縣千葉郡幕張町武石に移籍、明治十一年六月千葉師範學校に入學

中途選抜卒業に至らずして退學した。同十二年四月千葉郡濱田小學校現幕張小學校に勤務、同十三年五月殿臺小學校現都賀小學校、同年十一月武石小學校現長作小學校に轉じ、同十六年十二月濱田小學校七等訓導に任ぜられ、同二十二年五月依願免本職、同六月一日東京盲啞學校雇申付られ、同二十四年一月文部省普通學務局雇同四月同總務局雇申付盲啞學校兼勤申付らる。同年八月東京盲啞學校助教諭に任ぜられ、同二十六年九月官制改正に依り廢官、東京盲啞學校訓導に任ぜらる。同四十三年四月一日組織變更に依り盲啞の兩校に分離獨立し、東京聾盲學校訓導に任ぜられ、五級俸給與、翌四十四年四月二十二日東京聾啞學校教諭に任じ、高等官八等六級俸、同校訓導を兼任す。大正三年十二月勳六等に叙し、瑞寶章を授けらる。同六年十月高等官六等に陞叙、爾來官等位階、累進し、大正十二年一月三十日勳五等瑞寶章を授けられ、同十四年一月二十七日高等官三等正五位に陞叙せられ、三級俸を下賜せらる。同日逝去した。

氏は資性謹嚴にして實直、溫良にして恭謙人に接して懇切丁寧常に教壇に在りては溫顏を以て生徒を指導教授し、同三十三年六月女生寄宿舎長を命ぜられてより永年能く舍務を整理し、日常舎生に對しては慈愛を旨とし、訓育に務めたりしを以て舎生は常に慈父母の膝下にあるが如く敬服し、爲に生徒の多くは休日其の他祭日等に於ても殆ど兩親の家庭に歸ることを忘れつゝありし有様なりしは眞に人格の高きを忍ばしむ。

明治二十三年九月東京盲啞學校教員石川倉次、盲生伊藤文吉、室井孫四郎等と共に佛國巴里訓盲院卒業生「ライユ」の點字を本邦假名に適用するの案に就き選定會を開き、同年十一月一日第

四回の會合をなし遂に石川倉次の案を採用したる際には遠山氏の努力の容易ならざりしものがある。

第二節 教護教育

概説 本縣に於て感化法に依り設置せられたる學校は縣立生實學校と成田新勝寺の經營に係る私立成田學園の二校である。創立以來生實學校は收容數二百七十七名昭和九年九月十三日現在成田學園は二百三十二名(昭和九年七月十五日現在)である。

學校名	種別	所在地	創立年月日	教員數		生徒數		學校長氏名
				男	女	男	女	
千葉縣立生實學校	縣立	千葉郡蘇我町	明治四十二年三月十六日	六	三	九	四九	二
私立成田學園	私立	印旛郡成田町	明治十九年五月二十四日	七	二	九	二七	二七
計				一三	五	一八	七六	二七八
								荒木照定

(昭和八年十月現在)

少年教護法の公布 昭和八年五月四日法律第五十五號を以て少年教護法が公布せられ、少年の教護教育はこの法律に依つて内務大臣の監督を受けることとなつた。左にこの法の主なる箇條を摘録する。

第一條 本法ニ於テ少年ト稱スルハ十四歳ニ滿タサル者ニシテ不良行爲ヲ爲シ又ハ不良行爲ヲ爲ス虞アル者ヲ謂フ

第二條 北海道及府縣ハ少年教護院ヲ設置スヘシ

第三條 少年教護院ニ於ケル教護ノ本旨、教材、設備及職員ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 少年教護院内ニ少年鑑別機關ヲ設クルコトヲ得

第六條 道府縣ニ非サル者本法ニ依ル教護ヲ目的トスル少年教護院ヲ設置セントスルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受ク

ヘシ

第八條 地方長官ハ左記各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ之ヲ少年教護院ニ入院セシムヘシ

一 少年ニシテ親權又ハ後見ヲ行フモノナキ者

二 少年ニシテ親權者又ハ後見人ヨリ入院ノ出願アリタル者

三 少年審判所ヨリ送致セラレタル者

四 裁判所ノ許可ヲ得テ懲戒場ニ入ルヘキ者

地方長官ハ前項第一號及第二號ニ該當スル者ニ對シ前項ノ處分ヲ爲スノ外之ヲ少年教護委員ノ觀察ニ付スルコトヲ得

第九條 内務大臣ハ前條第一項第一號又ハ第二號ニ掲クル者左記各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ國立教護院ニ入院

セシムルコトヲ得

一 性狀特ニ不良ニシテ地方長官ヨリ入院ノ申請アリタル者

二 前號ニ該當セスト雖特ニ入院ノ必要アリト認メタル者

各學校狀況

1 千葉縣立生實學校 從來本校を以て單に生徒の惡癖矯正、不良化防止の懲戒場の如く思は

しめて居たが「少年教護法」の公布に依り、生徒の心をして明朗ならしめ、また本校の後援會たる「生實長養會」の親切な養護は家庭愛を知らぬ生徒をして温かき心の故郷に歸らしめ、生徒をして生々と勉學と實習に勤しませて居る。昭和八年八月舊教室を他に移して屋内作業場としその跡に教室並に講堂を新築し、炊事場、食堂の改築を爲して現在に至つて居る。

學校長 前期より引續き學校長たりし角田幸吉は昭和五年一月九日依願退職し、谷田清がこれに代つた。

本期に於ける生徒狀況は次の如くである。

年次	事項	入學者		退學者				在籍者		
		前年度人員	計	改善	滿年	事故	死亡	除籍	計	委託假退
昭和二年		四九	一〇	一〇	七	五		二二	三二	五
昭和三年		三七	六	三	三	一		八	三〇	五
昭和四年		三五	一四	四	二			六	三五	四三
昭和五年		四三	八	九				九	三五	四二
昭和六年		四二	一一	六				七	四一	四二
昭和七年		四六	一〇	八				七	四一	四六
昭和八年		五一	一〇	一〇				八	四七	五一

2 私立成田學園

本學園は成田山新勝寺の經營維持に係り、元成田山感化院と稱して居たが

昭和三年三月成田學園と改稱した。本學園へは宮内省より御下賜金及内務省、千葉縣、住友家、岩崎家より獎勵金を寄せられて居る。在園費は滿七歳より十歳までは金拾圓、滿十一歳より十三歳までは金拾貳圓、滿十四歳より十六歳までは金拾參圓である。學園長は前期より引續き成田山新勝寺住職荒木照定である。

園内生活概況

本園の生活は普通一般に於ける温き家庭生活と毫も異なる所なし。尤も普通教育と異なり、或は一定の時間を限り教育するでなく、普通教育の時間以外、家庭教育として一般の躰をなすと共に、信仰の觀念を生ぜしむるを以て實に本園生活の精神となすが故に、此の根本の精神に基き、總ての施設方法を實現した。其の生徒待遇の方法に至りては慈悲仁愛の情を以て之に對するは勿論、一面には亦整然たる規律生活をなさしめ、亂雜放肆に流れざる様最注意した。然れども本園家庭内の大小悉く豫て定めたる成文によつて行動せしめ、監督するといふが方法ではない。常に便宜を主とし、温き家風、自然の慣例により之を訓練し、力めて愉快なる生活をなさしむるを以て主眼とした。約言すれば本園の生活は信仰ある規律正しき家庭生活といひ得るのである。

第三節 虚弱兒教育

概説

千葉縣は東南西の三方を海を以て繞らせるを以て避暑の好適地であり、また九十九里濱の東岸には暖流黒潮の流るゝあり、冬も茶種花咲く避暑の樂土でもある。されば虚弱兒童の健康を保護増進すると共に、適切なる教育を施すには絶好の地位に恵まれて居る。従つてこの施設として富浦海濱學校と一宮學園がある。

各學校狀況

この期に於ける各校の狀況は左記の如くである。

1 富浦海濱學校 本校は日本赤十字社千葉支部の經營にして、萬國赤十字聯盟規約の主唱せる健康増進、疾病豫防及び苦痛軽減の精神に由り、小學校虛弱兒童の爲め、その體質を改善して健康の保護増進を圖ることを目的とし、常設の海濱學校として大正十二年十月九日現位置安房郡富浦村の海岸に敷地三千三百二十五坪を定めて校舎を建築し、大正十四年一月八日を以て開校した。建物總坪數五百六坪五合設備完備し、學校長以下醫員、教員、寮母合計九名協力し、鋭意内容の充實を期し、良好なる成績を挙げつゝある。本校は全國唯一の赤十字事業としてまた我が國の創始とも稱されて居る。學校長は椎名龜之助である。本校は開校以來昭和八年度末に至るまで收容したる兒童數は實に三十七期合計一千七百三十五人に達し、其の成績頗る良好である。これを細別すれば次の通りである。

兒童入學表

(千葉縣學事要覽及富浦海濱學校要覽に據る)

郡市別	大正十四年同	十五年	昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	計
千葉市	八	五	三	一〇	八	一〇	八	四	四	六〇
銚子市	八	五	三	一〇	八	一〇	八	四	四	六〇
千葉郡	六	一五	一〇	一	六	八	一六	三	二	六四
市原郡	八	二	一	一	三	九	一	三	二	二八
東葛飾郡	二八	二〇	三一	二五	二二	三五	五〇	五〇	四四	三〇五
印旛郡	二三	三三	一六	一一	一二	八	一五	一八	二五	一六一

香取縣	海上郡	匝瑳郡	山武郡	長生郡	夷隅郡	君津郡	安房郡	他府縣	計
一八	九	五	六	一	五	八	三八	一七三	一五三
二二	四	一	五	三	五	三〇	二六	一七四	三三
一四	八	一	四	五	三	一七	四三	一五六	一四
二四	五	七	一	五	二	四	四〇	一六一	二四
三四	五	一	一	一	三	二	五三	一九〇	三四
一〇	一	八	八	一	八	二	一三	一六七	一〇
八	二	四	二	二	二	一〇	二六	一八九	八
二〇	三	四	三	一	一	一〇	一四	一五六	二〇
三	一	七	一	一	一	九	三〇	一九六	三
一五三	三三	一四	五八	三八	四三	一五四	二八三	一、五六二	一五三

2 一宮學園 本學園は財團法人兒童愛護會の經營にして大正十二年九月の大震災罹災地に居住する身體虛弱兒童を收容保育し、身體の健康を保護増進すると共に、必要なる教育を施す社會事業の施設にして、大正十五年六月設立を認可せらる。同年九月一日現位置長生郡一宮町に約四町歩の敷地を定めて建築工事に着手、昭和二年三月三十一日工事竣工、同年四月十日事業を開始した。建物總坪數は八百二十八坪八合一勺にして、本館、療養舎、病舎、宿舎、屋外教室等悉く完備して居る。園長は重田定正である。創立以來の入園兒童數は一千八百八十二名である。現在は入園兒童合計百四十七名あり、これを府縣別に示せば次の如くである。

昭和九年六月現在

種別	兒		童		計
	男	女	男	女	
東京府	七二	四三	一五	一一五	
神奈川県	八	一五	四	二九	
千葉縣	八五	六二	四	九	
計					一四七

千葉縣學事要覽に據る

第十章 學校衛生及體育

第一節 學校衛生

概説

本期に於ては諸般の學制漸く整備し其の施設機能を充分に發揮せしむべき時期であつた。従つて學校衛生の方面に於ても醫學衛生學の進歩發達に伴ひて改善を加へ、以て其の施設機能を發揮するに努むると共に、これまで取り残されて居た部面を開拓して學校衛生の萬全を期することゝなつた。即ち學校幼稚園青年訓練所に齒科醫を設置し得る制度を設け、また小學校及幼稚園に看護婦を置くことを得る法規も設けられたるが如きがこれである。

學校醫、幼稚園醫及青年訓練所醫令の發布

昭和四年三月十八日、勅令第九號を以て學校醫、幼稚園醫及青年訓練所醫令を發布せられた。左の如し

學校醫、幼稚園醫及青年訓練所醫令

- 第一條 各學校ニ學校醫ヲ置ク
- 第二條 學校醫ハ學校衛生ニ關スル職務ニ服ス
- 第三條 學校醫ハ官立ノ學校ニ在リテハ學校長公立ノ學校ニ在リテハ地方長官、私立ノ學校ニ在リテハ設立者之ヲ囑託ス

學校醫ハ醫師タルコトヲ要ス

第四條 學校醫ハ學校衛生ニ關シ監督官廳市町村長又ハ學校長ニ建議スルコトヲ得
下同シ）又ハ學校長ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ

學校醫ハ學校衛生ニ關シ監督官廳市町村長又ハ學校長ニ建議スルコトヲ得

第五條 學校醫ニハ當該學校ノ經費ヨリ相當ノ手當ヲ給スヘシ但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニアラス

第六條 本令ニ定ムルモノ、外學校醫ノ職務其ノ他ニ關シ必要ナル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第七條 各幼稚園ニ幼稚園醫、各青年訓練所ニ青年訓練所醫ヲ置ク

第二條乃至前條ノ規定ハ幼稚園醫及青年訓練所醫ニ付之ヲ準用ス

附 則

本令ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

特別ノ事情アル場合ニ於テハ當分ノ内學校醫、幼稚園醫及青年訓練所醫ヲ置カサルコトヲ得

學校醫の設置及執務の狀況 昭和五年一月縣令第六號を以て學校醫幼稚園醫及青年訓練所の醫の設置並職務に關する規程を公布し學校衛生の普及改善に力を注ぎつゝある。これに依て縣内の學校殆ど學校醫を設置せざる所なく幼稚園青年訓練所も亦漸次園醫所醫の設置を見るに至つた。同年十月には縣學校衛生會主催の下に郡市學校醫代表者會議を開き縣下學校衛生の諸問題につき協議し各學校醫一致の歩調を以て執務の改善を促し學齡兒童就學前の身體検査定期身體検査の外時々學校を視察し生徒兒童の健康狀況校舍校具又は飲料水等に注意する外學校診療の普及に伴ひ生徒兒童の救急手當輕微なる疾患の救治に盡力するもの次第に増加し成績の見るべきもの少くない。

學校醫職務規程 昭和七年二月文部省令第三號を以て「學校醫職務規程」が定められた。學校醫が從來年一回の學生生徒兒童の身體検査の際唯僅にその領域たる専門の部分丈を検診するに過ぎなかつたがこの規程によれば學校醫は少くとも毎月二回學校教授時間内に於て其の擔當學校に到り其の定められた事項を調査するものとした。即ち(一)校地建物並設備の衛生に關する事項(二)校具の衛生に關する事項(三)教授衛生に關する事項(四)運動に關する事項(五)職員學生生徒兒童の健康狀態(六)病氣虛弱者精神薄弱者等の監督養護に關する事項(七)清潔に關する事項(八)飲料水並食物に關する事項(九)其の他衛生上必要なる事項臨時必要ある場合に於て學校醫は管理者又は學校長の請求に依り特に前項各號の全部又は一部に就き調査す(第一條)學校醫は學生生徒兒童中病者虛弱者精神薄弱者を發見し若は學校長其の他の職員より之に關する通知ありたるときは其の狀況に依りては一科目若は數科目の授業免除就學免除休學退學又は治療保護矯正等を要すへきこ

とを學校長に申告すること。右の異狀ある學生生徒兒童中就學猶豫就學免除休學退學等を要せざる者に對しては學校醫は繼續的に之を監察することである。第二條)學校醫は學校職員中學校衛生上注意を要する者を發見したるときは必要なる事項を學校長に申告するのである。第三條)學校醫は學生生徒兒童等の身體検査を爲す。第四條)學校醫は學校傳染病豫防規程に依り學校傳染病豫防に關する事務に従事し同規程第二條及第五條乃至第十條の場合に於ては必要なる事項を學校長に申告するのである。第五條)學校醫は學校衛生に關し學校長の諮問に應じて意見を述べるのである。(第七條)學校醫は學校長の請求に應じ學生生徒兒童又は其の保護者に對して衛生に關する講話をなすのである。(第八條)學校醫は其の調査したる事項執務の狀況申告若は建議せる事項に就き其の大要を學校醫執務日誌に記入し其の都度學校長に提出するものである。(第九條)幼稚園醫及青年訓練所醫の職務に付ては前各條の規程を準用する。(第十二條)以上の諸規程は従前に比し積極的に學校醫の職務を遂行せしめることになつたので學校衛生上一大進歩といはざるを得ない。

學校齒科醫の設置執務の狀況 本縣に於ける學校齒科醫は大正四年木更津尋常高等小學校に設置したるに濫觴し大正四五年頃より市町村に於て學校齒科醫を囑託するもの漸次多きを加へた。昭和三年には設置學校四十校を數ふるに至つたが昭和三年十一月縣令第五十號を以て學校齒科醫の設置資格及職務に關する規程を公布し之が設置を獎勵したる結果昭和五年には設置學校九十二校に達した。同年三月學務部長通牒を以て口腔検査様式を制定して縣下各學校をして之を實施せしめた。學校齒科醫は生徒兒童の身體検査に際し特に齒牙検査を擔當するの外口腔衛生に注意し齲齒の拔取齒牙の治療等に從事して其の成績見るべきものがある。昭和五年七月縣齒科

醫師會に於て學校齒科醫會議を開催し學校齒科醫の執務に付て研究協議を遂げ學校衛生の振興に資する所尠くない。昭和六年中勅令第四百十四號同七年中文部省令第二號の公布ありたるに依り昭和七年三月二十五日縣令第九號を以て從來の縣規程を改正した。而して現在學校齒科醫の設置延數は小學校二百三名中等學校三十八名計二百四十一名に達した。

學校齒科醫及幼稚園齒科醫令の公布 勅令第四百十四號を以て昭和六年六月二十二日學校齒科醫及幼稚園齒科醫令が發布され尋で翌昭和七年二月一日學校齒科醫職務規程が文部省令第二號を以て制定せられた。左の如し

學校齒科醫及幼稚園齒科醫令

第一條 各學校ニ學校齒科醫ヲ置クコトヲ得

第二條 學校齒科醫ハ學校ニ於ケル齒科衛生ニ關スル職務ニ服ス

第三條 學校齒科醫ハ官立ノ學校ニ在リテハ學校長、公立ノ學校ニ在リテハ地方長官、私立ノ學校ニ在リテハ設立者之ヲ囑託ス

學校齒科醫ハ齒科醫師（齒科醫師法第十一條ノ二ノ規定ニ該當スル醫師ヲ含ム）タルコトヲ要ス

第四條 學校齒科醫ハ學校ニ於ケル齒科衛生ニ關シ監督官廳、市町村長（町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ町村長ニ準スヘキ者トス以下同シ）又ハ學校長ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ

學校齒科醫ハ學校ニ於ケル齒科衛生ニ關シ監督官廳市町村長又ハ學校長ニ建議スルコトヲ得

第五條 學校齒科醫ニハ當該學校ノ經費ヨリ相當ノ手當ヲ給スヘシ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第六條 本令ニ定ムルモノ、外學校齒科醫ノ執務其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム

第七條 各幼稚園ニ幼稚園齒科醫ヲ置クコトヲ得

第二條乃至前條ノ規定ハ幼稚園齒科醫ニ付之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

學校齒科醫職務規程 文部省第二號を以て昭和七年二月一日發布された。其の主要なるものを擧ぐれば

學校齒科醫は學生生徒兒童身體検査規程に依り學生、生徒、兒童の齒牙検査を行ふこと（第一條）

學校齒科醫は其の擔當學校に於て學生、生徒、兒童の齶齒其の他の齒牙疾患の豫防上必要なる診査並處置を行ふこと（第二條）

學校齒科醫は學校長の請求に應じ學生、生徒、兒童又は其の保護者等に對し齒科衛生に關する講話を爲すこと（第三條）

學校齒科醫は學校に於ける齒科衛生上必要と認めたる事項に就き管理者又は學校長に申告すること（第四條）

學校齒科醫は其の執務の概要を學校齒科醫執務日誌に記入し其の都度學校長に提出すること（第五條）

幼稚園齒科醫の職務に就ては學校齒科醫の規程を準用すること（第八條）

本縣に於ては夙に學校齒科醫の設置を獎勵したる結果昭和五年にはこれを設置したる學校九十二校に及びたるか其の後勅令を以て學校齒科醫及幼稚園齒科醫令及文部省令を以て學校齒科醫の職務規程の發布により昭和七年三月二十五日縣令第九號を以て從來の規程に改正を加へ益

々これが設置を獎勵しつゝある。

學校看護婦設置及執務狀況

本縣に於ては夙に學校看護婦の設置を獎勵し來つたのであつたが、大正十一年匝瑛郡八日市場尋常高等小學校に始て學校看護婦の設置を見たる以來漸次其の設置を増加した。昭和四年には設置學校十九校に達した。同年十二月縣令第七十九號を以て學校看護婦の設置並職務に關する規程を公布し、昭和五年以降年一回(昭和八年は開催せず)縣主催にて學校看護婦打合會を開催執務に關する指示協議をなした。學校看護婦は學校長の監督を受け學校醫及學校齒科醫の指揮に依り衛生事務に従事し何れも兒童養護の實績を擧げつゝある。

文部省は昭和四年十月二十九日文部省訓令第二十一號を以て學校看護婦設置に關し訓示する所ありこれが設置を獎勵した。次の通り

文部省訓令第二十一號 (昭和四年十月二十九日)

北海道廳 府縣

學校看護婦ニ關スル件

近時學校衛生ノ發達ニ伴ヒ之ニ關スル各種ノ施設漸ク其ノ普及ヲ見ルニ至レルハ兒童生徒ノ健康増進上洵ニ慶フヘキコトナリトス惟フニ學校衛生ニ關シテハ學校教職員學校醫主トシテ之ニ従事スト雖就中幼弱ナル兒童ヲ收容スル幼稚園小學校等ニ於テハ學校看護婦ヲシテ其ノ職務ヲ補助セシメ以テ周到ナル注意ノ下ニ一層養護ノ徹底ヲ圖ルハ極メテ適切ナルコト、云フヘシ

而シテ學校看護婦ノ業務ハ衛生上ノ知識技能並教育ニ關スル十分ナル理解ヲ必要トスルヲ以テ之ニ對シテ特殊ノ指導ヲナササルヘカラス然ルニ未タ規準ノ據ルヘキモノナク爲ニ往々業務ノ實行上不便アルノミナラス延テ該事業ノ發達上支障無キヲ保シ難キハ甚タ遺憾ナルコト、イハサルヘカラス

地方長官ハ敍上ノ趣旨ニ鑑ミ左記要項ニ準據シ夫々適當ノ方法ヲ講シ以テ學校衛生ノ實績ヲ擧グルニ力メラルヘシ

一 學校看護婦ノ資格ヲ有スルモノニシテ學校衛生知識ヲ修得セル者ノ中ヨリ適任者ヲ採用スルコト但シ教育ノ實務ニ經驗アルモノニシテ學校衛生ノ知識ヲ修得セル者ヲ採用スルモ妨ケナキコト

二 學校看護婦ハ學校長、學校醫其ノ他ノ關係職員ノ指揮ヲ受ケ概ネ左ノ職務ニ従事スルコト

イ 疾病ノ豫防、診療ノ介補、消毒、救急處置及診療設備ノ整理並監察ヲ要スル兒童ノ保護ニ關スルコト

ロ 身體検査、學校食事ノ補助ニ關スルコト

ハ 身體、衣服ノ清潔其ノ他ノ衛生訓練ニ關スルコト

ニ 家庭訪問ヲ行ヒテ疾病異常ノ治療矯正ヲ勸告シ又ハ必要ニ應シテ適當ナル診療機關ニ同伴シ或ハ眼鏡ノ調達等ノ世話ヲ爲シ尙病氣欲席兒童ノ調査、慰問等ヲ爲スコト

ホ 運動會、遠足、校外教授、休暇聚落等ノ衛生事務ニ關スルコト

ヘ 學校衛生ニ關スル調査並衛生講話ノ補助ニ關スルコト

ト 校地、校舍其ノ他ノ設備ノ清潔、採光、換氣、暖房ノ良否等設備ノ衛生ニ關スルコト

チ 其ノ他ノ學校衛生ニ關スルコト

三 學校看護婦執務日誌其ノ他必要ナル諸簿冊ヲ學校ニ備フルコト

四 幼稚園其ノ他ノ教育機關ニ於テモ本訓令ニ準據スルコト

五 本訓令ノ實施ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官ニ於テ適當ニ之ヲ定ムルコト

本縣にては昭和四年十二月十三日本縣令第七十九號を以て學校看護婦の設置並職務に關する規程が發布せられ、同日また縣訓令第二十一號を以て學校看護婦を設置したる學校長、幼稚園長に

對し學校看護婦執務細則を制定すべき旨訓令した。

千葉縣訓令第二十一號 (昭和四年十二月十二日)

公立學校 公立幼稚園

近時學校衛生ノ發達ニ伴ヒ之ニ關スル各種ノ施設漸ク其ノ普及ヲ見ルニ至レルハ兒童生徒ノ健康増進上洵ニ喜ブベキコトナリトス

惟フニ學校衛生ニ關シテハ學校教職員、學校醫主トシテ之ニ從事スト雖就中幼稚ナル兒童ヲ收容スル幼稚園小學校等ニ於テハ學校看護婦ヲシテ其ノ職務ヲ補助セシメ以テ周到ナル注意ノ下ニ一層養護ノ徹底ヲ圖ルハ極メテ適切ナルコト、謂フヘシ而シテ學校看護婦ノ業務ノ衛生上ノ知識技能並教育ニ關スル十分ナル理解ヲ必要トスルヲ以テ之ニ對シテハ特殊ノ指導ヲナササルヘカラス然ルニ未タ規準ノ據ルヘキモノナク爲ニ往々業務ノ實行上不便アルノミナラス延テ該事業ノ發達上支障無キヲ保シ難キハ甚遺憾ナルコトト謂ハサルベカラス
敍上ノ趣旨ニ基キ今般學校看護婦ノ設置並職務ニ關スル規程ヲ公布シタリ學校看護婦ヲ設置シタル學校長幼稚園長ハ該規定ニ依ルノ外尙左記要項ニ準據シテ學校看護婦執務細則ヲ制定シ以テ學校衛生ノ實績ヲ擧クルニ力メラルヘシ

昭和四年十二月十三日

千葉縣知事 後藤多喜藏

學生生徒兒童身體檢査規程改正 昭和二年三月十二日文部省令第三號を以て「學生生徒兒童身體檢査規程」の改正を行ひ、同日また文部省訓令第二號を以て「學生生徒兒童身體檢査規程」の發育概評決定標準が訓令せられ本縣にては同月十八日學務部長より學第七九一號を以て右改正につき各學校長宛通牒を發せられた、左の通り

大正九年文部省令第十六號學生生徒兒童身體檢査規程中左ノ通改正ス

第四條 第一號ヲ左ノ如ク改ム

- 一 檢査ノ表記ニハ度ハセンチメートル衡ハキログラムヲ以テ單位トシ四捨五入法ヲ用ヒテ夫々單位ノ下一位ニ止ムヘシ

第七條 第一項中「文部省直轄學校長及公立大學長」ヲ直轄學校、公立私立ノ大學高等學校及專門學校ニ改ム

第五條 第一項ニ依ル身體檢査票様式欄外ニ在ル綴込用孔及其ノ間隔等ヲ示ス文字ヲ削リ同様式注意事項第一號ヲ左ノ如ク改ム

- 一 用紙ノ大サハ幅二十四センチメートル、長三十六センチメートルトス

第七條 第一項ニ依ル身體檢査統計表様式中

「大正」ヲ「昭和」ニ「聽力障害アル者」ヲ「聽力障害アル者」ニ「齒牙齲蝕アル者」ヲ「齒牙齲蝕アル者」ニ其

ノ他ノ疾病及異常欄ヲ十五段ニ改メ同表調製上ノ注意事項ノ第一號トシテ左ノ一項ヲ加フ

- 一 用紙ノ大サ幅二十六センチメートル長三十八センチメートルトス

附 則

本令ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

學生生徒兒童身體檢査規程上ノ發育概評決定標準 昭和二年三月十二日 文部省訓令第二號

大正九年文部省令第十六號學生生徒兒童身體檢査規程第四條第五號ニ依リ發育概評決定標準ヲ左ノ通り改正ス

發育概評決定標準

學生生徒兒童及幼兒ノ發育概評ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

- 一 七年ヨリ十八年マテノ男子、七年ヨリ十六年マテノ女子ニ在リテハ被檢者ノ身長、體重、身長ヲ以テ體重ヲ

第十章 學校衛生及體育

除シタル商ノ三者カ何レモ左記發育概評決定標準表ニ照シテ當該年齡ヨリ一年年長ノモノ、標準以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ一年年少ノモノ、標準以上ナルヲ乙トシ甲乙何レニモ該當セサルモノヲ丙トス
表中ニ掲ケサル年少者ニ關シテハ右ニ準シテ推定スルモノトス

二 十九年以上ノ男子ニアリテハ身長一六〇・六、體重五三・六、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商カ〇・三三四以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ身長一五七・〇、體重四八・八、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商カ〇・三一以上ナルヲ乙トシ、甲乙何レニモ該當セサルヲ丙トス

十七年以上ノ女子ニアリテハ身長一四八・五、體重四六・八、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ガ〇・三一五以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ身長一四三・九、體重三九・四、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商カ〇・二七四以上ナルヲ乙トシ甲乙何レニモ該當セサルヲ丙トス

三 前各號ニ於ケル被檢者ノ身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ノ計算ハ小數第三位ニ止メ第四位以下ハ切捨ツルモノトス

發育概評決定標準表

年 齡	男			女		
	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商
八 年 年	一一一・二	一九・二	〇・一七三	一〇九・七	一八・四	〇・一六八
七 年 年	一〇六・七	一七・五	〇・一六四	一〇五・五	一六・九	〇・一六〇
六 年 年	一〇二・七	一六・〇	〇・一五六	一〇一・五	一五・四	〇・一五二

年 齡	男			女		
	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商
九 年 年	一一五・八	二一・〇	〇・一八一	一一四・二	二〇・二	〇・一七七
十 年 年	一二〇・三	二二・九	〇・一九〇	一一八・八	二二・一	〇・一八六
十 一 年 年	一二四・九	二四・九	〇・一九九	一二三・六	二四・三	〇・一九七
十 二 年 年	一二八・八	二七・一	〇・二一〇	一二八・五	二七・〇	〇・二一〇
十 三 年 年	一三三・六	二九・九	〇・二二四	一三五・二	三〇・八	〇・二二八
十 四 年 年	一三九・四	三三・六	〇・二四一	一三九・四	三四・七	〇・二四九
十 五 年 年	一四六・四	三八・二	〇・二六一	一四三・九	三九・〇	〇・二七一
十 六 年 年	一五二・七	四四・五	〇・二九一	一四六・七	四二・七	〇・二九一
十 七 年 年	一五七・〇	四八・二	〇・三〇七	一四七・九	四五・一	〇・三〇五
十 八 年 年	一五九・一	五〇・七	〇・三一九			
十 九 年 年	一六〇・三	五二・六	〇・三二八			

附 則

本令ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

學生生徒兒童身體檢査規程中竝同上發育概評決定標準中改正ニ

關 スル 件 昭和二二年三月十八日 學務部長ヨリ 各公立中等學校各實業補習學校長各小學校長高等園藝學校長

今般文部省令第三號竝文部省訓令第二號ヲ以テ學生生徒兒童身體檢査規程中竝同上發育概評決定標準中改正相成候處右實施ニ關シテハ別紙御留意相成度此段及通牒候也

- 一 被検査ノ身長及體重ノ表記ニハ四捨五入法ヲ用フルモノナルモ發育概評決定ノ際ニ於ケル被検査者ノ身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ハ其ノ算出ニ四捨五入法ヲ用ヒサルモノナルヲ以テ小數第四位ニ於テ五以上ノ數ヲ有シ四捨五入法ニ依レハ標準數ニ達スルカ如キ場合ニ於テモ之ヲ標準ニ充タサルモノト判定スヘキコト
- 一 發育概評ノ決定ニ際シ早見表ヲ使用スル場合ニハ今回改正セラレタル標準ニ依リ作製シタルモノニ依ルヘク其ノ作製ニハ訓令改正ノ趣旨ニ從ヒ充分正確ヲ期シ從來使用シタル尺貫法ノ早見表ヲ單ニメートル法ニ換算シタルモノニ依ラサルコト
- 一 今般ノ訓令發布以前ニ改正發育概評決定標準ナリトシテ世上ニ傳ヘラレタルモノ、中ニハ數字等ニ相違ノ點少ナカラサルヲ以テ之カ爲メ發育概評ノ決定早見表ノ作製等ニ際シテハ誤ヲ來ササル様注意スルコト
- 一 學生生徒兒童身體検査統計表用紙ハ從來使用セルモノモ其ノ大サ新規程ノモノト大差ナキ限リ殘部ハ之ヲ使用スルモ差支ナキコト (千葉縣例規類纂)

本縣學校衛生施設

縣下に於ける學校衛生施設は逐年改善せられ、特に衛生訓練に關しては昭和四年度より各學校歩調を一にしてこれが徹底に努力し頓に面目を一新した感がある。左に項目を別ち施設の概況を述ぶることとする。

衛生訓練要目の徹底

學校衛生の生徒兒童の衛生に關する良習慣を陶冶すると共に其の健康を増進し體位の向上を計り以て教育の完成を期するにあるを以て衛生訓練の普及徹底を圖るは學校衛生上最緊急なるを認め、昭和三年十二月依命通牒を以て生徒兒童衛生訓練實行要目を制定公布した。更に昭和四年に至り該要目を生徒兒童の年齢的心理發達の段階に適應し眞に生徒兒

童の衛生生活の基準たるべき細案竝これが實施方法に就き各地方に即したる具體案を協定せしむる爲縣内八箇所を開催したる學校經營研究会に之が研究問題を提出し審議の結果何れも適切な實施案を得たるを以て各學校は夫々該要目の徹底に努力しつゝあるが其の成績の見るべきもの頗る多きに至つた。

設備衛生に關する狀況

學校建築の様式は縣下大體一樣にして外形的に統一せられ概して教授上、衛生上支障なく、採光、換氣等の注意も略遺憾なく、唯給水及暖房設備は、將來當事者の考慮を要すべきものと認め、縣はこれが改善を奨勵して居る。

教授衛生に關する狀況

教授上の衛生に關しては主として學習に依る過勞防止に努め、學習時休憩時等の活用に留意し、時間割の編成、家庭作業その他夏季、冬季等に於ける長期休暇の施設に注意を拂ふ等、漸次この方面の施設に留意するものが多きを加へつゝある状態である。學校職員生徒兒童の健康状態に關する狀況、男女師範學校卒業の新任者及び新に採用せんとする者並に復職せしめんとする者に對しては、昭和三年度より學校衛生技師嚴密に身體検査を執行して採否の參考に資し各學校また常に體育衛生に留意してその健康保持に努むるを以て職員生徒兒童は概して健康状態に在り、毎年定期身體検査の成績に徴するも、發育概評及び榮養共に乙に該當する者最も多く、丙に該當する者は極めて僅少である。

疾病の治療及身體異常者の取扱に關する狀況

學校診療は學校衛生上の施設として、最近重要視せらるゝに至り、診療室の設備を爲すもの漸次増加しつゝあり、學校看護婦の設置及び學校醫の活動と相俟つて救急手當並に身體検査の結果若くは日常衛生視察に際し發見せらるゝ疾病に

對する學校内の成績亦見るべきもの尠くないが、身體異常者に對する矯正體操の普及せざる憾みなしとしない。

身體虛弱者及精神薄弱者の監督養護に關する狀況 身體虛弱者に對しては、最近休暇聚落の施設漸く増加するに至り、また既述せる日本赤十字社千葉支部經營の富浦海濱學校に收容せる者もまた尠くない。本縣下學校兒童中には精神薄弱者の數決して尠しとしない。然るに未だこれに對する施設の見るべきものは、頗る遺憾とするところである。

學校給食に關する狀況 從來學校給食の施設をなせしものは僅か數校に過ぎなかつたが、昭和七年九月七日「學校給食令」の公布以來、臨時學校給食委員會を組織し、學校給食に關し指導獎勵せる結果、漸次該施設をなせるもの増加し、昭和八年十二月二十二日現在に於てはその數二百十二校給食兒童數は飲食兒童數二千四百七十七名粗食に因るもの七千三百二十八名にして、着々その實績を擧げつゝある現狀にある。

千葉縣學校衛生會 本縣の學校衛生に就ては、縣の施設と表裏してその振興に貢獻して居る千葉縣學校衛生會がある。この會の起原は學校衛生會が大正十年本縣下各郡市に創立せられると同時に郡市學校衛生會を聯合して千葉縣學校衛生會を組織せんとし、各郡市學校衛生會及び千葉縣中等教育研究會を以て「千葉縣學校衛生會」を組織し、同年十月創立總會を開き、縣知事折原巳一郎を總裁とし、内務部長丸茂藤平を會長に、教育課長大島辰次郎醫學博士酒井卓造を副會長とし、また常務理事に縣視學杉浦邦司を擧げ、直に事業に着手し、爾來學校衛生に關する諸般の調査研究、講習會、講演會及び活動寫眞の開催、學校衛生成績者の表彰、學校衛生に關する論文、ポスター等

の懸賞募集、研究獎勵費を給與する等各種の事業を爲すと共にその基礎を鞏固ならしめんが爲る基金の募集を爲せるに、その額一萬九千餘圓に達し、その後數次役員更迭し更に各郡市學校衛生會選出代議員を評議員に改め、昭和四年千葉縣齒科醫師會の加入もあつて、會勢逐年發展しつゝある

第二節 體 育

概 說 體育運動は近來異常なる發達を遂げ隆盛に赴いたことは、新聞のスポーツ欄が擴大せられて其の一面を占むるに至つたことに依つても知らるゝ如く各學校及男女青年の運動競技が年を重ねるに従ひて盛んとなり、各地に競技場が新設され、運動の種目も増加し、武道もまた正教科に入れて課せらるゝに至つたことは既に前に述べた通りである。蓋し運動競技は國民元氣涵養の源泉にして、興國日本の少青年層に愛好せられ、斯くして心身を修養鍛鍊し、スポーツマンシップを涵養することは頗る喜ぶべき傾向といはなければならぬ。本期に入り、畏くも 天皇陛下は明治神宮外苑に於ける體育大會に臨御あらせられて、體育を御獎勵せられ、全國體育デーの催しは引續き實施し、體育運動歌も選定し、體育運動審議會官制も制定せられて、盛觀を極むるに至つた。體育振興上定に慶祝に値するものである。

明治神宮體育大會行幸 天皇陛下には昭和四年十月一日明治神宮外苑で舉行する第五回明治神宮體育大會へ行幸あらせられ給ふ旨仰出されたので、文部大臣は體育御獎勵の思召を拜し、同月七日文部省訓令第二十號を以て訓令し、本縣知事も同年十一月十二日本縣訓令第二十號を以て今後益 聖旨を畏みて體育の實績を擧ぐる様訓令を發した。

文部省訓令第二十號 (昭和四年十月七日)

直轄學校、公立大學高等學校及專門學校、北海道廳 府縣

畏クモ 天皇陛下ニハ第五回明治神宮體育大會ニ行幸アラセラルヘキ旨仰出サレタル趣宮内大臣ヨリ通達アリ
今回ノ行幸ハ汎ク體育御獎勵ノ 思召ニ出テサセラレタルモノト拜承シ洵ニ感激措ク能ハス本邦體育界ノ光榮極メ
テ大ナルト共ニ其ノ責任愈々重キヲ加フルモノアリ當事者ハ其ノ學校ニ在ルト民間ニ在ルトヲ問ハス一層奮勵努力
シテ體育ノ合理的發達ヲ圖リ殊ニ運動精神ノ眞義ヲ國民一般ニ宣揚シテ體位ノ向上精神ノ振作ニ裨益センコトヲ期
スヘシ唯運動競技ニ熱中スルノ餘諸種ノ弊害ニ陥ルカ如キハ嚴ニ之ヲ警メサルヘカラス此ノ如クシテ體育ノ獎勵ニ
力ムルト同時ニ指導宜シキヲ制シ以テ質實剛健ナル民風ヲ興スハ現下ノ國情ニ照シテ最モ重要ナル意義ヲ有スルモ
ノニシテ今回ノ優渥ナル 思召ニ答ヘ奉ル所以ノ道ナリト信ス
地方長官及學校長ハ深ク 聖旨ヲ畏ミテ體育ノ實績ヲ舉クルコトニ力メラルヘシ

(本縣知事の訓令は文部大臣の訓令と租同文につき省略する)

體育的施設

縣下に於ける體育運動は近來著しき發達を遂げ兒童生徒の體位の向上心身の
修養鍛鍊に資する所頗る多く之に依りて學校教育の効果を増大ならしむるもの少くなかつたが
更に昭和二年體育主事を置きこの趨勢を善用指導して益體育運動の健全なる普及發達を圖りつ
ゝある昭和二年以降施設せる概要左の如し

- 一 中等學校體育協會の設立 (昭和二年六月)
- 二 公立學校に於ける運動競技の指導監督に關する各學校規程を印刷配布 (昭和三年四月)

三 中等學校體育主任會議

(昭和三年五月)

四 中等學校競技検査の實施

(昭和三年より毎年全國體育デー前後に實施)

五 中等學校體操科研究會

(昭和四年中學二箇所高女三箇所實業學校三箇所)

六 競技検査綱要配布

(昭和四年九月)

七 小學校體操科研究會

(昭和四年以降)

各郡市一箇所開會郡市内各小學校體操科主任を正會員として小學校長其の他教員を參加者とし左の事業を行つた

イ 會場學校に於ける實地授業の視察及批評並講習

ロ 會場學校及會員の研究發表

ハ 指示並注意事項

ニ 協議事項

八 縣下小學校體操科巡廻講習會

縣下七箇所(三日間宛)開會。主として昭和三年三月男子師範學校卒業生及一般

希望者を講習員とす

運動競技會學生生徒兒童參加ニ對スル處置方

昭和二年九月十五日 各地方長官、直轄學校長
發學 第四〇號

公立大學、高等學校、專門學校長、文部次官通牒

近時運動競技ノ隆興ヲ見各種ノ運動競技會ノ多ク開催セララルニ至レルコトハ國民體育ノ振興上效果尠カラザルモ
ノアリテ之レカ健全ナル發達ヲ促スハ意義アリト雖動モスレハコレニ伴ヒ弊害ヲ貽ス虞ナキニアラサルヲ以テ運動
競技ノ實行ニ關シテハ大正十五年訓令第三號ノ趣旨ニ據リ萬全ヲ期セララルヤウ致度特ニ全國的ノ綜合競技會ニ於
ケル學生生徒兒童ノ參加ニ關シテハ自今左記ニ依リ各校ノ情況ニ應シ教育上支障ナキ場合ニ限り可然御取計ヒ相成

度尙今回全國的ノ綜合競技會タル明治神宮體育大會ニ於テハ十一月三日ヲ最終日トシ毎二年ニ一回開催セラルルコトト相成リタルニ就テハ本通牒ニ依リ適宜御處置セラルルヤウ致度

追テ大正十五年十月二日雜學一八號明治神宮競技學生生徒兒童ノ參加ニ關スル件通牒ハ自然廢止セラレタルモノト御了知相成度

記

- 一 學生生徒參加スル全國的ノ綜合競技會ハ毎二年以上ニ一回開催スルモノタルコト
- 二 中等學校以下ノ生徒兒童ハ前項ノ競技會ニ參加セシメサルコト但開催地附近ノ學校ニ在リテハコノ限ニアラサルコト (文部省例規類纂)

文部省訓令第四號 (昭和七年三月二十八日)

直轄學校、公立大學高等學校及專門學校、北海道廳 府縣

野球ノ統制並施行ニ關スル件

我が國ニ於ケル運動競技ガ近時著シク普及發達シタルハ實ニ體育ノ爲ニ之ヲ賀スベキノミナラズ國民ノ資質向上ノ見地ヨリ大ニ之ヲ慶バサルベカラズ

運動競技ガ國民ノ健康ヲ増進シ體位ヲ向上セシムルノ效果ハ固ヨリ言フ俟タズ更ニ人々ノ元氣ヲ振作シ氣宇ヲ明朗快潤ニシ其ノ態度ヲ公明眞摯ナラシムル等所謂運動精神ヲ體得セシメテ不知不識ノ間ニ人格ノ教養ニ資スルノ大ナルハ深ク願慮スベキ所ニシテ體育運動ガ近世ノ教育ニ最モ重ンゼラルルノ理由亦此ニ存ス願フニ我が國ニ於ケル運動競技中野球ハ比較的舊クヨリ行ハレ普及ノ範圍最モ廣ク其ノ一般民衆ニ及ボス影響亦甚大ナルヲ以テ體育運動ノ振興ヲ期セントスルニハ先ヅ野球ノ健全ナル發達ヲ圖ルノ要アリ而シテ學生ニ依リテ行ハルル野球ガ一般野球界ノ

中心ヲナセルノ實情ニ鑑ミルトキハ之ガ第一著手トシテ其ノ適正健全ナル發達ヲ圖ルヲ喫緊ノ急務トナサザルベカラズ是レ今回特ニ學生野球ノ施行ニ關シ其ノ據ルベキ基準ヲ示サントスル所以ナリ

凡テ學生野球ノ要ハ教育ノ本義ニ則リテ運動競技ノ精華ヲ發揮セシムルニ在リテ即チ之ヲ行フ者常ニ克ク學生ノ本分ヲ體シ純正ナル心情ヲ持スルヲ以テ念トナサザルベカラズ然レドモ往々ニシテ之ニ伴フ弊ナキ能ハズカノ野球ヲ行フ者又ハ野球ヲ觀ル者ノ熱狂ノ餘常規ヲ逸シ正道ヲ離ルルコト是ナリ此ノ如キハ互ニ相警メ又自ラ抑制シテ正シニ就カシムベキハ論ヲ俟タズ尙且本邦ニ於ケル野球ハ其ノ發達ノ過程複雑ニシテ之ガ施行ノ體操亦區々ニ流レ爲ニキ適正ナル發達ヲ損ヒタルコト少カラズ是ヲ以テ其ノ施行ニ關スル組織益々整備シ其ノ統制愈々確立スルニ至ラハ更ニ一層之ガ成果ヲ善美ナラシムルコトヲ得ベシ蓋シ本邦野球界ノ現狀ハ此ノ種ノ企劃ヲ實施スルニ方リ特殊ノ困難ノ之ニ伴フコト鮮カラザルベシト雖官民協力シテ堅忍事ニ當ラバ成功ノ日ハ必ず到來スベシト信ズ

茲ニ學生野球ノ施行ニ關シ幾多ノ規矩ヲ掲ゲ其ノ實施ヲ勸奨シ以テ之ガ適正健全ナル發達ヲ期セントス局ニ當ル者克ク本令ノ趣旨ヲ體シ其ノ達成ニ努ムル所アルヘシ (實施要項省略)

この訓令に基き本縣に於ては同年六月二十四日日本縣訓令第十號を以て其の實施要項を示して
野球統制の訓令を發した。

千葉縣訓令第十號 (昭和七年六月二十四日)

公立學校

今回特ニ學生野球ノ施行ニ關シ文部省訓令第四號ヲ以テ野球ノ統制並施行ニ關スル件公布セラレ其ノ據ルベキ基準ヲ示サレタリ本縣ニ於テハ右訓令ニ則リ左記事項ヲ定ム局ニ當ル者克ク本令ノ趣旨ヲ體シ其ノ達成ニ努ムル所アルヘシ

一 小學校校ノ野球ニ關スル事項

第十章 學校衛生及體育

一 小學校ニ於ケル野球ハ之ヲ校內兒童ノ間ニ行ハシムルヲ旨トシ對外試合ニ熱中スルカ如キ弊ニ陥ラシメサルコト

二 兒童ヲ對外試合ニ參加セシムル必要アル場合ハ左記ニ準據スベキコト

(一) 對外試合ノ開催ハ左記ニ依ルコト

1 縣内ニ存スル二校間ノ試合ハ關係學校長ノ協定ノ間ニ開催セラルルモノタルコト

2 縣内ニ存スル三校以上ノ學校カ參加スル試合ハ參加學校長ノ承認アル場合ニ限り左記ニヨリ開催セラル、モノタルコト

イ 參加學校カ同一郡、市、町、村内ニ存スル場合ハ夫々當該郡市、町、村ノ體育團體ニ於テ主催スルコト

ロ 參加學校カ前記ノ範圍ヲ超ユル場合ハ千葉縣體育協會ニ於テ主催スルカ又ハ關係郡市ノ體育團體ノ共同主催ノ下ニ千葉縣體育協會ノ公認ヲ受ケテ開催スルコト

3 參加學校カ他府縣ニ亙ル試合ハ參加學校長ノ承認アル場合ニ限り關係府縣ノ體育團體ノ協定ニヨリ行ハルヘキコト

縣内ニ於テ開催セラルル場合ハ千葉縣體育協會之ヲ主催スルコト (以下省略)

二 中等學校ノ野球ニ關スル事項

一 中等學校ノ野球ニ關シテハ千葉縣體育協會ニ於テ適當ニ統制スルコト

二 中等學校生徒ノ參加シ得ル野球試合ハ左記ニ依リ開催セラルルモノタルコト

1 全國的優勝大會及全國的選拔大會ハ文部省公認ノ下ニ夫々一年一回ヲ限り開催セラルルモノタルコト但シ明治神宮體育大會ニ關スル野球ハ此ノ限ニ在ラサルコト

2 地方的大會(參加學校カ近接セル二府縣若ハ數府縣ニ亙ル試合ヲ謂フ)ハ關係府縣體育團體ノ共同主催若ハ文部省公認ノ下ニ開催セラルルモノタルコト但シ參加回数ハ一年一回(全國的優勝大會ノ地方豫選ヲ別ニ行フ場合ハ此ノ回数ニ含マス)ニ限ルコト

3 縣大會ハ千葉縣體育協會ノ主催若ハ其公認ノ下ニ一年一回(全國的優勝大會竝地方的大會ノ縣豫選ハ之ヲ含マス)開催セラルルモノタルコト

4 縣内ニ存シ近接セル三校以上ノ學校間ニ行フ試合ハ千葉縣體育協會ノ主催若ハ關係學校共同主催ノ下ニ千葉縣體育協會ノ公認ヲ得テ開催セラルルモノタルコト

5 縣内ニ存スル二校間ノ試合ハ兩校共同主催ノ下ニ開催セラルルモノタルコト

6 他府縣ニ亙ル二校間ノ試合ハ夫々當該學校主催ノ下ニ其ノ屬スル府縣體育團體ノ公認ヲ得テ開催セラルルモノタルコト

三 試合ハ總テ學業ニ支障ナキ時ニ行フヘク特ニ對外試合ハ土曜日ノ午後又ハ休業日ニ限り行フコト但シ荒天等ノ爲之ニ據リ難キ場合ハ特ニ千葉縣體育協會ノ承認ヲ得ルコト運動場配置等ノ關係ニヨリ又之ニ據リ難キ特別ノ事情アル場合ハ千葉縣體育協會ニ於テ事情ヲ具シ文部省ノ承認ヲ得ルコト

四 入場料ヲ徵收シ得ル試合ハ千葉縣體育協會ニ於テ主催スルカ若ハ文部省ニ於テ公認シタルモノニ限ルコト

五 前項ニ依リ入場料ヲ徵收セントスルトキハ之ニ關シ主催者ハ豫メ文部省ノ承認ヲ得其ノ收支ハ本令中入場料ニ關スル事項ニ基キ右團體ニ於テ處理シ試合終了後收支決算ヲ遲滞ナク文部省ニ報告スルコト但シ其ノ使途ニ關シ入場料ニ關スル事項中二ノ(三)、(四)ニ充當セントスル場合ハ其ノ事情ヲ具シ文部省ノ承認ヲ得ベキコト

六 試合參加ニ關シ旅費滞在費等ノ受クル場合ハ必ス千葉縣體育協會ヲ經テ收受シ當該學校ハ直接之ニ與ラサルコト

- 七 試合ニ出場スル選手ハ當該學年ニ於テ原級ニ止リタルモノニアラサルコト轉入學者ハ中途入學ノ者ハ入學後一年以上ヲ經過セルモノニ限ルコト
- 八 選手ハ父兄ノ承認並學校醫ノ健康證明アルモノニ就キ學校長之ヲ選定スルコト
- 九 生徒ハ個人ノ資格ニ於テ入場料ヲ徴收スル試合ニ出場スルヲ得サルコト
- 十 選手ハ「クラブチーム」ニ加ハリ試合ニ出場スルヲ得ザルコト
但シ學校長ノ許可アル場合收入ヲ伴ハザル試合ニシテ千葉縣體育協會ノ承認ヲ得テ學校ヲ背景トスル「クラブチーム」ニ加ハリ試合ニ出場スルハ此ノ限ニ在ラザルコト
- 三 入場料ニ關スル事項(省略)
- 四 試合、褒賞等ニ關スル特殊事項
 - 一 學校ノ「チーム」ハ當該學校長及文部省ノ承認アル場合ノ外、國外ニ遠征シ若ハ來朝「チーム」ト試合ヲ行フヲ得サルコト
 - 二 試合參加ニ關シ選手又ハ學校ハ優勝旗、優勝牌其ノ他之ニ準スルモノ、外褒賞トシテ之ヲ受クルヲ得サルコト
 - 三 選手ハ廣告、商品若ハ營利、宣傳ニ利用セラルル虞アル記事等ニ自己ノ名義、肖像等ヲ利用セシメサルコト
 - 四 學校選手ハ職業選手ト試合ヲ行フヲ得ザルコト但シ學校長及文部省ノ承認アル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト
 - 五 選手ハ「コーチ」審判等ヲ行フニ當リ旅費、宿泊費其ノ他當然必要ナル經費以外ノ金品ヲ受ケサルコト
 - 六 選手ハ選手タルノ故ヲ以テ學校又ハ學校ヲ背景トスル團體等ヨリ學費其ノ他ノ生活費ヲ受クルヲ得サルコト
 - 七 野球ニ優秀ナルノ故ヲ以テ入學ノ便ヲ與ヘ又ハ學費其ノ他ノ生活費ヲ授クルカ如キコトヲ條件トシテ入學ヲ勸

誘セサルコト

五 應援ニ關スル事項

- 一 應援ハ當該試合主催者及學校當局者ノ承認セル場合ニ限り之ヲ行ヒ得ルコト
- 二 生徒カ應援團ヲ組織スル場合ハ左ノ條項ヲ遵守スルコト
 - 1 應援團ハ當該學校ノ職員生徒ノミヲ以テ組織スルコト
 - 2 應援團ハ豫テ其ノ責任者ヲ定メ當該試合ノ主催者ニ届出ツルコト
 - 3 應援團ハ當該學校ノ當局者並運動部ト十分ナル聯絡ヲ保ツヘキコト
- 三 應援ノ方法ニ關シテハ學校當局者、試合ノ主催者、關係學校應援團ノ間ニ十分ナル協議ヲ遂ケ特ニ左記事項ニ關シテハ之ヲ嚴守スルコト
 - 1 應援ハ生徒ノ本分ヲ體シ運動競技ノ精神ニ從ヒテ之ヲ行ヒ苟モ試合ノ妨害トナルカ如キ事ハ一切之ヲ行ハサルコト
 - 2 應援者ノ服裝ハ當該學校ノ制服制帽ニ限ルコト
 - 3 廣告宣傳等ニ利用セラルル虞アル物品ヲ一切使用セサルコト
 - 4 應援ノ爲濫リニ多額ノ經費ヲ費ササルコト

附 則

本令中郡、市、町、村ノ體育團體トアルハ夫々其ノ地域ノ學校管理者及學校長ト密接ナル關係ヲ有シ千葉縣體育協會ノ公認ヲ得タルモノナルヘキコト但シ郡、市、町、村ノ體育團體ニ關シテハ學校管理者並小學校長ト密接ナル關係ヲ有スル教育會等ヲシテ之ニ代ラシムルハ妨ケサルコト

體育研究所官制改正 體育研究所は大正十三年十月勅令第二百五十號を以て設立せられたものであるが、體育運動の隆盛に赴くに從ひ、昭和八年四月十二日勅令第五十七號を以て左の通り改正せられ職員が増員せられたのである。

勅令第五十七號 (昭和八年四月十二日)

體育研究所官制中左ノ通改正ス

第二條中「技師專任六人」ヲ「技師專任七人」ニ「書記專任二人」ヲ「書記專任三人」ニ「技手專任六人」「技手專任七人」ニ改ム

全國體育デー實施要項 全國體育デーは大正十三年より施行せられ、昭和二年は其の第四回目に相當するにつき、同年十月六日發第四一號を以て其の實施方に就き文部次官より其の要項が通牒せられた。左の如し

全國體育デー實施要項 昭和二年十月六日 各地方長官、直轄學校長、公私 文部次官通牒
發學四一號 立大學高等學校專門學校長

毎年十一月三日ヲ中心トシテ行ハルル全國體育デーニ關シテハ種々御配慮ニヨリ毎回良好ナル効果ヲ收メ來リタル處更ニ一層體育ニ關スル思想竝實施ノ普及徹底ヲ期シ度本年第四回ヲ行フニ就テハ貴廳當事者ハ勿論公私各關係者ヲ督勵相成リ別紙要項ニ依リ一層適切ナル措置ヲ講セラレ本施設ノ目的ヲ貫徹セラルルヤウ可然御配慮相成度尙實施後ニ於テ施設ノ主催者、期日、實施事項、參加人員及其ノ他特ニ參考トナルヘキ事項御調査ノ上御報告相煩度

記

全國體育デー實施要項

- 一 體育ノ普及發達ヲ圖ル爲全國體育デーヲ設ク
- 二 全國體育デーハ毎年十一月三日全國一齊ニ之ヲ行フモノトス
土地ノ情況ニヨリ各地方ニ於テハ二日乃至三日間連続シテ之ヲ行フコトアルヘシ
- 三 全國體育デーハ市町村、學校其ノ他各種ノ團體ニ於テ主催スルヲ便トス
- 四 實施ニ際シテハ豫メ左ノ準備ヲ行フ
 - イ 各種ノ方法ニヨリ豫メ全國體育デーノ趣旨ヲ周知セシムルコト
 - ロ 全國體育デーノ行事日程ヲ作製スルコト
- 五 實施事項ハ大要左ノ項目ニツキ適宜之ヲ行フモノトス
 - イ 運動會、競技會、競技検査、遠足、登山其ノ他適當ナル體育運動ヲ行フコト
 - ロ 體育事業表彰、健康表彰ヲナスコト
 - ハ 體育ニ關スル講演講話等ヲ行フコト
 - ニ 體育ニ關スル懇談會等ヲ開クコト
 - ホ 體育ニ關スル調査研究ノ發表ヲナスコト
 - ヘ 活動寫眞ポスター展覽會等ニ依リ宣傳ヲナスコト
 - ト 衛生訓練、衛生検査等ヲ行フコト
 - チ 建物及戶外ノ清潔方法ヲ行フコト
 - リ 公園、遊園、運動場、校庭、社寺境内等ノ利用ヲ獎勵スルコト
 - 々 全國體育デーノ趣旨宣傳ノ爲當日ハ花又ハマーク等社會ノ注意ヲ惹クヘキ物ヲ公衆ニ配布スルコト

ル 其ノ他體育ニ關スルコト (文部省例規類纂)

その後毎年全國體育デーの期日には同様の通牒が發せられたが昭和五年十月一日發體七九號を以て其の實施後主催者に對しては

實施後ニ於テ主催者ハ其ノ實施狀況ヲ左記様式ニ依リ、夫々監督官廳ニ報告スルコト

主催者	施設名稱	参加人員	備考

地方長官に對しては管下の實施概況報告書を取り纏め文部省體育課に報告せしめることとし昭和七年度以後はこの通牒は發せられず自動的に行はしめることとした。

體育運動歌 文部省は懸賞を以て體育運動歌を募集し審査の結果福井縣敦賀町松榮區一力よね子の作歌を當選と定め昭和五年十二月二十七日文部省告示第二百四十四號を以て發表した次の如し

(一)

榮えゆく
 天つ御空の光をうけて
 集へる我等の心は躍る。
 いさや、わが友

我等が身と魂

鍛へ磨かむ、いさや共に

皇御國の力となるまで。

(二)

東海に

輝く日本の使命をうけて

仰びゆく我等の心は躍る。

いさや、わが友

我等が身と魂

強く正しくいさや共に

やまと鳥根の誇となるまで。

中等學校體育協會

本縣中等學校に於ける體育運動の健全なる普及發達を圖らんが爲、學校體育團體を組織して之が目的の達成を期せんと議が起り、昭和二年五月九日開催の千葉縣中等教育研究會の評議員會に於て更に之が組織促進の提議せらるゝあり、同會員一同の希望に依りて九鬼學務部長より創立委員二十一名を囑託し、創立に關する諸般の準備に當らしめることとした。昭和二年五月十七日第一回創立委員會を開催し、千葉縣中等學校體育協會規約を議決し、次で六月八日第二回創立委員會を開催し、同規約に基く細則を議定し、同月二十六日創立總會發會式を

舉ぐるに至つた。現在加入學校數五十六校で其の概況左の如し

- 一 事務所 千葉縣廳學務部内
- 二 役員 會長一名 副會長二名 理事二十名(内常務理事一名) 評議員六十一名(内加入學校より選出五十六名 特選五名)

三 事業大要

- 1 體育大會を三部に分ち開催
 - 第一部 中學校及同程度實業學校
 - 第二部 舊制乙種程度實業學校
 - 第三部 女子中等學校
 - 2 體育の奨勵
 - 3 研究調査
 - 4 講習會講演會の開催
 - 5 其の他體育上必要な事項
- 四 昭和九年度豫算
總經費 三千百二十四圓

第十一章 社會教育

概 說 社會教育の振興は、今や國民の輿論であつて、之に依つて國民大衆の教育的水準を高めんとするは刻下の急務である。本縣に於ては從來社會教育方面に意を注ぎ社會教育主事一名、同主事補六名を置き之が指導に當らしめ、昭和四年九月社會教育課を新設し、縣内男女青年團は勿論一般民衆の思想善導生活改善其の他各般の施設並之が指導に努力し來つたが、時代の進運は社會教育各般の事務に多大の繁劇を加へたる爲其の後職員を増員をなし、現在に於ては課長兼社會教育主事一名、兼職社會教育主事一名、屬一名、社會教育主事補六名、青年教練指導囑託二名、青年團書記一名を置き、夫々諸般の事務を分掌せしめ、以て社會教育全般の施設並之が指導に萬遺憾ないやうにし、鋭意教育の完成に努力しつゝある。現在本縣主催の下に開催實施しつゝある事業を列舉すれば次の如くである。

- 一 青年教育並補習學校經營研究會
- 二 男女青年團幹部講習會
- 三 中等學校中心男女青年講座
- 四 活動寫真巡回映畫會
- 五 青年團體育競技會

六 成人教育講座
七 優良團體の表彰

第一節 青年團

概説

明治神宮社殿竣工の盛典を機とし、大正九年十一月二十三日全國青年團明治神宮代參者大會は東京に於て開催せられた際、畏くも 今上陛下 東京に在しますや青年團に對し優渥なる令旨を賜ひ青年の嚮ふべき所を示させ給ふ。爾來この令旨を奉戴し官民相協力して青年教育の指導に當り、其の成績見るべきものあるに至り、大正十三年青年團の全國的組織が成立し、女子青年團も組織せられ、又實業補習教育の改善進歩と相並んで青年訓練の制度も制定せられて青年教育は著しき進歩を見せたが、昭和五年には 令旨奉戴以來早くも十周年を迎へ、十一月二日には秩父宮殿下 同妃殿下の臺臨を仰いて全國男女青年團體代表者を帝都に召集して記念式を舉行し、普く男女青年をして益々修養に勵ましめむことを期せられ、更に翌三日には明治節の佳辰に當り畏くも 天皇陛下全國青年團體代表者を宮城前廣場に於て 御親臨あらせ給ふ、一同大に 聖旨の優渥なるに感激して大に青年教育の振興を神明に誓つた。

青年教育更張の訓令 文部大臣は、昭和五年十一月二十二日訓令第十五號を以て令旨奉戴十周年に當り、左記の如く今後一層青年教育の振興を期すべき旨訓令した。

文部省訓令第十五號（昭和五年十一月二十二日）

青年教育更張ニ關スル件

北海道廳 府 縣

畏クモ 今上陛下 東京ニ在シマスヤ青年團ニ對シ優渥ナル令旨ヲ賜ヒ青年ノ嚮フヘキ所ヲ示サセ給ヘリ爾來青年教育ノ任ニ當ル者拮据踴勉其ノ事ニ從ヒ男女青年亦相卒キテ心身ノ修養ニ力メ成績漸ク見ルヘキモノアリ大正十三年青年團ノ全國的組織成立シ次テ女子青年團組織セラレ又實業補習教育ノ改善進歩ト相竝ヒ青年訓練ノ制定創定セラレタル是皆令旨奉戴ニ感激セル官民努力ノ結果ト謂フヲ得ヘシ

惟フニ青年ノ教育ハ心身ノ修養ト鍛鍊トヲ以テ眼目トナス輒近各般ノ情勢ニ鑑ミ一層其ノ教養ヲ高メ資質ノ向上ヲ圖ルノ要切ナルモノアルヲ覺ユ殊ニ成年以上ノ者ノ修養施設今尙完キヲ得ス之カ指導ニ當ル者亦容易ニ其ノ人ヲ得難キ實情ニ在ルヲ以テ今後男女青年團體ニ於テハ先進克ク後進ヲ誘掖スルノ美風ヲ振起スルト共ニ中等學校並高等專門諸學校ノ教職員其ノ他地方先覺者等ノ協力ヲ求メ益青年教育ノ本旨ヲ發揚セムコトヲ要ス特ニ女子青年ニ在リテハ一旦家庭ノ主婦トナルヤ修養ノ機會ヲ失フモノ鮮シトセスサレハ女子青年團ハ婦人會等ノ發達ト相俟チ彼此提携シテ適宜指導ノ方法ヲ講スルハ現下緊要ノコトニ屬ス

願ルニ本年ハ恰モ令旨奉戴十周年ニ際シ青年教育上最記念スヘキ年ナルヲ以テ去ル二日 秩父宮殿下 同妃殿下ノ台臨ヲ仰キ全國男女青年團體代表者ヲ帝都ニ召集シテ記念式ヲ舉行シ善ク男女青年ヲシテ益修養ニ勵マシムコトヲ期セリ更ニ翌三日明治節ノ佳辰ニ當リ畏クモ 天皇陛下全國男女青年諸團體代表者ヲ御親臨アラセラル 聖慮深遠誰カ感奮興起セサルモノアラムヤ本日令旨奉戴ノ記念日ニ際會シ感激特ニ深シ仍テ此ノ機ニ於テ大ニ青年教育ノ振興ヲ圖ラムトス地方長官ハ宜シク如上ノ趣旨ヲ體シ斯教育關係者ヲ督勵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ遺憾ナカラムコトヲ期セラルヘシ

本縣に於ても同年十二月五日本縣訓令第二十六號を以てこれを各市役所、各町村役場に訓令して青年教育の振興を促した。

一 青年團

縣下各市町村に設置せられたる青年團體數は三百七十四にして此等の團體は聯合して郡市聯合青年團十四を組織し更に之等を統一して縣聯合青年團を組織し各郡市相互の聯携を圖りて遺憾なく其の使命を果しつゝある。

各團體の重なる事業を擧ぐれば左の如し。

- 1 講演會、講習會、修養會等の開催
- 2 産業部の活動(共同試作、共同作業、共同販賣、農事研究發表會、各種品評會、一人一研究並副業品展覽會等)
- 3 優良青年の表彰
- 4 圖書館、文庫等の經營
- 5 中堅青年の養成
- 6 體育競技會の開催
- 7 見學旅行、剛健旅行等の實施
- 8 團報の發行
- 9 社會奉仕事業
- 10 共同貯金の實施
- 11 補習學校、青年訓練所生徒の入學入所及出席の獎勵

(昭和九年四月三十日現在)

郡市名	團體數	員數		計	本年度歲出豫算額
		二十歲以上	二十歲未滿		
千葉市	二五	一八五	五五五	七四〇	九四〇・〇〇
銚子市	五	三九四	一〇二	四九二	一、四〇一・〇〇
千葉郡	一七	一、〇五六	一、五五三	二、六〇九	二、二一五・〇〇
市原郡	二一	一、九七五	一、三六三	三、三三八	三、八三九・〇〇
東葛飾郡	四一	三、五七一	三、五九八	七、一六九	七、一七四・〇〇
東市原郡	四一	一、七六五	一、八六六	三、六三一	三、八〇一・〇〇
印旛郡	三五	二、六八〇	二、五六二	五、二四二	六、七八三・〇〇
香取郡	四二	七九五	六〇六	一、四〇一	一、七九〇・〇〇
海上郡	一三	七八一	七八二	一、六六三	一、七七九・〇〇
匝瑳郡	一四	一、六四二	一、八七四	三、五一六	三、三七五・〇〇
山武郡	三二	一、七〇五	一、三二八	三、〇三三	二、六三六・〇〇
長生郡	二六	一、七五六	一、四三七	三、一九三	三、一三七・〇〇
夷隅郡	二三	二、四三〇	二、〇八九	四、五一九	六、八九二・〇〇
君津郡	三九	三、六〇九	二、九七八	六、五八七	七、九六七・〇〇
安房郡	四二	二、四四四	二、二、六九三	四、七、一三七	五、三、七二九・〇〇
計	三七四	一八、五五五	一〇、二〇二	二八、七五七	二、九四〇・〇〇

優異青年團 本期間に優良青年團として文部大臣及本縣知事より表彰せられたるものは左の通り

團 體 名 稱	表 彰 年 月 日	賞 品 又 ハ 助 成 金	表 彰 主 體
東葛飾郡富勢村青年團	昭和五年十一月一日	表 彰 旗	文 部 大 臣
香取郡笹川町青年團	同	同	同
山武郡成東町青年團	昭和二年三月二十八日	助 成 金	千 葉 縣 知 事
香取郡神里村青年團	同	同	同
東葛飾郡富勢村青年團	昭和三年二月十一日	同	同
匝瑳郡椿海村青年團	同	同	同
長生郡豊榮村青年團	昭和四年二月十一日	同	同
君津郡鎌足村青年團	同	同	同
君津郡三島村青年團	昭和六年二月十一日	同	同
安房郡曾呂村代壯青年團	同	同	同
匝瑳郡東陽村青年團	昭和七年二月十一日	同	同
香取郡豊浦村青年團	昭和八年二月十一日	同	同
海上郡瀧郷村青年團	同	同	同
夷隅郡西畑村青年團	同	同	同
印旛郡根郷村青年團	同	同	同

青年教育功勞者 昭和五年十一月二日東京市日比谷公會堂に於て 秩父宮同妃兩殿下の臨を仰ぎ濱口總理大臣以下各大臣參列、全國青年團、青年訓練所實業補習學校等代表者三千名出席の上、舉行せられた青年團令旨奉戴十周年記念式典に際し、田中文部大臣は優良青年團百八十八團體青年教育功勞者二百五十六名を選抜して表彰したるが、本縣に於てこの榮譽にあづかれる者は左の數氏である。

青年教育功勞者

夷隅郡聯合青年團長

山武郡成東町長

安房郡女子聯合青年團長（縣立安房高等女學校長）

印旛郡八生實業補習學校長同實科女學校長

安房郡曾呂村青年訓練所主事

多年青年ノ指導誘掖ニ任シ功績顯著ナリ仍テ之ヲ表彰ス

昭和五年十一月二日

文部大臣從三位勳二等 田中隆三

二 女子青年團

女子青年團は一町村又は數部落を單位として組織し、現在團體數は三百五十九あり、これ等の團體は聯合して郡市聯合女子青年團十三を組織し、更に郡市を聯合して縣聯合女子青年團を組織し、統制ある活動をなしつゝある。各團體の主なる事業を擧ぐれば、次の通り。

市 原 文 雄
 今 關 寬
 錫 矢 忠 部
 大 澤 孝 平
 落 合 榮 治

第十一章 社會教育

- 1 講演會、講習會、修養會等の開催
- 2 研究發表會の開催
- 3 敬老會及バサ1等の開催
- 4 生活改善に關する研究並實行
- 5 視察旅行及遠足等の實施
- 6 團報發行
- 7 補習學校生徒の就學、出席獎勵
- 8 社會奉仕作業

女子青年團狀況調

郡市名	團體數	團員數		計數	本年度歲出豫算額
		二十歲以上	二十歲未満		
千葉市	五	九八	四〇〇	四九八	七五二・〇〇
銚子市	四	三一	四八	三五九	三〇四・〇〇
千葉市	一七	五一〇	八八八	一、三九八	一、二三八・〇〇
市原郡	二一	三六五	一、九四六	二、三一	一、三一五・〇〇
東葛飾郡	四二	八三〇	二、八四三	三、六七三	二、八一七・〇〇
印旛郡	三五	一、〇〇五	二、四八〇	三、四八五	一、八八五・〇〇
香取郡	四四	八六五	三、一二三	三、九八八	二、七五八・〇〇

郡市名	團體數	二十歲以上	二十歲未満	計數	本年度歲出豫算額
海上郡	一三	七五〇	四一四	一、一六四	五〇一・〇〇
匝瑳郡	一四	二三〇	七六三	九九三	六二二・〇〇
山武郡	三二	六五三	二、〇二五	二、六七八	一、二八四・〇〇
長生郡	二六	四五四	一、五〇三	一、九五七	九一六・〇〇
夷隅郡	二四	三四五	一、七六三	二、一〇八	一、二六七・〇〇
君津郡	三九	一一二〇	一、二二一	二、三四一	三、〇四一・〇〇
安房郡	四三	一、五二五	二、四九九	四、〇二四	二、二二三・〇〇
計	三五九	九、〇五一	二一、九一五	三〇、九六六	二〇、九二三・〇〇

優良女子青年團 本期に於て文部大臣及本縣知事より表彰されたる優良女子青年團、處女會及婦人會は次の如くである。

團體名稱	表彰年月日	賞品又ハ助成金	表彰主體
安房郡主基村女子青年團	昭和五年十一月一日	表彰旗	文部大臣
君津郡八重原村女子青年團	同	同	同
君津郡小糸村處女會	昭和二年三月二十八日	助成金	千葉縣知事
印旛郡布鎌村女子青年團	昭和三年二月十一日	同	同
香取郡神代村婦人會	昭和四年二月十一日	同	同
君津郡八重原村處女會	昭和五年二月十一日	同	同

第十一章 社會教育

安房郡主基村女子青年團	同	同	同
千葉郡二宮町女子青年團	昭和六年二月十一日	同	同
香取郡神里村婦人會	同	同	同
香取郡笹川町女子青年團	昭和七年二月十一日	同	同
東葛飾郡明村女子青年團	同	同	同
香取郡栗源町女子青年團	昭和八年二月十一日	同	同
君津郡松丘村女子青年團	同	同	同
匝瑳郡共興村婦人會	同	同	同

三、少年團

本縣に於ける少年團體は明治三十七年安房郡鴨川町に於て少年義勇團を組織したるが始めて爾來この種團體は次第に増加の傾向を示し海上郡の如きは嘗ては郡内各町村に少年團の組織を見ざるものゝない程までに至つたが、其の後團體數減少の状態を示し最近は赤十字少年團に組織を變更するものも尠くない。其の施設要項を示せば左の如し

施設要項

- 1 智育方面 (自學自習會、學藝會、雜誌回覽等)
- 2 德育方面 (敬神ノ念涵養、貯金勵行、風紀改良、祝祭日國旗掲揚勵行)

- 3 體育方面 (早起會、遠足會、運動競技會、衛生宣傳等)
- 4 社會奉仕方面 (揭示板、指導標ノ建設手入、交通消防宣傳)
- 5 其ノ他 (舞樂會、害蟲驅除豫防等)

男女少年團狀況調

(昭和九年四月三十日現在)

團體數	團長種別		正團員總數	正團員以外ノ團員總數	年齡範圍	資 產	當該年度豫算
	男	女					
計	一四九	九三	三五、五九三	二、三四九	七一二五	五九一・四八	一、八六四・一一
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					
	二五	一八	三、五二四	四三五	七一二五	四七一・九五	一、二三八・〇〇
	小學校長	小學校長					
	團員	團員					

の機會均等を圖り、且青年教育機關の延長施設として國民教育の完成を期し、昭和七年度より左の如く成人教育講座を開講した。

年 度	回 數	場 所	講 座 科 目	開 會 日 數
昭和七年度	第一回	千葉市第二小學校	公民講座、婦人講座、産業講座	五日間
	第二回	匝瑳郡八日市場小學校		
昭和八年度	第一回	千葉市第一小學校	公民講座、産業講座	五日間
	第二回	東葛飾郡野田町興風會館		

第二節 青年訓練所

概 説 青年訓練所は大正十五年四月勅令第七十號を以て青年訓練所令に依り同年七月縣下各市町村一齊に設置せられたもので、青年の心身を鍛練して國民たるの資質を向上せしめるを目的とし市町村市町村學校組合及町村學校組合に於てこれを設置することを得。又一定の條件を具ふるときは、公立實業補習學校を以てこれを充用することが出来る。尙私人にあつては工場、鑛山、商店等に於て青年訓練を受くることを得る者を多數に使用する場合にはこれを設置することを得る制度である。青年訓練所に於て訓練を受くることを得る者は概ね十六歳より二十歳までの男子で其の訓練期間は四年としてある。青年訓練所に主事及指導員を置き、主事は所務を掌理し指導

員は主事の指揮を受けて訓練を擔當するのである。公立青年訓練所の主事は實業補習學校長又は小學校長に指導員は實業補習學校又は小學校の教員、在郷軍人其の他適當と認めたる者に地方長官これを囑託するのである。本縣では、各市町村に普及設置せられ昭和八年度に於ては其の數三百六十二其の他規程第八條認定學校二十校で合計三百八十一に達して居る。而して之が内容の充實を期せんが爲昭和八年度に於ても教練指導の専務として在郷將校を縣に囑託し、各中等學校配屬將校と共に之が指導に當り教練以外の訓練項目に對しては縣吏員をして指導に當らしめ一方郡市を一單位とせる青年訓練研究会の活動を促進し中央地方互に提携して實績の向上を期しつゝ、ある。昭和八年度に於ける指導の方針は左の如くである。

- 一 一般町村民に對し青年訓練の主旨を徹底せしめ舉村一致これが實績の向上を圖ること
- 二 各郡市青年訓練研究会の活動を促進すること
- 三 教練指導員の教育技能を向上せしむること
- 四 青年訓練教科書の編纂
- 五 訓練を日常生活に活用せしむること
- 六 青年訓練修了歩合の向上
- 七 徴兵検査後四年次生の退所者を絶無ならしむること
- 八 青年訓練關係簿冊の整理を期すること
- 九 中等學校配屬將校補助指導を一層多く受くる様施設せしむること
- 十 教練指導の着眼點

第十一章 社會教育
青年訓練所狀況一覽

九二〇
(昭和八年四月三十日現在)

郡市別	青年訓練所			計	入所資格者數	生徒數	出席歩合	經費
	公立青年訓練所	私立青年訓練所	充用補習學校					
千葉市	1	1	1	1	416	285	83.28	5,399
銚子市	4	1	1	5	331	280	67.61	9,079
千葉郡	16	1	3	19	1,684	1,265	71.68	7,791
市原郡	22	1	1	23	1,306	1,162	86.95	10,595
東葛飾郡	40	2	1	42	4,300	3,393	75.01	29,221
印旛郡	27	2	2	31	3,007	2,529	78.75	15,970
香取郡	41	4	2	47	2,791	2,558	80.25	18,429
海上郡	13	1	3	17	990	819	80.25	18,429
匝瑳郡	14	1	1	16	741	714	81.71	5,416
君津郡	39	1	1	41	2,654	2,364	85.33	18,378
山武郡	32	1	3	36	1,772	1,646	88.19	12,329
長生郡	22	1	1	24	1,421	1,092	73.35	9,232
夷隅郡	20	1	1	22	1,274	1,053	77.75	12,909
安房郡	43	1	1	45	2,157	1,690	80.65	16,134
計	333	3	28	382	24,844	20,850	78.88	179,598

青年訓練所施行規則改正

昭和三年九月二十一日千葉縣令第四十七號を以て「青年訓練所規則」が改正せられた。この規則の主なる點を擧ぐれば左の通りである。

第一條 青年訓練所規程（以下單ニ規程ト稱ス）第十三條ノ規定ニ依ル認可申請者ニハ規程第十三條第一項ニ掲クル事項ノ外職員數ヲ附記スヘシ

規程第十三條第三號ニ規定スル規則ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 訓練項目及其ノ課程ニ關スル事項
- 二 訓練季節及授業日時ニ關スル事項
- 三 入所退所ニ關スル事項
- 四 課程ノ修了ニ關スル事項
- 五 賞罰ニ關スル事項
- 六 其ノ他管理上必要ナル事項

規程第十三條第一項第四號ニ規定スル青年訓練ヲ受クル者ノ概數ハ年齢別ニ之ヲ記載スヘシ

第二條 規程第六條ノ規程ニ依リ實業補習學校ヲ以テ青年訓練所ニ充テントスルトキハ管理者ニ於テ左ニ掲クル事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

- 一名 稱
- 二位 置

- 三 學 則
- 四 職員氏名資格及受持學科
- 五 設置區域内ニ於テ青年訓練ヲ受クルコトヲ得ル者ノ年齢別概數及當該實業補習學校在學中青年訓練ヲ受クルコトヲ得ル者ノ年齢別員數
- 六 經費豫算
- 七 各學年學科教科書(著者名及書名)
- 八 充用開始年月日 (以下省略)

青年訓練所施行規則取扱手續の改正 「青年訓練所施行規則の改正に伴ひ、同日又本縣訓令第十三號を以て「青年訓練所施行規則取扱手續を改正した。其の主なる部分を舉ぐれば左の如くである。

- 第一條 青年訓練所施行規則第一條第一項ニ規定スル職員數ハ之ヲ左ノ通記載スヘシ
 - 一 主 事 名
 - 二 教 練 名
 - 三 他ノ訓練項目 三項目 合併 名
- 第二條 青年訓練所ハ左ノ各號ノ例ニ依リ門柱又ハ玄關等見易キ個所ニ規則第五條ニ規定スル名稱ヲ表示スヘシ
 - 一 千葉縣何郡何町 村 組合 立何青年訓練所
 - 二 青年訓練所充用千葉縣何郡何町 村 組合 立何實業補習學校
 - 三 私立千葉縣何郡何町(村)何青年訓練所 (以下學科課程訓練事項省略)

青年訓練所生徒標準服制 昭和四年六月二十一日本縣令第二百四十一號を以て本縣青年訓練所生徒の標準服を左の如く制定してその識別を明らかにすると共に、生徒各自をして自肅自重せしむることとした。

千葉縣告示第二百四十一號 (昭和四年六月二十一日)
青年訓練所生徒標準服制

種 別		說 明		形 狀
上 衣	地 質	綾織綿布ニテ色ハ茶褐色ニ青味ヲ帶ビタルモノ		別 圖
	製 式	ダブル式立襟、左右胸部並兩側ニ物入各壹箇宛ヲ附ス、バンドヲ附ス、金具ハ金色 一列五箇ノ鈕釦ヲ附ス 金屬製金色 胸部ノモノ大形——直徑六分 物入並其ノ他ノモノ小形——直徑四分五厘		
襟 章	右「訓」左「年次」金屬製金色			圖
下 衣	地 質	上衣ト同様		別 圖
	製 式	物入兩股ニ各一箇ヲ附ス		
帽 子	地 質	上衣ト同様		別 圖
	製 式	陸軍帽形(赤色ヲ附セズ)底黒革		

穿物	靴又ゴム底、厚底足袋 脚胖又卷脚胖	別圖
徽章製式	金屬製金色	

備考 上下衣帽子等ハ裏面ニ白布ヲ附シ氏名ヲ記スルモノトス

現役將校ヲ配屬スル學校ニ於テ教練檢定ニ合格シタル者引續キ青年訓練所ニ入所シタル場合ハ年次別數字ヲ除キテ

左ノ徽章ヲ附スルモノトス



地色……金色
文字……銀色
(大物實)

(昭和五年四月三十日千葉縣告示第二百十六號ヲ以テ備考欄本項追加)

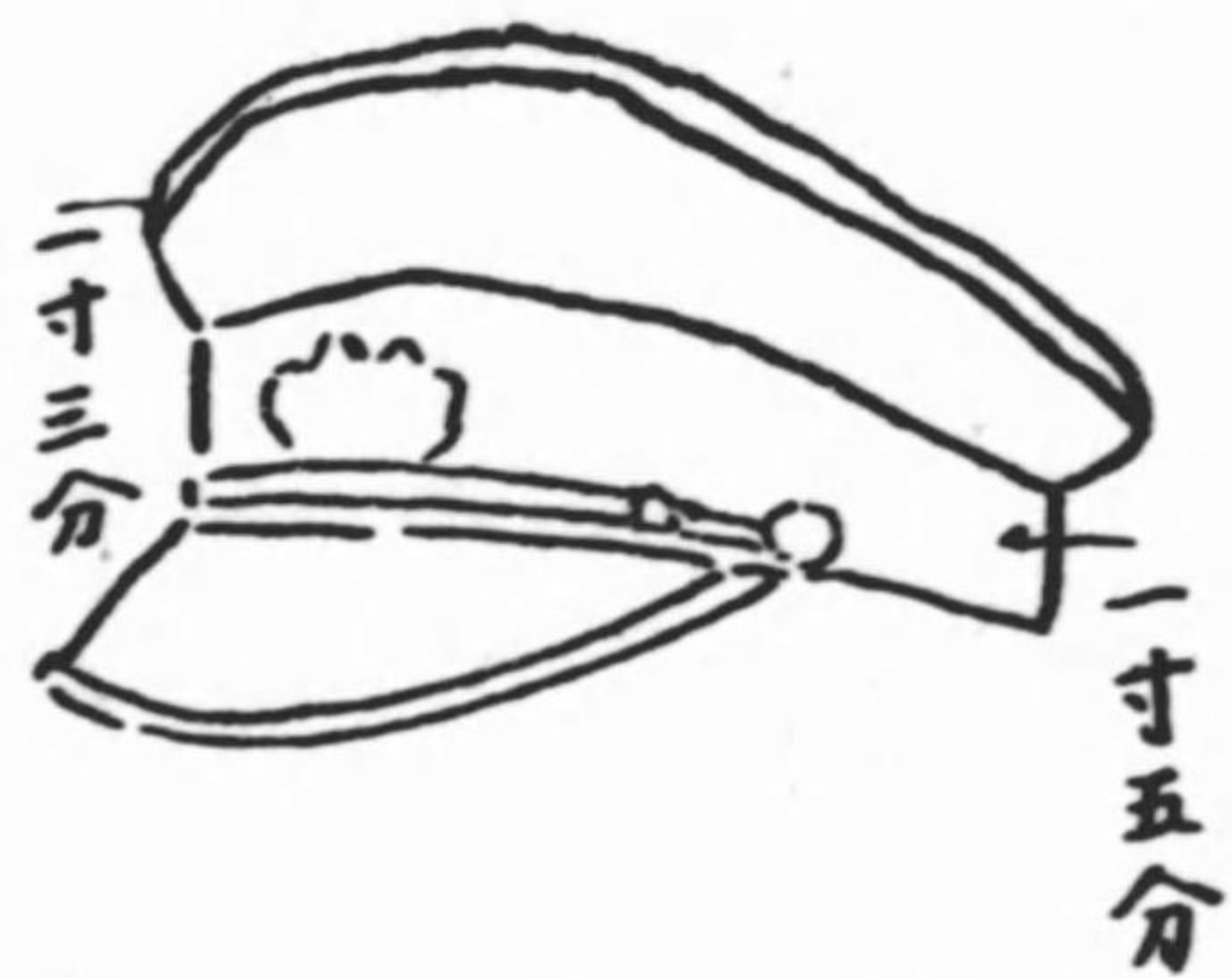
上衣



下衣(ツボン)



帽子



徽章



直径廣キ所ニテ一分五

青年訓練所職員標準服制 茲に青年訓練所生徒の標準服を定めたが昭和五年四月三十日左の如く職員の標準服制を定めた。

千葉縣告示第二百十五號 (昭和五年四月三十日)

青年訓練所職員標準服制

青年訓練所職員標準服ハ左ノ各項ヲ除ク外昭和四年六月千葉縣告示第二百四十一號青年訓練所生徒標準服制ニ準ズ



黑色部ハ銀色トス
地色ハ七寶製ニシテ
指導員ハ赤色
主事ハ藍色
管理者ハ茶色トス
(大物實)

- 一 上衣下衣ノ形狀ハ生徒服制ニ準ズルモ地質ニ於テハ羅紗又ハ「セル」地ヲ使用スルコトヲ得
- 二 上衣襟章ハ上ノ職員章ヲ左右兩襟ニ附スルモノトス
- 三 帽子ハ鉢巻下縁ヨリ三分ノ一ノ所ニ幅〇・五珊ノ金絲一條ヲ

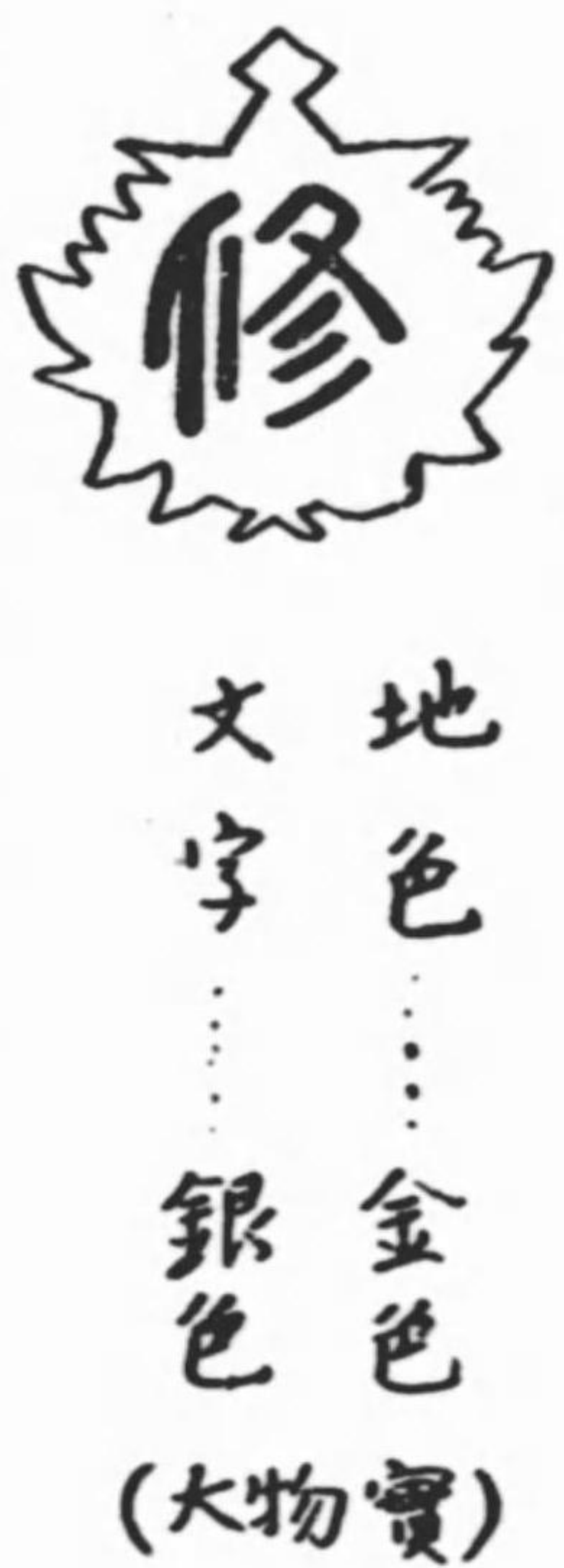
卷キ地質ハ服地ト同様トス

徽章ハ金モール縫取ノモノヲ使用スルコトヲ得

四 職員服用用ノ上帯刀スル場合ハ上衣ノ上ヨリ帶ブルモノトシ刀ハ陸軍所定尉官用ノモノヲ使用スルモノトス

五 教練指導員ニ限り在職滿四年ノモノハ左上膊部ニ生徒ノ精勤章ト同様ノ金絲一條ヲ附シ爾後滿四年毎ニ一線ヲ増スモノトス

六 青年訓練所修了證ヲ有スル教練指導員ハ左襟ニ職員章右襟ニ左ノ徽章ヲ附スルモノトス



七 職員服用以外ノ服装ノ場合ニ於テ青年訓練所職員ノ資格ヲ表サントスル時ハ職員章ヲ左胸部ニ附スルモノトス

青年記念日ノ制定 十一月二十三日は令旨奉戴の日ニ相當シ、殊に昭和五年は令旨奉戴滿十年に當リ、又同年十一月三日は全國男女青年諸團體代表者が宮城前廣場に於て御親閱の光榮に浴し、一同深く 聖旨の優渥なるに感激し天地神明に誓つて 聖旨を奉戴し、青年教育の振興更張を期したのであるが、文部省はこの令旨奉戴日を以て青年記念日と定め、その實施方につき同年十一月十五日、左の通り文部次官より地方長官に通牒した。

青年記念日實施方 昭和十五年十一月十五日 各地方長官へ文部次官通牒

來ル十一月二十二日ハ 令旨奉戴ノ日ニ相當スルヲ以テ自今當日ヲ青年記念日ト定メ男女青年團體、青年訓練所及

實業補習學校等ヲシテ土地ノ情況ニ依リ適宜記念スヘキ施設ヲ行ハシムル様致度殊ニ本年ハ 令旨奉戴滿十年ニ當リ且兼ニ全國男女青年諸團體代表者御親閱ノ光榮ニ浴シタル次第モ有之カ實施ニ就テハ特ニ御配意相成度 追テ當日記念式等ヲ行フ場合ニハ右趣旨ニ依リ左記ヲ參酌シテ適當ニ舉行セシメラルル様致度

記

- 一 「君が代」合唱
- 一 令旨奉讀
- 一 令旨奉答ノ歌合唱
- 一 訓 話

備考 遙拜國旗掲揚等ヲ行フ場合ハ適宜右次第中ニ加フルコト (文部省例規類纂)

優良青年訓練所 青年訓練所が設置された以來、其の設置の趣旨に鑑み本縣にては鋭意其の成績の向上に努力したるが、左記青年訓練所は其の成績優良なるものと認められ、文部省並本縣より夫々表彰の榮を得た。

名	稱	表彰年月日	賞品又ハ助成金	表彰主體
安房郡曾呂村	青年訓練所	昭和五年二月十一日	表 彰 旗	文 部 大 臣
匝瑳郡椿海村	青年訓練所	同	同	同
香取郡飯高村	青年訓練所	同	同	同
東葛飾郡野田製樟工場内	青年訓練所	同	同	同

長生郡關村立關青年訓練所	昭和六年二月十一日	同	同	千葉縣知事
山武郡松尾町立松尾青年訓練所	同	同	同	同
千葉郡更科村立更科青年訓練所	同	同	同	同
香取郡小御門村立小御門青年訓練所	同	同	同	同
海上郡三川村立三川青年訓練所	同	同	同	同
印旛郡中郷村青年訓練所	昭和七年二月十一日	同	同	同
香取郡萬歳村青年訓練所	同	同	同	同
匝瑳郡匝瑳村青年訓練所	同	同	同	同
青調充用長生郡東農業補習學校	同	同	同	同
君津郡八重原村青年訓練所	同	同	同	同
安房郡那古町青年訓練所	同	同	同	同
市原郡市西青年訓練所	昭和八年二月十一日	同	同	同
匝瑳郡須賀青年訓練所	同	同	同	同
安房郡主基青年訓練所	同	同	同	同
安房郡田原青年訓練所	同	同	同	同
山武郡綠海青年訓練所	同	同	同	同
印旛郡成田青年訓練所	同	同	同	同
東葛飾郡浦安青年訓練所	同	同	同	同

長生郡茂原町修齊中等學校

同

同

同

第三節 壯丁教育

壯丁教育成績調査要項改正 壯丁教育成績調査は、大正十四年四月二十九日教第一六三六號通牒に基き調査し來れるが、郡役所廢止、青年訓練實施等の事情に鑑み從來尋常小學校を卒業せざる者尋常小學校卒業者、高等小學校卒業者及び實業補習學校後期卒業者に分つて調査して來たが更に今回全體を通じて左の如く青年訓練所優良出席者及びその他の二種に分けて調査することになつた。

壯丁教育成績調査要項改正ニ關スル件 昭和二年四月十三日 學務部長ヨリ千葉市長へ 學第 四九九號

大正十四年四月廿九日教第一六三六號通牒ニ基キ實施セル壯丁教育成績調査ニ關シ今回青年訓練實施等ノ事情ニ鑑ミ左記ノ通改正相成候ニ就テハ右實施ニ關シテハ關係徴兵官ト協議ノ上遺漏ナキヲ期シ尙調査成績ハ整理ノ上檢査終了後一週間以内ニ御報告相成度依命此段及通牒候也

追テ右改正要項印刷物竝本年四月以降徴兵檢査ニ際シ實施スヘキ壯丁教育成績調査文部省作成標準問題ヲ各十五部送付致候條御査収相成度此段申添候也

發普三三號

昭和二年二月十四日

文部省普通學務局長 關 屋 龍 吉

千葉縣知事 縣 忍 殿

第十一章 社會教育

壯丁教育成績調査要項改正要點
教育程度種別

從來尋常小學校ヲ卒業セサル者尋常小學校卒業者、高等小學校卒業者、實業補習學校後期卒業者ニ分チ調査シタルモノヲ更ニ全體ヲ通シテ青年訓練所優良出席者及其他ノ二種ニ分ツコト

學力調査科目及問題
從來ノ如ク國語、算術ノ二科ニ限ラス從來別途實施シ來リタル常識調査ノ方法ヲモ加味シテ標準問題ヲ作成シ其ノ都度學科目ヲ指示ス調査問題ハ從來學歷程度ニ應シ夫々難易ノ程度ヲ分チ提出シタルモ手數ヲ簡略ナラシメンカ爲ニ國民生活ニ必須ナル各種學科ノ程度ヲ標準トシ各學歷ヲ考慮スルコトナク一律ノ問題ヲ課スルコト

調査方法
調査者中ニ公立青年訓練所主事ヲ加ヘタルコト

右各項改正ノ結果自然要項第五、第六ノ整理表ノ形式ヲ變更ス

壯丁教育成績調査要項 昭和二年二月十二日 文部省
發 普 三 三 號 通 牒

一 目的

中等學校(但シ實業補習學校ヲ除ク)以上ノ卒業者ヲ除キタル壯丁ニ就キ教育程度及學力ヲ檢シ教育改善ニ資セントス

二 教育程度ノ種別

左ノ四種トシ各種別毎ニ青年訓練所優良出席者及其他ニ別チ第五項ニ依リ表示スルコト

(イ) 尋常小學校ヲ卒業セサル者 (不就學者
半途退學者)

(ロ) 尋常小學校卒業者

(ハ) 尋常小學校卒業後學校教育ヲ受ケ貳年以内ニテ半途退學セシ者ヲ含ム

(ニ) 高等小學校卒業者

(ホ) 尋常小學校卒業後學校教育ヲ受ケ四年以内ニテ半途退學セシ者及高等小學校卒業後貳年以内ニテ半途退學セシ者ヲ含ム

(ヘ) 實業補習學校後期卒業者

(ニ) 修業年限參年ノ實業補習學校後期ニ在リテハ第貳學年修了者以上ヲ含ム

參 考

中等學校以上ノ卒業者、在學者、半途退學者等ノ中前記各項ニ含マレサル者全部ヲ一括シ其ノ人數ヲ調査スルコト

三 學力調査科目

毎年文部省ニ於テ指示ス

四 調査方法

教育程度種別ノ調査壯丁検査場ニ於テ學力調査ト同時ニ之ヲ行フコト

學力調査ハ道廳府縣視學、公立青年訓練所主事、小學校長等ヲシテ之ヲ爲サシムルコト

問題ハ前項ニ依ル調査者ニ於テ本省ヨリ送付シタル標準問題ト略同一程度ニ依リ之ヲ作成スルコト但シ漏洩ノ虞ナキ場合ニ限り標準問題ヲ用フルコトヲ得學力調査ノ成績ハ各問題毎ニ一〇點ヲ滿點トシ第六項ニ依リ表示スル

五 教育程度種別ノ表示

内 課 其 他	青年訓練 所優良出 席者	教育程度ノ種別				合 計	參 考 該 當 者
		尋常小學校 卒業セサル者	尋常小學校 卒業者	高等小學校 卒業者	實業補習學校 後期卒業者		

備考 青年訓練所優良出席者中ニハ青年訓練所規程第六條及第八條ニヨリテ現ニ青年訓練所ノ課程ト同等以上ノ課程ヲ修メツツアル者ヲ含ム(以下省略)

第四節 圖書館

概説 歐洲大戰後、經濟界の好調に伴ひ、各般の事業勃興し、從來萎靡沈滞の状態であつた教育事業も俄に活氣を呈し、教育の各部門に亘つて異常の進展を見るに至つた。就中圖書館の方面は遅々として其の普及發達を見ざりしもの漸く其の設置に意を注ぐに至れるを見る。本縣では、大正十三年四月御成婚記念縣立圖書館を設立し、昭和八年十月これを本縣の中央圖書館に指定して管内圖書館の指導連絡統一の仕に當らしめ、一市町村一館主義を標榜してその普及發達を促進する所あり、これが爲館數も次第に増加し、圖書館に依る社會教育に貢献すること頗る多きものがある。

圖書館令の公布

圖書館令の始めて制定せられたのは明治三十二年十一月であつた。其の後三十餘年を経過したるも法規上格別變革はなかつたが時勢の進運に伴ひ近時圖書館事業も著しく普及發達を遂げたので、昭和八年二月二十日勅令第七十五號を以て「圖書館令」が改正公布されるに至つた。其の主要なる點を擧ぐれば左の通り

勅令第七十五號(昭和八年二月二十日)

圖書館令

- 第一條 圖書館ハ圖書記録ノ類ヲ蒐集保存シテ公衆ノ閱覽ニ供シ其ノ教養及學術研究ニ資スルヲ以テ目的トス
- 圖書館ハ社會教育ニ關シ附帶施設ヲ爲スコトヲ得
- 第二條 北海道、府縣、市町村、市町村學校組合、町村學校組合並町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル町村ニ準スヘキ公共團體及其ノ組合ハ圖書館ヲ設置スルコトヲ得
- 第三條 道府縣立圖書館ハ地方長官、市町村立圖書館ハ市町村長之ヲ管理ス
- 前項中市町村ノ圖書館ニ關スル規定ハ市町村學校組合、町村學校組合並町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル町村ニ準スヘキ公共團體及其ノ組合ノ圖書館ニ關シ之ヲ準用ス
- 第四條 商工會議所、農會其ノ他ノ公共團體ハ圖書館ヲ設置スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ設置シタル圖書館ハ私立トス
- 第五條 私人ハ圖書館ヲ設置スルコトヲ得
- 第六條 圖書館ハ公立又ハ私立ノ學校、博物館等ニ附設スルコトヲ得
- 公立圖書館職員令の公布 昭和八年六月三十日勅令第七十六號を以て「公立圖書館職員令」が

公布せられ職員として館長司書書記が置かれ夫々その任用資格待遇任務俸給等が定められた。
圖書館令施行規則の公布 昭和八年七月二十六日文部省令第十四號を以て圖書館令施行規則が公布せられ圖書館經營に關する施行上の一切の要務が定められてある。其の主要なる部分を抄録すれば左の如し。

圖書館令施行規則

第一條 圖書館ノ設置ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ道府縣立ノミノニ在リテハ地方長官ニ申請スヘシ

- 一 名 稱
 - 二 位 置
 - 三 用地建物ノ面積及圖面（他ノ建物ヲ充當スル場合ハ其ノ使用スヘキ場所ノ面積及圖面）
 - 四 開館年月
 - 五 館 則
 - 六 閱覽所ノ設備ナキモノハ其ノ事由
 - 七 經費及維持ノ方法
- 前項第一號乃至第五號ノ變更ハ道府縣立ノモノニ在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノモノニ在リテハ地方長官ニ開申スヘシ

第二條 圖書館ノ廢止ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ道府縣立ノモノニ在リテハ文部大臣其ノ他ノモノニ在リテハ地方長官ニ申請スヘシ

第五條 館則ニハ凡ソ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 開館及休館ニ關スル事項
- 二 圖書記錄ノ類ノ館外貸出竝貸出文庫等ニ關スル事項
- 三 圖書記錄ノ類ノ受贈及受託ニ關スル事項
- 四 閱覽者心得ニ關スル事項
- 五 附帶施設ニ關スル事項
- 六 閱覽料其ノ他使用料ニ關スル事項

（以下省略）

中央圖書館指定 今回圖書館令の改正に基き昭和八年十月二十日本縣訓令第十九號を以て左の如く御成婚記念千葉縣立圖書館を本縣の中央圖書館に指定し縣下圖書館の指導聯絡統一の任に當らしめ、一市町村一館主義目標の下に縣下各市町村の圖書館普及に邁進せしむることゝなつた。

千葉縣訓令第十九號

圖書館令第十條ニ依リ御成婚記念千葉縣圖書館ヲ本縣中央圖書館ニ指定シ管内圖書館ノ指導聯絡統一ノ任ニ當ラシム

昭和八年十月二十日

千葉縣知事 岡田文秀

縣下公私立圖書館訓

縣下の圖書館は御成婚記念千葉縣圖書館一、市町村立七九、私立一九合計九十八にしてこれを郡市別

郡市名	町村数	図書館設置 町村数	図書館ノ設置 ナキ町村数	公立		私立		計
				公	立	私	立	
千葉市	1	1	0	1	0	0	0	1
銚子市	1	1	0	1	0	0	0	1
千葉郡	17	13	4	1	3	0	2	13
市原郡	21	1	20	0	1	0	0	1
東葛飾郡	41	4	37	0	4	0	0	4
印旛郡	31	7	24	0	7	0	0	7
香取郡	41	6	35	0	6	0	0	6
海上郡	17	7	10	0	7	0	0	7
匝瑳郡	14	1	13	0	1	0	0	1
山武郡	31	1	30	0	1	0	0	1
長生郡	26	1	25	0	1	0	0	1
夷隅郡	23	3	20	0	3	0	0	3
君津郡	39	9	30	0	9	0	0	9
安房郡	43	6	37	0	6	0	0	6
計	344	82	262	79	59	19	3	98

これを大正二年の十七館、同八年の二十七館、同十五年の六十六館に比すれば著しき躍進といはなければならぬか、未だ全町村の三分の二は無図書館地帯であるから當局竝に關係者その普及の勸奨と督勵とに期待する。昭和八年度に於ける本縣内蔵書冊數三千冊以上または閲覧人員五千人以上のものは左の如くである。

名	種別	所在地	設立年月	冊數	日開館數	人員	經費	職員數	館長氏名
御成婚千葉縣圖書館	縣立	千葉市	大正十三年三月	三、八一九	三三	三、七〇四	九、八三九	七	松澤龍雄
記念千葉縣圖書館	縣立	千葉市	大正十三年三月	一、四三三	二四	二、六四五	三、三五	一	石毛千代松
中央圖書館	市立	銚子市	大正十年十二月	一、四三三	二四	二、六四五	三、三五	一	石毛千代松
大多喜天賞文庫	町立	夷隅郡大多喜町	昭和三十年九月	四、三〇〇	三〇	一、四〇一	七	三	鋤柄良司
木更津町圖書館	同	君津郡木更津町	昭和四年三月	二、四八八	三三	六、七〇〇	五、三〇	三	宮野新之輔
久留里町圖書館	同	君津郡久留里町	昭和三年四月	八六八	三二	六、八三〇	二	二	藤平量三郎
八生圖書館	村立	印旛郡八生村	大正十二年一月	五、二七	三八	六、五七	一、四	三	大澤孝平
成田圖書館	私立	印旛郡成田町	明治卅四年一月	一〇、六六七	二五	四、六五	二、〇〇〇	八	荒木照定
克復圖書館	同	香取郡府馬村	大正六年四月	四、五〇	二五	四、四〇〇	八〇	一	布施龜次郎
養德圖書館	同	山武郡東金町	明治四十三年一月	四、三七	三〇	六、四〇〇	三〇	二	中村日錦
米本圖書館	同	香取郡久賀村	明治四十年八月	九、四〇〇	一〇八	三、九〇	一三〇	一	米本信吾
公正圖書館	同	銚子市	大正十五年五月	二、九六八	二九五	三、七五五	三、八四一	一	鷗澤
佐倉圖書館	同	印旛郡佐倉町	昭和六年十月	二、三三四	三五	三、〇七八	八〇〇	二	大川徳治

興風圖書館	同	東葛飾郡野田町	昭和四年十一月	七、四二一	三七	二、四〇六	二、三三三	三	杉本孝雄
愛敬圖書館	同	山武郡東金町	昭和七年十二月	三、八二〇	二四〇	二、四〇〇	五八〇	四	高橋幸吉
山中文庫	同	君津郡周南村	大正九年一月	三、八八九	二〇	二六七	一三〇	二	山中進治

各圖書館狀況

この期に於ける本縣内圖書館中特に著名なる縣立圖書館、成田圖書館及び米本圖書館は左の如くである。

1 御成婚記念千葉縣立圖書館

本館は圖書館令の改正に就き前述の如く本縣の中央圖書館に指定せられたるを以て、單に普通圖書館の使命を達するのみならず、中央圖書館として縣下の圖書館相互の聯絡統一を圖るのみならず、未設置の市町村に對して、その普及を促進するの使命を課せられたので、その任務は一層重きを加へることとなつた。その經營方針をに左に示す。

御成婚記念 千葉縣立圖書館經營方針

經營ノ綱領

- 一 圖書ノ充實ヲ圖リ館内外ノ閱覽ヲ一層盛ナラシムルコト
- 二 貸出文庫、讀書學習團、出張圖書館等ノ施設ヲ盛ニシ縣内青年團其ノ他一般ニ對シ讀書ノ向上ヲ圖ルコト
- 三 郷土資料ノ陳列ヲ完備シ一般ノ參考ニ資スルハ勿論圖書館ヲシテ郷土資料研究ノ中心トナスコト
- 四 講演會、座談會其ノ他適切ナル社會教育施設ヲ行ヒ一般民衆ノ啓發ニ努ムルコト
- 五 各圖書館ノ指導、連絡、統一ヲ期スルハ勿論進ンデ圖書館普及ノ獎勵ニ當リ縣下斯界ノ振興ヲ促スコト

施設事項

(一) 閱 覽

- 一 圖書ハ各方面ニ亘リテ充實ヲ圖ルト雖就中貸出文庫ノ充實及之ガ閱覽施設ノ改善ニ就テハ特ニ留意スルコト
- 二 閱覽ニ關シテハ懇切ニ案内ヲナスト共ニ圖書ノ出納ヲ敏活ニ運ブコト
- 三 新刊書ハ毎月三回(十日、二十日、三十日)選定シ迅速ニ整理ヲ了シ閱覽ヲ早カラシムルコト
- 四 新刊備付圖書ハ館報ニ掲出前際寫刷ニテ一般ニ速報ヲナスコト
- 五 縣廳内ニ出張文庫ヲ設ケ館員出張シテ閱覽貸出ヲナスコト
- 六 藏書目錄ヲ發行シ閱覽者ノ便ニ供スルコト
- 七 圖書館案内ノ小冊子ヲ入館者ニ配布シ閱覽ノ便ニ供スルコト
- 八 改正分類法ニ依ル未改訂圖書ノ整理ヲ完了シ閱覽事務ノ進捗ヲ圖ルコト

(二) 貸出文庫

- 一 青年團ニ對シテハ本縣並各郡市聯合男女青年團等ト連絡シ貸出ヲ督勵スルコト
- 二 各圖書館各學校ニ對シテハ更ニ本館ヨリ通知ヲ發シ貸出ヲ行フコト
- 三 貸出文庫専用圖書目錄ヲ作成シ頒布スルコト
- 四 年度内一回貸出文庫強調週間ヲ設ケ貸出文庫ノ普及ニ關シ宣傳獎勵ヲナスコト
- 五 青年向推薦圖書目錄(解題付)ヲ發行シ一般ニ頒布スルコト
- 六 縣聯合青年團機關雜誌青年處女並千葉縣圖書館協會雜誌其ノ他本館館報等ニ毎回推薦圖書名又ハ解題ヲ記

述シテ一般ニ知ラシムル外圖書館利用ニ關スル事項ノ案内ヲナスコト

七 貸出文庫ハ當分ノ間往復運賃全部ヲ本館ニテ負擔シ併テ書類ヲ送付シ手續ヲ簡便ニスルコト(以下省略)

2 私立成田圖書館

本館は成田山六大事業の一にして、本縣下の圖書館中沿革最も古く、郷土資料も多く、蔵し、蔵書數も閱覽人員も最も多く、本縣下隨一の圖書館である本館は設備もよく、整ひその施設にも見るべきものがある。即ち特別に小學校との連絡を圖り、尋常五年生以上の兒童を各級交替にて殆ど隔日位に登館せしめ、約二時間自由讀書の良習を養成し、一方校外教授の目的を達する傍、圖書館の實際知識を體得せしむるの方法を講じて居ること、また一面には圖書館を家庭にまで延長し、普通館外貸出の外に、家庭教育の重大なる責務を有する一家の主婦、若しくは將來主婦たるべき婦人が男子に比して讀書の機會に乏しきを憂慮し、この缺陷を匡救するの目的を以て、婦人のための家庭配本規定を設け、積極的に各家庭の婦人に向つて希望の圖書を直接配達して居る。この兩施設は我が國に於ける圖書館中餘り例を見ないことであらう。

3 私立米本圖書館

本館は香取郡久賀村の素封家米本信吾の經營するところにして、特に北總地方の郷土資料を蔵し、大正四年一月本館の附屬事業として、並木栗水翁の栗水文庫をも兼營して居るから、稀觀本に富める特別圖書館である。

第十二章 育英事業及教員共濟會

第一節 育英事業

概説 教育の機會均等を得しむるは現代の要求である。縣はこの趣旨に基き人材養成の目的を以て大正四年御即位大禮奉祝記念として育英事業を企畫し、學術優等、品行方正にして進學の志望鞏固なるも學資に乏しく充分其の能力を發揚せしめむることを得ざる青年を選定して貸費生となして其の志を遂げしめつゝある。其の後又別に本縣内の師範學校、中學校、高等女學校、實業學校の生徒にして學業成績優秀にして品行方正なるも資力不十分にして修學の目的を達する能はざる者に對して育英資金給與規程を設け、學資補給の途を開いた。この外縣教育會に於ても同様の趣旨を以て教員共濟會員たる教職員の子弟にして修學の資に乏しき秀才に對し、貸費の施設を爲して居ることは既に述べた通りである。

縣施設貸與 昭和八年十月現在の貸費生人員は左の如くである。

創立より現在までに貸與したる人員總數 一五六名

昭和八年十月現在貸費生四十四名其の内譯を示せば、

東京帝國大學	六	山梨高等工業學校	一
北海道帝國大學	二	九州帝國大學	一
横濱高等商業	二	東京高等師範學校	三

第十二章 育英事業及教員共濟會

山形高等學校	一	第三高等學校	一
東北帝國大學	一	東京齒科醫學專門學校	一
神戸高等商船學校	一	静岡高等學校	一
千葉縣師範學校	一	神戸高等工業學校	一
慶應義塾大學	一	第二高等學校	一
日本大學	一	東京文理科大學	三
東京慈惠會醫科大學	一	松山高等學校	一
金澤醫科大學	一	水戸高等學校	三
東亞同文書院	一	日本體育專門學校	一

縣施設給與 昭和六年度新に成績優秀にして資力不充分の爲修學の目的を達する能はざる者に對し學資の補給をなさむとし同年一月二十七日日本縣告示第四十四號を以て左の通り「千葉縣育英資金給與規程」を定めた。

千葉縣育英資金給與規程

- 第一條 左ノ各號ニ該當スル者ニシテ資力不充分ノ爲修學ノ目的ヲ達スル能ハサル者ニ對シ千葉縣特別會計育英資金中ヨリ學資ヲ補給ス
- 一 本縣ニ本籍ヲ有シ又ハ十年以上住所ヲ有スル者ノ子女タルコト
 - 二 本縣内ノ師範學校、中學校、高等女學校、實業學校（尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限四年以上若ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限二年以上）ノ生徒タルコト

三 本縣内小學校ニ於テ卒業又ハ修業シ學業成績優秀ニシテ品行方正ナルコト

四 身體強健守操堅實ニシテ成業ノ見込アルコト

第二條 學資補給額ハ本人及家庭ノ事情等ヲ斟酌シ月額拾圓以内トス

給與額ハ毎月在籍學校長ヲ經テ之ヲ本人ニ交付ス

第三條 補給期間ハ休業ノ月ヲ除キ給與許可ノ月ヨリ當該學校卒業ノ月迄トス

この規程に基き昭和八年縣特別會計育英資金中より同年度豫算四千八十一圓を計上した。同年十月現在給與しつゝある人員左の通り其の内譯を示せば、

師範學校	一八	女子師範學校	九
中學校	三七	高等女學校	八
農學學校	七	商業學校	二
水産學校	六	計	八十七名

縣教育會施設貸與 縣施設の外縣教育會に於て同様の施設をなし居ることは前に述べた通りであるが、昭和八年九月の現在貸與生ノ人員は左の通りである。

創立より現在迄に貸與したる總人員 八十八名

昭和八年九月現在の貸與生二十六名にして其の内譯を示せば、			
東京帝國大學	一	千葉醫科大學	一
千葉高等園藝學校	一	駒澤大學	一
慶應義塾大學	一	東洋大學	一

(以下省略)

東京高等師範學校	一	廣島高等師範學校	二
東京醫學專門學校	二	女子醫學專門學校	一
共立女子專門學校	二	千葉縣師範學校	四
千葉縣女子師範學校	一	中 學 校	一
神宮皇學館	一	橫濱高等工業學校	一
和歌山高等商業學校	一	昭和醫學專門學校	一
東京物理學校	一	茨城縣師範學校	一

第二節 教員共濟會

概 說

教員共濟會は大正二年四月の創立で既に二十年の長き歳月を閲し、大正十年一月縣教育會の經營に移りてより同八年まで十三年を経過した。其の間會務は年毎に隆盛に赴き殊に昭和二年三月規約の大改正以來會員頗る増加し、今や縣下の教職員にして加入せざるもの殆どなく其の數五千三百餘名に達し、一箇年の豫算は實に八萬圓に垂んとし總資産は基金並積立金を合して貳拾貳萬圓を有するに至つた。

從來實施せる事業の主なるものは、育英資金の貸付、弔慰金並慰籍料の給與、學術研究、傷病療養費の貸付、住宅建築、宅地購入資金並小口當座貸付等で會員相互の扶助共濟に關しては相當の成績を擧げつゝあるが、金利低下の關係上一層其の基礎を鞏固にし時代の進展に伴ふ施設を講じ内容の充實を圖り、以て教職員の地位の向上、福利の増進を期し益共濟の實を擧ぐる爲改善の必要あるを

認めためたので調査委員十四名を囑託し調査に従事した。

調査委員は數回に亘りて詳細に攻究審議を重ね、改善案を作製して御園生委員長より報告された。本會は更に斯道の専門家に之が精査を求めたるに何等の疑念なきのみならず其の適切なるを確證されたので主事會に附議し更に評議員會に提案し何れも慎重審議の結果、滿場一致を以て可決され、昭和八年三月一日よりこれが實施を見るに至つた。左に改善された要項を擧ぐれば、

- 一 本會の基礎を益々鞏固にし一層會員の福利を増進し共濟の實を擧ぐることに
- 二 資金を増加し事業の擴充強化を圖ること
- 三 會員の資格を改めたること
- 四 會員は毎月五十錢宛二十箇年納入の規定であつたが口數制度として一人五口以下の加入を認め在會中會費を納入することゝなしたること
- 五 従來は退職後六箇月以内在會の資格があつたが今回は一箇年以内在會し得ることゝなしたること
- 六 在會二十年以上の者は會費の納入を中止し、本入の希望に依り在職退職に拘はらず審査の上在會し得たるも改正規約に於てはこれを改め在職者に限り在會を認めたること
- 七 死亡者には退會金と弔慰金とを支給したるを今回は弔慰金の金額を増加し弔慰金のみを贈與することに改め尙弔慰金は年數の少き者に従前よりも重くし又年數多き者に對しては従前よりも軽くしたること
- 八 慰籍料は従來一箇月以上職務を執る事能はざる者に限り支給したるを、今回は二箇月以上の者に贈與する事にした。但し二箇月未滿と雖も其の情狀同情すべきものと認めたるときは、其の期間に拘はらず贈與し得る事とした。

- 九 住宅資金宅地購入資金の貸付は年利七分、其の他は年利五分なりしを、住宅資金宅地購入資金は年利七分、學術研究資金並傷病費に就ては年利五分、當座小口貸付金は年利六分と改めたること。
 - 十 退會割増金は在會二十四年迄は従前の通りなるも、それ以上の者は幾分の減額をなしたること。
 - 十一 教育資金の貸付は基本金より貳萬圓を支出し之に充當したるがこれを參萬圓以内に改めたること。
 - 十二 従來保證人は直接國稅十圓以上納むる者一人なりしを納稅の制限を撤廢し二人に改めたること。
- 左に縣教育會に移讓以來昭和八年度に至り十四年間の發達を示す。

教員共濟會各年度會員増減調

(昭和八年三月より口數に改む)

年 度	年度始會員數	入 會 者 數	退 會 者			年 度 終 現 計
			退 會	死 亡	計	
大正九年度	一、二五三	二一〇	三一	一	三二	一、四三一
大正十年度	一、四三一	二七六	一一四	一一	一二五	一、五八二
大正十一年度	一、五八二	一〇一	一三一	五	一三六	一、五四七
大正十二年度	一、五四七	二一六	一三〇	一一	一四二	一、六二一
大正十三年度	一、六二一	一七七	一三二	〇	一四二	一、六五六
大正十四年度	一、六五六	二三五	一六一	一一	一七三	一、八一八
大正十五年度	一、八一八	一、〇三六	二二九	〇	一三九	二、七一五
昭和二年度	二、七一五	一、〇三三	一五九	一三	一七二	三、五七六
昭和三年度	二、七一九	五〇四	一七四	一七	一九一	三、八八九

昭 和 年 度	入 會 者 數	退 會 者	年 度 終 現 計
昭和四年度	八三三	一七一	一九一
昭和五年度	一、〇五九	二六三	二八四
昭和六年度	五二一	三一五	三四四
昭和七年度	四五〇	二九五	三二六
昭和八年度	八七一	八九	一〇〇

日 八月末
現在 六、三七八

昭和八年度事業概要 現在の事業は教育資金の貸付、弔慰金支給、傷病または罹災者の慰藉料給與、學術研究資金、住宅建築及び購入資金、宅地購入資金、傷病療養費及び當座小口貸付金の低利貸付をなし、尙ほ退會者には既納會費の外四年以上の會員には在會年數に應じ割増金を支給して居る。

本年度内に弔慰金を支給したる者は四十一人三千八百八十圓で、一人平均九十四圓六十三錢、慰藉料を給與したる者は六十五人一千九百九十三圓で、一人平均十八圓九十四錢、住宅建築資金貸付二十六人一萬七千三百五十圓で、一人平均六百六十七圓三十一錢、學術研究資金貸付二十六人四千四百十圓で、一人平均百六十八圓六十二錢、傷病災害費貸付二十人三千七百五十圓で、一人平均百八十七圓五十錢、當座小口貸付百七十人二萬七千二百七十七圓で、一人平均百六十圓十錢、教育費資金貸付二十六人四千三百三十二圓で、一人平均百六十六圓六十二錢、退會金支給者三百七十一人一萬八百二十八圓三十錢で、一人平均三十五圓二十七錢、内百六十七人に對して割増金一千八百九十九圓九十錢、一人平均十一圓三十七錢を支給した。

教育資金貸費生は、年度内に卒業したる者六人、新規貸付をなしたる者六人、差引現在は二十六人である。千葉縣學事要覽及千葉教育 第四百九十一號に據る

第十三章 教育會及其の他教育團體

教育會

概説 教育會は中央に縣教育會あり、各都市に何れも教育會あり、縣教育會の支會として連絡統一し強固なる一大團體をなして居る。町村にはまた別に町村教育會を設けたる所もある。縣教育會及各都市教育會は小學校教員を主とし、中等教員教育關係者及篤志者を以て組織し、町村教育會は町村の當局者及有志並兒童保護者を以て組織し共に縣下教育の改善進展を企圖しつつある。

一 千葉縣教育會

本會に於ける本期施設事業中特に記して永遠に傳ふべきは、教育會館の建設、本縣に於ける明治天皇御遺蹟及千葉縣教育史の編纂發行である。

教育會館の建設 は昭和三年十一月行はせられたる。今上陛下御即位の盛儀を奉祝し、これを永久に記念せんが爲に、本縣教育の振興、輿論の源泉となるべき殿堂教育會館建設の壯圖を企て、恰も大變饌の日臨時總會を開いて意見を徵せしに、滿場の賛成を得て即次可決し、直に建設事務を

開始し、二箇年の繼續事業として工費總豫算十八萬圓を縣下の學校教員其の他の寄附に仰ぎ建築に付ては顧問として文部省建築課長柴垣鼎太郎に其の設計を囑託し、これに依りて工事を進捗し、二箇年の歳月を閲して全く竣功するに至つた。昭和五年十一月十六日縣教育會創立五十周年記念式を兼ねて朝野の名士多數を招待して盛大なる落成式を舉行した。

會館は鐵骨鐵筋コンクリート三階建て階下は應接室、會議室、事務室、會員室、婦人室、陣列室、主事室、食堂等の各室に充て階上は一千二百人を入るべき大講堂、貴賓室、會長室及控室あり、屋上は庭園で千葉全市を一眸の下に瞰下し得べき大規模で、都河畔千葉縣廳と相對峙して、まさに千葉市の一偉觀と稱することが出来、工事請負は全國屈指の建築請負業者で本縣中山町の出身石井權藏である。建設費は總額貳拾萬壹千參拾八圓五拾五錢で、其の内建築費は拾八萬六千貳拾壹圓八拾錢で、其の他は事務費、會議費、基本金運用利子等で壹萬五千拾六圓七拾五錢を要した。これに充當すべき財源は小學校、實業補習學校教職員寄附金拾萬六千九百四拾八圓七拾錢、公私立中等學校教職員寄附金壹萬壹千貳百參拾壹圓八拾壹錢、會員並一般特志者寄附金七千七百拾八圓五拾錢、基本金より運用金七萬五千圓、雜收入貳千八百四拾四圓四拾錢、合計金貳拾萬參千七百四拾參圓四拾壹錢、收支差引殘金貳千七百四圓八拾六錢は基本金に編入した。

千葉縣に於ける明治天皇の御遺蹟 明治天皇御治世四十有五年の間に我が房總の地は帝都に近接する所より幾度か龍駕を枉げさせられ、明治六年、天皇習志野に御親臨、近衛の練兵を贊はせ給ひしを始めとし、或は演習御統監に或は陸軍關係の學校に或は三里塚御料牧場に屢御臨幸あらせ給ひた。然るに當時の狀況、記録、天覽品等其の他尊き資料は時代の推移に従ひ今日之を蒐輯して

文献に貽さなければ遂に湮滅に歸する虞もあるので、本會は特別調査會を興し委員を委嘱して皇室と本縣との關係を調査するに決し、第一次の事業として明治天皇行幸當時の御狀況關係文書聖蹟の變遷等各方面に亘りて資料を調査蒐集して以て聖蹟を永く後世に傳ふると共に國民教育の資料に供することは現下の我が國情に鑑み縣下の狀勢に顧みて最も機宜の施設と認め本會創立五十周年記念事業の一として本書を編纂しこれを昭和五年十一月刊行して縣内各學校に普く頒布することにした。

千葉縣教育史の編纂 本會創立五十周年記念事業の一として千葉縣教育史を編纂することになり委員を委嘱して資料の蒐集に努め、昭和四年度より着手し、各學校圖書館をはじめ、古老篤志研究家に廣く資料を求め、更に編纂委員を擧げ、徳川中期より昭和八年まで九期に分ちてこれを五卷に收め、每卷菊判平均千頁となし、昭和十年度より毎年一冊宛を編纂發行し、同十四年度に至つて完了することにした。而して發行の都度縣下の學校、圖書館、教育關係方面に無料配付することになつて居る。

定款改正 從來副會長は一名であつたのを會務の進展に伴ひ統制上二名を必要とするに至れるを以て昭和二年六月の總會に於て二名に改正した。尋で同四年六月の總會に於て主事の増員其の他に於て定款を改正するの必要を生じ再び改正を行つた。其の改正の要點は本會の執行機關たる主事の員數増加並其の選出方法及會計整理の期間延長、本會資金の運用についての三項である。即ち第十條の主事の員數増加については本會が逐年其の施設經營に就て益々繁劇を加へた上地方との連絡を要する事項が年一年と増加するので現在の狀態では充分なる活動をなし得ない

憾があるので主事十二名を二十名に増員することになしこれに關聯して第十一條に於て從來專務主事並常務主事の事務員以外明記されなかつたのを増補したのである。又會計整理の期間が從來年度終了後三箇月であつたのをこれを普通行はれて居る一箇年に改めた。本會資金の運用は從來評議員會の決議によつて其の運用をなしたのであつたが特に一項を加へて運用し得ることを明瞭にしたのである。

更に同七年六月の總會に於て三度廣汎に亘りて定款の大改正を行つた。其の主要なる理事に關する項を抽出すれば從來「主事」の名稱であつたのを「理事」に改め、「監査」を「監事」、「書記」を「主事」、「主事補」と改めた。又從來民法上の理事は會長副會長專務主事常務主事に限りたるを今回はすべて理事とした。役員の選舉は從來會長副會長及監査は總會に於て會員中より選舉し、主事は七名、會長の特選十三名は總會に於て各郡市より一名宛選舉する規定なりしを、今回は會長副會長は總會に於て選舉し、理事の内十三名は各郡市支會區域内在住の會員中より互選を以て一名を擧げ他の七名と監事とは評議員會に於て會員中より選舉することに改正した。この改正に依りて多年に亘りたる選舉の繁雜と弊害を除くことを得た。

其の他本期中經營したる事業の一斑を擧ぐれば、盲學校の廢止、多年本會の經營に係る盲學校は、其の後縣立學校の代用として存続設置したるが昭和八年度より縣立盲學校が設置されたのでこれを廢止し、同校に關する一切の器械器具を擧げて生徒と共に縣に移管することになつた。

社會教育の施設 社會教育の主なるものは講演講師の派遣及活動寫眞の映寫等にて講演は

各地方に於て行ひ、活動寫眞は縣社會教育課又は各郡支會と合同し或は學校並各種教化團體の需に應じ或は公私經濟の緊縮教化總動員の宣傳實行に際しては本會は教化團體聯合會及諸團體と聯絡提携して縣下各地に於て映寫を行ふこと百餘回に及んで居る。尙本會は公私經濟の緊縮教化動員の趣旨の普及徹底を圖らんが爲千葉教育臨時號を發行し之を町村役場、學校其の他教化團體地方有志に配布した。これ等の施設は學校教育を裨補し青少年教育、成人教育及一般民衆の指導民心の作興、民風の改善等に資せしこと尠くない。

滿鮮視察團員派遣 縣教育會では從來毎年視察員を派遣し他府縣の教育を視察せしめ以て縣下教育の改善振興に資したりしが近年は單に内地のみならず臺灣、樺太、北海道等新開地の教育、産業、交通、土木、衛生等を視察せしめたりしが昭和二年は特に大連市にて内鮮滿聯合教育會を開催すべく通知を受けたるによりこれに参加すべき團員を募集し一行十八名九月十日午後七時三十分東京驛發にて出發し團長には主事渡邊英三、副團長には小倉視學、總務に近藤洋雄を挙げた。昭和四年九月には同月二十九日より四日間朝鮮京城に於て全國教育大會の開催を機とし滿鮮地方の視察をなし、内鮮滿教育の連絡は勿論教育資料を得ることは縣下教育の改善上最緊切なるを認め視察員を募集したるに二十九名に達したるを以て之を二班に組織して視察團を派遣した。

夏季大學開設 夏季休業を利用し小學校教員の實力向上の爲夏季大學を開催したるが昭和四年度には千葉市原、東葛飾、海上、匝瑳、夷隅、安房の各支會と合同し、千葉、五井、松戸、本銚子、八日市場、大原北條の七箇所に於て一箇所各三日乃至五日間斯界の權威者を聘し講習をなしたるが何れも盛會で修了者一千六十餘名に達した。

小學校教員長期講習會 小學校教員の實力養成並資格向上の爲本縣師範學校の委託に依り昭和三年度より繼續事業として千葉、東葛飾、香取、匝瑳、長生、君津、安房の七支會に分囑し、男女師範學校並支會所在の中學校を會場として開催した昭和五年三月末現在講習員總數三百五十名を算するに至つた。

圖書書方振興會 從來千葉市教育會と合同して本會總會の際又は其の他の機會を利用し、縣下中、小學校教員美術展覽會及小學校兒童成績展覽會を開催して圖書、書方等技能教科の成績向上に寄與して來たが、昭和八年度からこれを改め新に千葉縣教育會圖書振興會同書方振興會を設置し、單に展覽會のみならず、研究會、講演會講習會、其の他該科振興上の施設を行ふことにし規約を設け中央に委員を各郡市に指導員を置き各支會と連絡提携して事業を遂行することにした。

出版事業 出版事業は小學校農業教科書新制水産教科書郷土讀本、學事關係職員錄、小學校兒童夏季學習帳の發行、其の他教育關係圖書を出版して縣下教育に便益を與へたること少くない。

教育參考品蒐集 縣下教職員の研究調查物、著書、考案品等を蒐集し教育上の參考資料として本會に永く保管陳列することは、本會として意義あることであるので、概要左の標準に依りて募集することにした。

イ、本縣在職又は本縣出身教育關係者の手になりたるものとす

ロ、研究、調査、考案、製作品等を主とするも特に意義ある書簡、隨筆、遺品等を希望す

ハ、故人に屬するものは内容には餘り重點を置かず記念品として蒐集す

ニ、現存者に屬するものは展覽會入賞、獎勵金受領等特に認定せられたる物又は本會の審査を経たるものとす

二 郡市教育會及市町村教育會

郡市教育會 從來各郡支教育會では各其の土地の状況時代の進運に伴ふ各種の施設をなし又教員の研究修養に資する爲講習會を開催し學校教育の改善社會教育の振興に活動せられ又縣外に學事視察員を派遣して参考に資し教育功績者を表彰して其の善行を獎勵し其の他思想問題の研究に努むる所あり斯界に裨益を與ふること少くない。

昭和八年十月一日現在に於ける縣郡市教育會の概況は左の如くである。

郡市教育會概況

△印法人組織

(昭和八年十月一日現在)

會名	位置	創立年月日	經常費	會員數	基本財産額	事業
千葉市教育會	千葉市	大正十年六月十五日	五、九二四	五、〇四〇	三、六二八	講習會、講演會、研究會、展覽會、教育視察、就學前兒童輔導、表彰、學齡兒童保護
千葉郡教育會	幕張町	明治卅二年五月廿二日	二、〇七五	二九三	三、三一六	講習會、講演會、表彰、學事視察、研究會、農業講習獎勵
△市原郡教育會	八幡町	明治廿二年五月一日	一、五〇八	五四一	八、〇八八	講習會、講演會、各種研究會、教育視察、會報發行、表彰
東葛飾郡教育會	松戸町	明治廿一年四月廿一日	一、七一九	九四一	三、一八〇	講習會、講習會、教育研究、表彰、教育調査、展覽會、社會教育
印旛郡教育會	八街町	明治三十年十月十六日	二、三〇四	六九八	三、〇八六	講習會、講演會、學事視察、各種研究會、表彰、實業教育振興、郷土資料展覽會
△香取郡教育會	佐原町	明治卅三年九月六日	二、六七一	五五〇	二、四二〇	講習會、講習會、教育研究會、視察、表彰、各種教育研究、諸團體、獎勵

海上郡教育會	銚子市	明治三十年四月廿五日	二、二七八	三四五	一、六五〇	講習會、講演會、視察、表彰、研究會、會報發行圖書館經營
匝瑳郡教育會	八日市	明治廿九年五月一日	一、〇二六	一五九	—	講習會、講演會、研究會、體育獎勵、農業教育獎勵、視察、表彰、出席獎勵
山武郡教育會	東金町	明治廿二年九月一日	一、九五一	四二〇	三、一二三	講習會、研究會、教育獎勵、體育獎勵、教育館經營、表彰、學事視察、展覽會
△長生郡教育會	茂原町	明治卅五年八月十一日	一、八〇一	三〇六	一、六五〇	講習會、講演會、教科研究會、表彰、視察、女子教育及農業教育獎勵
夷隅郡教育會	大多喜町	明治十四年四月	二、〇〇二	三九八	七、二〇七	講習會、研究會、視察、表彰、教育獎勵、會員弔慰、會務要録發行
君津郡教育會	木更津町	明治廿一年一月廿三日	一、八五八	五八四	二、五〇〇	講習會、講演會、社會教育、教科調査會、表彰、研究會、展覽會
安房郡教育會	館山	明治廿一年一月三日	三、八八九	七八一	七、二〇七	講習會、講演會、社會教育、研究調査、研究獎勵、視察、表彰、代議員派遣、會報發行

市町村教育會

市町村教育會數調

(昭和八年十月一日現在)

市	郡	市	町	村	計
千葉市	千葉郡	香取郡	山武郡	君津郡	一
一	三	九	五	一	一五
銚子市	東葛飾郡	海上郡	長房郡	安房郡	二
二	四	二	一	一	一〇
印旛郡	匝瑳郡	山武郡	夷隅郡	君津郡	七
七	三	五	一	一	一六
千葉市	千葉郡	香取郡	山武郡	君津郡	三
三	五	一	一	一	一〇
銚子市	東葛飾郡	海上郡	長房郡	安房郡	二
二	四	二	一	一	一〇
印旛郡	匝瑳郡	山武郡	夷隅郡	君津郡	七
七	三	五	一	一	一六

三 千葉縣小學校長會

本會の成立に關しては、昭和元年十二月二十七日縣教育會事務所に於て各郡市小學校長の有志會合し、私立小學校長會組織に關して協議し、着々準備を整へ、昭和二年十月二十三日縣立千葉高等女學校に於て發會式を舉行した。縣下小學校教育の振興に關し、各校に共通せる問題の解決、小學校長間の輿論統一等に對する私設統合機關たらしめたのである。本會の概要は左の如し。

- 一 事務所 千葉市千葉一八四
- 二 會員 千葉縣小學校長四三五名
- 三 目的 千葉縣小學校教育の振興を圖るにあり
- 三 役員 會長一名、副會長一名、理事十三名、顧問若干名
- 五 昭和八年度に於ては總會開催、研究調査講演會及視察員派遣をなす。本年度豫算額五百三十九圓

四 千葉縣聯合女教員會

近時女教員の進出は著しく全教員の三分の一強に達せんとする勢を示し、女教員が初等教育界の重要な役割を分擔する傾向あるに鑑み、大正の末期より帝國教育會をはじめ各府縣に於て女教員會を開催し、其の意見と主張とを發表し、女教員の有する特徴と使命とを發揮するに努むるに至つた。本縣に於てもこの趨勢に鑑み、屢女教員の會合を見たるが、昭和三年六月第三回千葉縣小學校女教員會總會に於て從來の組織を變更し、縣下各郡市女教員團體の聯合組織となすことに可決

し、爾來各郡市教育會並女教員團體幹部の賛同入會を得、同年十一月縣下各郡市女教員團體全部の加入を得た。昭和四年六月十三日千葉縣女子師範學校に於て其の第一回總會を開催し、今日に至つて居る。

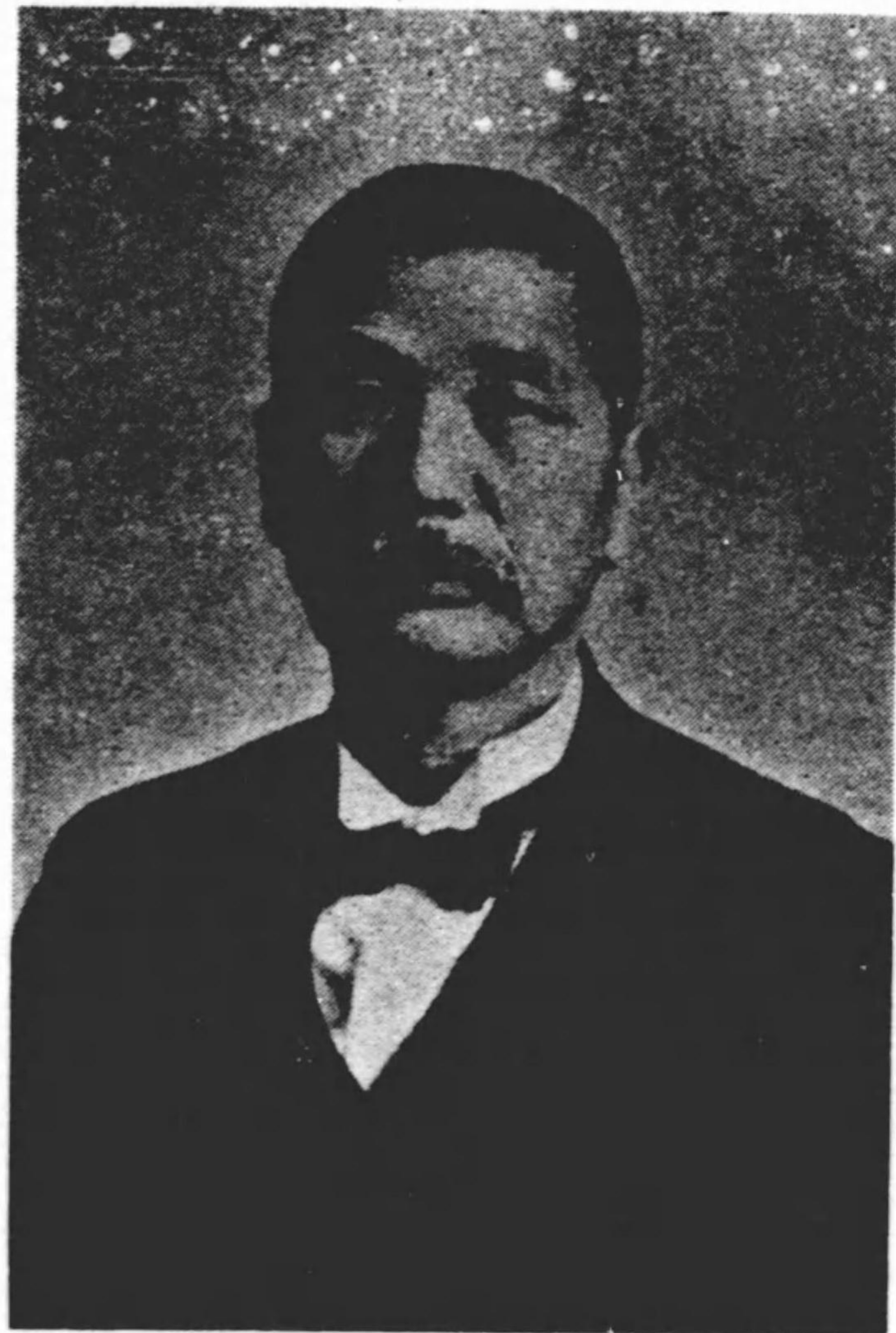
五 千葉縣中等教育研究會

本會は千葉縣内中等教育の改善並教員の研究修養に資する爲、大正十二年七月二十三日中等學校教員を以て組織したる私設團體である。其の概況は左の如し。

- 一 事務所 千葉縣學務部學務課内
- 二 役員 會長一名、副會長一名、理事若干名、評議員若干名、書記二名
- 三 研究部特設 研究の進行を圖り、其の効果を大ならしめんが爲、各學科目を左の部門に別ち各部に部長一名を各學科に主任若平名を置き會長之を囑託す
- 修身公民科、教育科、國語及漢文科、外國語科、歴史科、地理科、數學科、博物科、物理及化學科、法制及經濟科、圖畫科、習字科、音樂科、學校衛生科、體育科、家事科、裁縫科、作物科、養蠶科、農藝化學科、畜産科、園藝病蟲害科、林業農業工學手工科、商業科、水産科、農業經濟科
- 四 昭和八年度事業

- 講習會五回、學科研究會五科目、研究獎勵費七百圓、視察員四十人派遣、郷土資料調査、會報發行、學科主任及部長協議會、理事及評議員會
- 五 經費 (昭和八年度)

岐坂の原要藏の塾に入り英漢數を修め、尋で神田淡路町なる共立學校に轉じ、更に同十九年七月大學豫備門に入り同校が第一高等中學校となるに及び校長木下廣次に師事した學科は論理及心理を岡田良平に、國文を小中村義象、落合直文、増田于信動物を佐々木忠次郎、經濟通論を中隈敬藏に學んだ。學友には田島錦治、高橋作衛、山縣五十雄、鹽井雨江等であつた。明治二十四年七月東京帝國大學文科大學に進み國史學を修め、同二十七年七月十日同大學を卒業し文學士となつた。



明治三十年九月第一高等中學校講師に任ぜられ、本邦史及東洋史の授業を囑託せられ、同三十一年八月學習院教授任務を命ぜられ、同三十二年六月學習院教授兼第一高等學校講師となる。爾來二十一年の間學習院に在り國史を擔任し、誠意正心専ら華胄社會の子弟を教導し、同學院の寄宿舎第一及第二寮長を兼務し、或は同學院内に設立せる輔仁會の副會長に選ばれ、學習院の教養上貢獻する所頗る多かつた。大正四年八月即位大禮の際宮内省勅任總代として賢所大前の儀並紫宸殿の儀に參列し、同五年九月勳四等に叙し瑞寶章を授けられた。同七年十一月病を以て本官を免せられ、其の後専ら著述に従事した。大正十一年四月實

踐女學校、明治大學豫科、早稻田大學文學科等の講師となり、翌十三年四月國學院大學に聘せられ、同大學教授として國史を講ずるの外、諸方より講演を依頼され、日本史家として名聲全國に洽く知られた。

大森氏は、歴史教育家として本邦史全般に通ずるも、最も力を注ぎたるは鎌倉時代史で、特に頼朝の人と爲りを慕ひ、頼朝會を興し、頼朝の事蹟を闡明し、其の功績を顯彰するに努めた。著書二十餘種あり、就中最も完備せるは大日本全史三卷である。續篇として現代日本史一卷がある。又参考書として武家時代の研究三卷、史傳史話正續二卷ある。史論として日本中世史論考、新國史論叢各一卷ある。郷土誌として歴史地理大觀、かまくら一卷あり、鎌倉の史蹟を詳細に説明してある。明治三十六年六月、日本歴史年表一卷を撰み、昭和五年三月之を増補して最新日本歴史年表と題し、大森高橋共著として刊行し、學者に便益を與へた。同十年の頃より健康を損し、越えて十二年十二月溘焉として永眠せられた。享年七十一。

大森氏は人と爲り温厚篤實、人と交るに頗懇切であつた。唯惜らくは斯界の某有力者と學説を異にし、之が禍根となりて優に學位を得る資格を有しながら、遂に之を得ざりしを遺憾とするのみ。氏實子なく甥某家を嗣いた。藏書數千卷、遺志によりて全部相州金澤文庫に寄贈せられた。林天然氏の論文に據る

横堀治三郎

大森氏と其の郷里を同うし、長生郡茂原町茂原の出身である。父は同地の舊族横堀源一郎で、其の次男として明治四年三月二十日を以て生る。夙に縣立千葉尋常中學校に學び、後東京に出て神田區淡路町の開成中學校に修業し、尋で第一高等中學校に入り、同二十四年七月同校を卒業し、直に東京帝